

平成 31 年 3 月学位授与
関西大学審査学位論文

清末中国における日本製紙幣導入の研究



関西大学大学院
東アジア文化研究科
何娟娟

清末中国における日本製紙幣導入の研究

関西大学大学院
東アジア文化研究科
何娟娟

要旨

清政府は1644年に全国を統一するに際して、明代以来の貨幣制度を踏襲した。その伝統的な貨幣制度は周知のように、秤量貨幣である銀両と制錢を併用したものであった。高額には銀両を用い、小額に銅錢を用い、銀が財政貨幣として使用された「銀銅複本位制」である。アヘン戦争以降、外国との貿易を展開すると共に、外国の侵略勢力の範囲が広がり、清朝の全国各地においても交易が拡大した。そのため、全国の統一市場に合わせる本位貨幣が必要になった。同時に、市場に便利な外国銀元の出現がその要求を満足させていた。道光時期になり、外国銀元の輸入数量が漸次増え、日常に益々使用されていた。しかも、一部の省では税金の払い方として認められていた。中国の銀両が大量に流出し、外国の銀元が大量に流入していた厳しい状況を清政府が無視できない程度になったため、清政府は銀元の重要性を意識し、困難の経済状況を改善できるかを考え、銀元の鑄造を許可した。しかし、清政府は銀元鑄造の統一標準を定めていないため、各省が鑄造した銀元の様式と品質は水準が揃っておらず、各省の省名も銀元の表面に表示されたため、各省で鑄造された銀元は現地のみで使われ、全国で流通できなかった。

清代の制錢は、中央政府の戸部と工部が鑄造する以外に、各省は自ら官錢局を設立し、区別するために、各自の局名付きの制錢を鑄造するのである。地域性の制限により、制錢は流通が不便になり、各地の計数方法と品質は全然違っていた。さらに、民間にも私鑄の制錢が出現したが、“局私”、“民私”は大量に市場に溢れて、“天下通行錢、公私各半”までに達していた。大量の悪質制錢が市場に溢れていたため、“銀貴錢賤”の現象が出現し、制錢制度も更に混乱し、市場経済の発展にも不利であった。1851年(咸豐元年)太平天国の乱により、清政府はただ田賦などの租税だけで軍事費を調達できなかった。それに制錢鑄造の原料が不足し、銅の価格が上昇し、鑄造利益は段々と減ってきた。これらの原因により、清政府は大錢の鑄造を解決手段とする計画を立てた。しかし、民衆に拒否された。大錢制度は失敗し、制錢の鑄造はすでに停止されたが、市場に流通していた銅錢は“当十”以外に、私鑄造の小錢だけであった。同治時期に入り、清政府は制錢の鑄造を回復することを考慮した、1886年(光緒12年)に実際に実施した、結局利潤が赤字となったため、また鑄造を停止した。制錢の鑄造は回復できず、大錢の流通も難しくて進展できい状態により、社会の客観需要に合わせる新しい貨幣“銅元”が出現した。銅

元の鑄造が大きな利益を齎し、同時に財政の重要な来源になったため、各省はその利益を求め、鑄造額を増加した。1905 年以降、銅元の数量は激増し、価値が次第に下落した。銅元は無制限な鑄造に有限な流通地区を加え、混乱した局面に陥った。清朝は開国以来、銀両と制錢の併用を行っていた。銀両は国家収支と巨額貿易に使われ、制錢は一般的な貨幣流通に使われていた。そのため、嘉慶以前、貨幣問題は歴代と同じように、錢の重さと軽さ、私鑄などの銅錢の問題があった。アヘン戦争以降、外国資本の侵入に伴い、清朝の貨幣問題は制錢から銀両に変えたが、銀の価値の上昇下降は貨幣問題の中心問題になった。この時期には、銀が大量に外国に流出し、危機的な“銀貴錢賤”の現象が出現した。そのため、清政府は通貨切り下げの政策として、大錢と銅元を鑄造したが、逆にインフレーションになり、これらの政策は失敗したのである。

アヘン戦争以降、最初に中国で設立された外資系銀行は、イギリスの東方銀行であり、同銀行は 1845 年に香港、広州で支店を、1847 年に上海において支店を開設した。東方銀行が中国に進出すると、他の銀行が次から次へと到来してきた。19 世紀 60 年代までに、中国において開業した外資系銀行は全てイギリス系の銀行であった。60 年代に入り、フランスの銀行も進出し始めた。フランス銀行は 1860 年に上海で、1863 年に香港で支店を設立した。1872 年にドイツの徳意志銀行は上海で支部を設置したが、1875 年から 1878 年までの間に、また上海、福州、漢口、厦門で支店を増設した。1876 年にロシアの対外貿易銀行は上海で機関を設立した。1880 年に日本の東京第一国民銀行は上海で機関を設立した。しかし、これらの銀行は存在した時間が短かったため、イギリス銀行が中国を制覇した局面は相変わらず変わらなかったのである。イギリスの銀行が中国を寡占する局面を打ち破ったのはドイツの徳華銀行及び横浜正金銀行の設立であった。1870 年代以降、とりわけ甲午戦争以後、外資系銀行は中国に進出を速めた。この時期に外資系銀行は続々と中国で設立された。

19 世紀の末期までに、外国の銀行はほぼ 50 年間にわたり中国の市場でしていた。これらの銀行は中国の経済を操縦し、中国の国際為替業務と国内金融市場を独占し、借款を通し中国の財政をコントロールし、中国の權益を大量に奪取した。当時の中国がそれに対抗できる新式な金融機関はまだ出現していなかった。外資銀行と金融資本の侵略は客観的に中国銀行業の出現に刺激を与えたが、国内で銀行を創業する聲があがった。清政府は不平等条約により、巨額の負債を抱え、財政困難に陥り、経済的に資金の供求を求め、新式銀行の融資機能に着目

した。同時に、中国の伝統な経済機構は崩れ、民族工業と商業の発展も新しい有利な融資ルートが必要となったが、外資銀行に依頼することは困難であり、伝統的な金融業が新式産業と民族資本主義からの支持は停滞し後れを取り、民族金融業の発展を促進し、根本的に新式銀行の誕生を促進した。光緒 23 年 4 月 26 日(1897 年 5 月 27 日)には、中国通商銀行は正式に成立した。その後、本店は上海で設置された。その後、1905 年に戸部銀行は本店を北京で設立し、1908 年に戸部は度支部と改名され、戸部銀行も大清銀行と改名された。その銀行は当時社会の貨幣資本を集中する機能を十分に発揮したが、中央銀行の方向を進めていくつもりであった。同年、郵伝部は交通銀行を北京で本店を設立し、上海、天津、漢口など 23 所で支店を設立したが、主に客船、道路、電気、郵送などの経費の受取と支払を取扱っていた。中央政府以外には、各省では地方銀行も設立されたが、例えば 1902 年に天津の直隸省銀行(当時天津官銀号と呼ばれ)、1905 年に成都の浚川源銀行、1909 年に杭州の浙江省銀行などであり、これらは全部官民による共同経営した銀行であった。1906 年に初めて民間の資本による銀行が成立されたが、それは信成銀行であった。1907 年に滬杭甬鉄道を建設するために、浙江鉄道会社は杭州で浙江興業銀行を設立した。1908 年に上海で商売していた寧波商人は四明商業貯蓄銀行を成立した。それ以外は、信義銀行、裕商銀行など民営資本による銀行も短時間で存在した。

こんな貨幣混乱の状況と金融経済の問題を改善するために、主な省では地方官により、様々な幣制改革が行われた。それに関して、中国や日本の研究者を中心に次の成果がある。張家驥『中華幣制史』、黒田明伸「清末湖北省における幣制改革」、劉四平、李細珠「張之洞与晚清貨幣改革」、沈飛「清末山東省鑄造的銅元」、李守良「袁世凱与直隸新政中的財政運作(1901-1907)」、沙偉「晚清時期湖南官錢局紙幣」、陳春声「清代広東的銀元流通」、譚玉龍「晚清時期広西貨幣体系状況概述」、陽福明「烏龍票与清末広西銀行」、史思「上海信成銀行和沈縵雲其人」などである。これらはすべて中国国内の貨幣問題、幣制改革に関連した内容である。しかし、貨幣混乱がもたらした経済困難を改善するための方法として、日本政府の印刷局から日本製紙幣や日本製紙幣の原紙を導入した研究についてはこれまで行われていない。そこで、本研究は清末中国の地方大臣により、日本製紙幣や日本製紙幣原紙の導入について明らかにするものである。

目次

序論.....	1
第一部 清末中国における幣制改革.....	6
第一章 清末中国における幣制改革の道程.....	7
第一節 銀両と銀元.....	7
第二節 制錢と銅元.....	10
第二章 清末中国における銀行制度の確立.....	15
第一節 外国銀行勢力の進出.....	15
第二節 中国における新式銀行業の興起.....	19
第二部 清末中国における日本製紙幣の導入.....	22
第一章 清末湖北省における日本製紙幣の導入.....	23
第一節 湖北省における日本製紙幣導入の背景.....	24
第二節 湖北省における日本製紙幣導入の過程.....	27
小結.....	44
第二章 清末山東省における日本製紙幣の導入.....	45
第一節 山東省における日本製紙幣導入の背景.....	45
第二節 山東省における日本製紙幣導入の過程.....	48
小結.....	54
第三章 清末湖南省における日本製紙幣の導入.....	55
第一節 湖南省における日本製紙幣の導入の背景.....	55
第二節 湖南省における日本製紙幣導入の過程.....	61
小結.....	67
第四章 清末直隸省における日本製紙幣原紙の導入.....	68
第一節 直隸省における日本製紙幣原紙導入の背景.....	68
第二節 直隸省における日本製紙幣原紙導入の過程.....	74
小結.....	81
第五章 清末広東省における日本製紙幣の導入.....	83
第一節 広東省における日本製紙幣導入の背景.....	84
第二節 広東省における日本製紙幣導入の過程.....	91
小結.....	102
第六章 清末広西省における日本製紙幣の導入.....	104
第一節 広西省における日本製紙幣導入の背景.....	105
第二節 広西省における日本製紙幣導入の経過.....	110
小結.....	114
第七章 清末上海における日本製紙幣の導入.....	116
第一節 上海における日本製紙幣導入の背景.....	118
第二節 上海における日本製紙幣導入の過程.....	124

小結.....	134
結論.....	135
参考文献.....	138

序 論

清政府は 1644 年に全国を統一するに際して、明代以来の貨幣制度を踏襲した。その伝統的な貨幣制度は周知のように、秤量貨幣である銀両と制錢を併用したものであった。高額には銀両を用い、小額に銅錢を用い、銀が財政貨幣として使用された「銀銅複本位制」である。銀両は種類が多く、清代の初期には、法定の鑄造貨幣も変換されなかった。通常に使用されている銀両は純度が 935.374‰の銀錠であり、鑄造された後、元宝、中錠、小錠、碎銀など分けられ、総称して銀塊あるいは銀錠と呼ばれている。アヘン戦争以降、外国との貿易を展開すると共に、外国の侵略勢力の範囲が広がり、清朝の全国各地においても交易が拡大した。そのため、全国の統一市場に合わせる本位貨幣が必要になった。同時に、市場に便利な外国銀元の出現がその要求を満足させていた。外国銀元は当時洋錢、洋銀あるいは番銀と呼ばれていた。明末に輸入され、福建省の福州と広東省の広州などの対外貿易が発達した地区で使用された。道光時期になり、外国銀元の輸入数量が漸次増え、日常に益々使用されていた。しかも、一部の省では税金の払い方として認められていた。当時、中国に輸入された銀元は種類が多い。19 世紀中葉以前、スペイン銀元は主要な地位に占めていた。スペイン銀元は本洋と俗称され、最初フィリピンを通じて、中国の広州、寧波、廈門などの沿海口岸に輸入されたが、中国はヨーロッパ各国と直接的に貿易を始めて以来、本洋が主に広州を通じて国内に流通した。銀の重さが安定し、品質も良いため、スペイン銀元は民衆に受けられ、大人気であった。19 世紀後半期に入り、メキシコ銀元はその地位に取って代わった。1821 年メキシコはスペインから離れて独立した。1824 年に銀元の鑄造を始め、1854 年(咸豊 4 年)中国に輸入した。19 世紀の 60 年代前半期、メキシコ銀元は中国での使用地位が上がり、70 年代以降、内陸で払い手段として棉の商売に通用され、80 年代の後半期までに、その流通範囲は更に拡大され、条約によりの通称港だけではなく、広東省、広西省、福建省、山東省、直隸省及び台湾等の沿海地域で利用されていた。中国の銀両が大量に流出し、外国の銀元が大量に流入していた厳しい状況を清政府が無視できない程度になったため、清政府は銀元の重要性を意識し、困難の経済状況を改善できるかを考え、銀元の鑄造を許可した。しかし、清政府は銀元鑄造の統一標準を定めていないため、各省が鑄

造した銀元の様式と品質は水準が揃っておらず、各省の省名も銀元の表面に表示されたため、各省で铸造された銀元は現地のみで使われ、全国で流通できなかった。しかし、銀兩制度に対して、銀元制度はある意味で進歩と言える。しかも、中国で流通していた外国銀元にとっては、激しい衝撃であった。しかし、铸造された銀元は銀兩の地位を取って代わらなかったが、銀兩はまだ長く存在していた。両方は通貨が同時に実行し、価格単位として共存していた。それに、両方は法律で償還役割を持ち、铸造権利も地方でも分散していた

清代の制銭は、中央政府の戸部と工部が铸造する以外に、各省は自ら官銭局を設立し、区別するために、各自の局名付きの制銭を铸造するのである。地域性の制限により、制銭は流通が不便になり、各地の計数方法と品質は全然違っていた。さらに、民間にも私鑄の制銭が出現したが、“局私”、“民私”は大量に市場に溢れて、“天下通行銭、公私各半”までに達していた。大量の悪質制銭が市場に溢れていたため、“銀貴銭賤”の現象が出現し、制銭制度も更に混乱し、市場経済の発展にも不利であった。その次は清政府の分散铸造の政策であった。アヘン戦争以降になっても、清政府はまだその政策を使い続けていた。各省はいつでも上奏してから、制銭が铸造できた。中央政府が設立した宝泉局と宝源局はそれぞれに戸部と工部に所属していた。お互いに独立で、隷属していなかったが、铸造した制銭はただ首都のために使用され、他のところへ輸送されるのも禁止であった。同じように、各省が铸造した制銭は各地のみで使用されていた。このような政策によって、制銭の重さと品質は統一できなく、制銭の私鑄も絶えずに続けていた。アヘン戦争以前、制銭制度は封建性がすでに現れていたため、嘉慶、道光年間には、幣制を改善する大銭の铸造の建議を提出されたが、結局権力者は軽率にその提案を受け入れなかった。しかし、アヘン戦争のため、軍事費を大量に消耗され、巨額な賠償金を生み出し、国家の財政はもう窮地に陥っていた。それに、1851年(咸豊元年)太平天国の乱により、清政府はただ田賦などの租税だけで軍事費を調達できなかった。それに制銭铸造の原料が不足し、銅の価格が上昇し、铸造利益は段々と減ってきた。これらの原因により、清政府は大銭の铸造を解決手段とする計画を立てた。中央の宝泉と宝源は大銭の铸造をはじめ、地方の铸造局は次々とさかんに大銭を铸造した。大銭の铸造に対して、清朝廷は支持者が多く、反対者が少なかった。その中には、戸部侍郎兼銭法堂事務を担当していた王茂蔭は反対者として、歴史的な視角で統治者に提言し、大銭流通の妨害、私鑄、物価の上昇などについて詳しく陳述したが、清政府に受け入れられなかった。はたして、王の意見通り、大銭が世に出て、すぐ商民に拒否された、私鑄が

ひどく、物価が高騰した。1854年(咸豊四年)7月、“当千”、“当五百”の大銭を鑄造されたが、この二種類の大銭は最初から最後までわずか数ヶ月だけであった。翌年、“当百”、“当五十”の大銭はやむなく鑄造を停止された。1859年(咸豊9年)、“当十”大銭を除き、他の大銭は次々と鑄造を停止された。大銭制度は失敗し、制銭の鑄造はすでに停止されたが、市場に流通していた銅銭は“当十”以外に、私鑄造の小銭だけであった。同治時期に入り、清政府は制銭の鑄造を回復することを考慮した、1886年(光緒12年)に実際に実施した、結局利潤が赤字となったため、また鑄造を停止した。制銭の鑄造は回復できず、大銭の流通も難しくて進展できい状態により、社会の客観需要に合わせる新しい貨幣“銅元”が出現した。1900年(光緒26年)両広総督李鴻章は広東省で制銭不足の際には、6月に銅元の鑄造を始めた。最初の銅元は“光緒元宝”と呼ばれ、重さが2銭で、制銭の10文に相等しかつた。この銅元は外国製機器で製造され、花紋が精緻で、式様が美しく、品質が統一されていたため、大人気であった。銅元の鑄造が大きな利益を齎し、同時に財政の重要な来源になったため、各省はその利益を求め、鑄造額を増加した。1905年以降、銅元の数量は激増し、価値が次第に下落した。銅元は無制限な鑄造に有限な流通地区を加え、混乱した局面に陥った。清朝は開国以来、銀両と制銭の併用を行っていた。銀両は国家収支と巨額貿易に使われ、制銭は一般的な貨幣流通に使われていた。そのため、嘉慶以前、貨幣問題は歴代と同じように、銭の重さと軽さ、私鑄などの銅銭の問題があった。アヘン戦争以降、外国資本の侵入に伴い、清朝の貨幣問題は制銭から銀両に変えたが、銀の価値の上昇下降は貨幣問題の中心問題になった。この時期には、銀が大量に外国に流出し、危機的な“銀貴銭賤”の現象が出現した。そのため、清政府は通貨切り下げの政策として、大銭と銅元を鑄造したが、逆にインフレーションになり、これらの政策は失敗したのである。

アヘン戦争以降、外資系銀行は中国に進出を始めた。19世紀60年代までに、中国において開業した外資系銀行は全てイギリス系の銀行であったが、最初に中国で設立された銀行は東方銀行であり、同銀行は1845年に香港、広州で支店を、1847年に上海において支店を開設した。東方銀行が中国に進出すると、他の銀行が次から次へと到来してきた。19世紀60年代までに、中国において開業した外資系銀行は全てイギリス系の銀行であった。60年代に入り、フランスの銀行も進出し始めた。フランス銀行は1860年に上海で、1863年に香港で支店を設立した。1872年にドイツの徳意志銀行は上海で支部を設置したが、1875年から1878年までの間に、また上海、福州、漢口、厦門で支店を増設した。1876年にロシアの対外貿易銀行は上海で機関を設立した。

1880年に日本の東京第一国民銀行は上海で機関を設立した。しかし、これらの銀行は存在した時間が短かったため、イギリス銀行が中国を制覇した局面は相変わらず変わらなかったのである。イギリスの銀行が中国を寡占する局面を打ち破ったのはドイツの徳華銀行及び横浜正金銀行の設立であった。1870年代以降、とりわけ甲午戦争以後、外資系銀行は中国に進出を速めた。この時期に外資系銀行は続々と中国で設立された。この時期には、アメリカはまだ中国で銀行を設立していなかった。1887年に、アメリカの東部金融中心の投資家米建威は清政府の代表李鴻章に素敵な金融機構の計画を押し売りした。しかし、この計画は中国に対するアメリカの政治と経済の野心を暴露したため、イギリス、フランス、ドイツなど反対したり、アメリカ資本家集団内部の利益が競争したり、中国官僚集団内部の矛盾が激化したいろいろな原因により、この計画は諦められた。

19世紀の末期までに、外国の銀行はほぼ50年間にわたり中国の市場でしていた。これらの銀行は中国の経済を操縦し、中国の国際為替業務と国内金融市場を独占し、借款を通し中国の財政をコントロールし、中国の権益を大量に奪取した。当時の中国がそれに対抗できる新式な金融機関はまだ出現していなかった。外資銀行と金融資本の侵略は客観的に中国銀行業の出現に刺激を与えたが、国内で銀行を創業する聲があがった。清政府は不平等条約により、巨額の負債を抱え、財政困難に陥り、経済的に資金の供求を求め、新式銀行の融資機能に着目した。同時に、中国の伝統的な経済機構は崩れ、民族工業と商業の発展も新しい有利な融資ルートが必要となったが、外資銀行に依頼することは困難であり、伝統的な金融業が新式産業と民族資本主義からの支持は停滞し後れを取り、民族金融業の発展を促進し、根本的に新式銀行の誕生を促進した。1894年前後に、民族産業を振興するため、一部分の政府役人、知識人は中国の工業と商業の発展に金融の奉仕を提供する新式銀行の創設を発議した。洋務派は洋務企業の資金問題を解決するため、積極的に新式銀行の設置を提案した。光緒23年4月26日(1897年5月27日)には、中国通商銀行は正式に成立した。その後、本店は上海で設置された。その後、1905年に戸部銀行は本店を北京で設立し、1908年に戸部は度支部と改名され、戸部銀行も大清銀行と改名された。その銀行は当時社会の貨幣資本を集中する機能を十分に発揮したが、中央銀行の方向を進めていくつもりであった。同年、郵伝部は交通銀行を北京で本店を設立し、上海、天津、漢口など23所で支店を設立したが、主に客船、道路、電気、郵送などの経費の受取と支払を取扱っていた。中央政府以外には、各省では地方銀行も設立されたが、例

例えば 1902 年に天津の直隸省銀行(当時天津官銀号と呼ばれ)、1905 年に成都の浚川源銀行、1909 年に杭州の浙江省銀行などであり、これらは全部官民による共同経営した銀行であった。20 世紀の初期には民間の資本銀行が出現した。1906 年に初めて民間の資本による銀行が成立されたが、それは信成銀行であった。1907 年に滬杭甬鉄道を建設するために、浙江鉄道会社は杭州で浙江興業銀行を設立した。1908 年に上海で商売していた寧波商人は四明商業貯蓄銀行を成立した。それ以外は、信義銀行、裕商銀行など民営資本による銀行も短時間で存在した。

こんな貨幣混乱と幣制紊乱の状況及び外資銀行の進出による経済問題を改善するために、主な省では地方官により、様々な幣制改革が行われた。それに関して、中国や日本の研究者を中心に成果があるが、これらはすべて中国国内の貨幣問題、幣制改革に関連した内容である。しかし、貨幣混乱がもたらした経済困難を改善するための方法として、日本政府の印刷局から日本製紙幣や日本製紙幣の原紙を導入した研究についてはこれまで行われていない。そこで、本研究は清末中国の地方大臣により、日本製紙幣や日本製紙幣原紙の導入について明らかにするものである。

第一部 清末中国における幣制改革

第一章 清末中国における幣制改革の道程

19 世紀中期以降の中国は、外国との貿易が恒常的に行われると不正常的なアヘン貿易により中国の銀が海外へ大量に流出し、物価が高騰した。他方、外国の銀元が中国市場に大量に輸入され、中国の旧来の銀両制度が破壊された。それと同時に、貨幣鑄造のための銅の産量が不足し、制錢の供給が不足し、私鑄の小錢が市中に横行する現象が出現している。このため、中国の銀両と制錢を併用した「銀銅複本位制」(双重本位制度)が破壊された。清政府には統一した国家銀行がなく、戸部と各省が別々に鑄造権を持ち、鑄造局が多く、地域によって省政府で鑄造された貨幣なども見られ、それぞれが異なり、大量の悪貨幣が市場に出現し、貨幣の混乱は極めてひどく、貨幣流通も混乱する状況になった。そのため、貨幣制度に危機を齎し、社会経済の発展に深刻な影響を与えた。

第一節 銀両と銀元

清政府は 1644 年に全国を統一するに際して、明代以来の貨幣制度を踏襲した。その伝統的な貨幣制度は周知のように、秤量貨幣である銀両と制錢を併用したものであった。高額には銀両を用い、小額に銅錢を用い、銀が財政貨幣として使用された「銀銅複本位制」である。¹銀両と銅錢が独立して流通したものではなく、独立性を持ちながら、共通する流通範囲があった。その流通範囲にも限度があり、白銀がどんなに拡大しても銅錢に取って代わることはできないものであった。

清代における銀両は秤で重さを測って純度を鑑定し流通していた。しかし、銀両は種類が多く、清代の初期には、法定の鑄造貨幣も変換されなかった。通常に使用されている銀両は純度が 935.374‰ の銀錠であり、鑄造された後、元宝、中錠、小錠、碎銀など分けられ、総称して銀塊あ

¹ 葉世昌、『中国金融通史(第一卷)』、中国金融出版社、2002 年、第 97 頁。

るいは銀錠と呼ばれている。²当時、全国の各地でも銀錠を鑄造され、その鑄造された銀錠の種類と名称は大体同じであるが、重さと純度とが完全に異なっていた。各地の異なる銀両は相互に兌換される時、必ず換算率が出る。銀両の使用上には、実銀と虚銀にも区別されている。“実銀”はその実物が先にも述べた色々な銀錠である。実銀は平で重さを測り、法律上には全国で通用できる平は清政府が各種類の税金を徴収する時に使ういわゆる庫平であるべきであったが、実際はそうではなく、庫平以外にも様々な平と呼ばれたものが存在していた。³通常に使用している五つがあり、それは庫平、漕銀、広平、関平、公砵平である。“虚銀”はその名の示すとおり、実物ではなく、当地当時の習慣により使用され、ある計量単位である。その虚銀は種類と名目も多く、主に五種類（紋銀、九八規元あるいは規銀、海関銀あるいは関平、天津業化銀、漢口洋例銀）があった。銀両の純度は純度差があり、平砵の規定もまた一致ではないため、銀錠の流通には困難があった。民衆は日常生活とか、特に商業、貿易と為替の場合には繰り返しの換算率が出て、非常に面倒をかけられた。⁴その換算率は銀両の使用上には厄介でもあり、全国の銀両制度にも影響を受け、なかなか統一されなかった。これは社会経済の発展に深刻な妨害となった。

アヘン戦争以降、外国との貿易を展開すると共に、外国の侵略勢力の範囲が広がり、清朝の全国各地においても交易が拡大した。そのため、全国の統一市場に合わせる本位貨幣が必要になった。同時に、市場に便利な外国銀元の出現がその要求を満足させていた。外国銀元は当時洋錢、洋銀あるいは番銀と呼ばれていた。明末に輸入され、福建省の福州と広東省の廣州などの対外貿易が発達した地区で使用された。⁵道光時期になり、外国銀元の輸入数量が漸次増え、日常に益々使用されていた。しかも、一部分の省では税金の払い方として認められていた。“凡完納錢糧及商賈交易，無一不用洋錢”と税金の納入及び商品の取引など全て洋錢を利用している。⁶アヘン戦争前において、洋錢は国内での流通範囲が広くなく、アヘン戦争後、その流通範囲が拡大していった。1843年に上海は通商口岸として対外に開放された。その時、寧波、蘇州、杭州では上海と同様にスペイン銀元がすでに通用していた。多数の店舗は銀元で取引し、豆、綿花、木綿の布などの大量の貿易はやはり銀両で計算していた。当時の上海は銀元と銀両

² 魏建猷、『中国近代貨幣史』、群聯出版社、1995年、第15-16頁。

³ 陳度、『中国近代幣制問題匯編』、上海瑞華印務局、1932年、181頁。

⁴ 馬士著、張匯文等訳、『中華帝国対外関係史』、第1巻、新知三聯書店、1957年、31頁。

⁵ 汪輝祖、『病榻夢痕錄』、転見羅爾綱『困学叢書』(下)、594頁。

⁶ 中国人民銀行総行参事室金融史料組編『中国近代貨幣史資料』第1輯上冊、中華書局、1964年42頁、道光九年十二月十六日上諭。

を両方使用していた。⁷ 広州、廈門、福州、寧波、上海の五口が通商口岸とされて以降、貨幣手段としての銀元は広く中国人に受け入れられた。

当時、中国に輸入された銀元は種類が多い。19世紀中葉以前、スペイン銀元は主要な地位に占めていた。スペイン銀元は本洋と俗称され、最初フィリピンを通じて、中国の広州、寧波、廈門などの沿海口岸に輸入されたが、中国はヨーロッパ各国と直接的に貿易を始めて以来、本洋が主に広州を通じて国内に流通した。銀の重さが安定し、品質も良いため、スペイン銀元は民衆に受けられ、大人気であった。“商務交易多用此幣，銀行所開匯價，亦以此為根拠”と、商務の場合に、基本的にスペイン銀元を使用され、銀行の為替レートもそれを根拠にしていた。⁸ 19世紀後半期に入り、メキシコ銀元はその地位に取って代わった。1821年メキシコはスペインから離れて独立した。1824年に銀元の鑄造を始め、1854年(咸豊4年)中国に輸入した。19世紀の60年代前半期、メキシコ銀元は中国での使用地位が上がり、70年代以降、内陸で払い手段として棉の商売に通用され、80年代の後半期までに、その流通範囲は更に拡大され、条約によりの通商港だけではなく、広東省、広西省、福建省、山東省、直隸省及び台湾等の沿海地域で利用されていた。⁹

中国の銀両が大量に流出し、外国の銀元が大量に流入していた厳しい状況を清政府が無視できない程度になったため、1887年(光緒13年)両広総督張之洞は清政府に銀元の鑄造を上奏した後、清政府は銀元の重要性を意識し、困難の経済状況を改善できるかを考え、銀元の鑄造を許可した。¹⁰ 1889年広東省で政府側の初銀元“龍洋”が誕生したが、これは政府が認めた法定貨幣であり、すべての錢糧の完納、関税、釐金などに使用された。市場に流通し、便利性の効果が顕著に現れたため、清政府は広東官錢局及び後に成立した湖北官錢局に資本を増加し、銀元の鑄造を拡大することを命じた。その後、沿海の各省は次々と官錢局を設立し、銀元の鑄造を始めた。¹¹ しかし、清政府は銀元鑄造の統一標準を定めていないため、各省が鑄造した銀元の様式と品質は水準が揃っておらず、各省の省名も銀元の表面に表示されたため、各省

⁷ 『北華捷報』、1856年4月19日、第159頁、転見『中国近代貨幣史資料』第1輯上冊、中華書局、57頁。

⁸ 耿愛徳著、蔡百受譯、『中国貨幣論』、商務印書館、1929年、第138頁。

⁹ 景復朗、『中国貨幣和金融政策』、1845—1895、ハーバード大学出版社、1965年、転見郝延平前掲書、第45頁。

¹⁰ 「両広総督張之洞請許試鑄銀元片光緒十三年正月二十四日」、『中国近代貨幣史資料』、第1輯下冊、第672頁。

¹¹ 『中国近代貨幣史資料』第1輯下冊、第680—690頁。

で鑄造された銀元は現地のみで使われ、全国で流通できなかった。1899年清政府は湖北省と広東省の鑄造だけ残し、他省の鑄造を止めたが、もし銀元を鑄造する場合は、湖北省と広東省に任せた。¹²しかし、この命令を有効的に実施していなかった。1905年清政府は再び各省が鑄造した銀元の様式を統一するために、天津で戸部の造幣総工場を設立し、銀元鑄造の責任を負い、南洋、北洋、広東、湖北四つの官錢局の下請け工場にしたが、金幣、銀幣、銅幣三種類貨幣を鑄造するつもりであった。その後、清政府は「鑄造銀幣分兩成色並行用章程」を頒布し、幣制単位を庫平“一兩”にし、補助銀幣は五錢、二錢、一錢の三種類に分け、総工場と支工場に鑄造任務を下達した。今回の改革はある程度で鑄造貨幣を統一し、鑄造貨幣の品質と様式を定め、中国で初めて近代貨幣制度が出現し、混乱の貨幣状況も以前より少し改善した。清政府の統治者たちは鑄造する銀元の重さを二つ主張して争論していたが、結局銅幣だけ鑄造された。¹³1907年清政府は「新幣分兩成色章程」を頒布し、庫平七錢二分を幣制単位に改変し、補助銀幣を五角、二角、一角に分けていたが、1910年清政府は「幣制条例」を頒布し、正式的に中国の国幣単位を“元”と呼称し、“銀”を本位に定め、銀兩制度を廃止し、鑄造権を中央政府に取り戻し、銀元を国幣にした。

銀兩制度に対して、銀元制度はある意味で進歩と言える。しかも、中国で流通していた外国銀元にとっては、激しい衝撃であった。しかし、鑄造された銀元は銀兩の地位を取って代わらなかったが、銀兩はまだ長く存在していた。両方は通貨が同時に実行し、価格単位として共存していた。それに、両方は法律で償還役割を持ち、鑄造権利も地方でも分散していた。

第二節 制錢と銅元

清代の制錢は、中央政府の戸部と工部が鑄造する以外に、各省は自ら官錢局を設立し、区別するために、各自の局名付きの制錢を鑄造するのである。道光以前、制錢の法定重量は一枚で1錢2分が決まっていた。咸豐以降、8分までに下げ、1895年(光緒21年)に7分になり、1905年

¹² 『中国近代貨幣史資料』第1輯下冊、第798頁。

¹³ 『中国近代貨幣史資料』第1輯下冊、第805、806、815頁。

(光緒31年)に6分までになった。これは首都地区において制錢の重量であり、地方にあったのはさらに軽かった。¹⁴減色はいわゆる制錢の品質の下がりであった。制錢の成分は主に銅であった。順治の年間、錢法があったのであった。その時、制錢は赤銅が7割で、白鉛が3割になっていたが、その割合は段々と変わってきて、銅の割合が減少し、白鉛の割合が増加になってきた。光緒年間に入り、銅が54%で、白鉛が46%での割合までにもなってきた。これは中央鑄造局の制錢であったが、地方の制錢は品質が更に悪かった。

それに、地域性の制限により、制錢は流通が不便になり、各地の計数方法と品質は全然違っていた。例えば、“一貫”は“一千文”であり、実際にははそうではない。湖南省の長沙が997文で、江西省の南昌が950文で、山西省の太原が820文で、河北省の張家口が320文である。¹⁵しかも、私鑄の小錢は市中に横行する現象が出現している。各省の総督と巡撫はひたすら利益のみを追求するため、砂等の異物を銅と一緒に混ぜ、制錢を鑄造した。このような方法で鑄造された制錢は材質が薄く、地面に落ちるとすぐ砕けた。さらに、民間にも私鑄の制錢が出現したが、“局私”、“民私”は大量に市場に溢れて、“天下通行錢、公私各半”までに達していた。¹⁶

道光の末年になると、“順治、康熙、雍正三錢、銅質最精、皆已無存。即乾嘉之錢、銅質純淨者、亦不多見”という状況になった。¹⁷制錢は金属貨幣であるため、価値はその重さと品質による決まった。清政府は何度も銅の重さを減少したり、品質を下げたりしたため、大量の悪質制錢が市場に溢れていたが、“銀貴錢賤”の現象が出現し、制錢制度も更に混乱した。物価も自然に急上昇し、市場経済の発展にも不利であった。

その次は清政府の分散鑄造の政策であった。アヘン戦争以降になっても、清政府はまだその政策を使い続けていた。各省はいつでも上奏してから、制錢が鑄造できた。中央政府が設立した宝泉局と宝源局はそれぞれに戸部と工部に所属していた。お互いに独立で、隷属していなかったが、鑄造した制錢はただ首都のために使用され、他のところへ輸送されるのも禁止であった。同じように、各省が鑄造した制錢は各地のみで使用されていた。このような政策によって、制錢の重さと品質は統一できなく、制錢の私鑄も絶えずに続けていた。各鑄造局が鑄造した制錢は

¹⁴ 楊端六、『清代貨幣金融史稿』、上海、三聯書店、1962年、第13頁。

¹⁵ 魏建猷、『中国近代貨幣史』、群聯出版社、1995年、第78頁。

¹⁶ 章宗元、「中国泉幣沿革」、北京、經濟学会、第1915年。

¹⁷ 繆梓、「擬改銀幣折錢疎稿一」、『繆武烈公遺集』、卷一。

本省あるいは本地区に限る流通し、他の省へ輸送されれば、すぐ断られた。この状況は日に日に発展している商品生産と交換に非常に相応しくなかったのであった。¹⁸

アヘン戦争以前、制銭制度は封建性がすでに現れていたため、嘉慶、道光年間には、幣制を改善する大銭の鑄造の建議を提出されたが、結局権力者は軽率にその提案を受け入れなかった。しかし、アヘン戦争のため、軍事費を大量に消耗され、巨額な賠償金を生み出し、国家の財政はもう窮地に陥っていた。それに、1851年(咸豊元年)太平天国の乱により、清政府はただ田賦などの租税だけで軍事費を調達できなかった。それに制銭鑄造の原料が不足し、銅の価格が上昇し、鑄造利益は段々と減ってきた。

これらの原因により、清政府は大銭の鑄造を解決手段とする計画を立てた。1853年(咸豊3年)清政府は大銭の鑄造を始めた。同年5月、第一種類の大銭は重さが6銭で、10文の制銭と見なし、貨幣の正面に“咸豊重宝”で、裏面に“当十”で、“当十大銭”と呼ばれていた。最初に鑄造された“当十”大銭を制銭と併せて用いると決定した。8月に、重さが1両8銭の“当五十”を鑄造された。11月に、重さが1両4銭の“当百”は銅の色が黄色になり、重さが1両6銭の“当五百”と重さが2両の“当千”は銅の色が紫色になった大銭の鑄造を増やした。同時に、“当五十”大銭を1両2銭までに減少し、“当十”大銭を4銭4分までに減少した。その後、続々と鑄造を増やしたり、大銭の重さを調整したりしていた。中央の宝泉と宝源は大銭の鑄造をはじめ、地方の鑄造局は次々とさかんに大銭を鑄造した。これは大銭の鑄造の全盛時代で、中国貨幣史における幣制がもっとも複雑で混乱していた時代であった。¹⁹

大銭の鑄造に対して、清朝廷は支持者が多く、反対者が少なかった。その中には、戸部侍郎兼銭法堂事務を担当していた王茂蔭は反対者として、“自来圜法、總以不惜工本為不易之常經。偶鑄大錢計叵節省、由漢迄明、興者嘗十數矣、而未久即廢、從未有能行者。”と“官能定錢之值。錢當千民不敢以為百、物值百民不難以為千。”と提出し、歴史的な視角で統治者に、“考歷代錢法、種類過繁、市肆必擾、折當過重、廢罷尤速。”²⁰と提言し、大銭流通の妨害、私鑄、物価の上昇などについて詳しく陳述したが、清政府に受け入れられなかった。はたして、王の意見通り、大銭が世に出て、すぐ商民に断られ、私鑄がひどく、物価が高騰した。そのため、

¹⁸ 袁遠福、『中国金融簡史』、中国金融出版社、2005年第二版、第35頁。

¹⁹ 中国人民銀行総行参事室金融史料組編、中国人民銀行金融資料組、『中国近代貨幣史資料』第1輯上冊、中華書局、1964年、第271頁。

²⁰ 王茂蔭、『論大錢利幣』、載『中国近代貨幣史資料』、第一輯上冊、北京、中国金融出版社、1964年、第208—209頁。

1854年(咸豊四年)7月、“当千”、“当五百”の大錢を鑄造されたが、この二種類の大錢は最初から最後までわずか数ヵ月だけであった。“当百”及びその以下の大錢は“也只能在京城勉強使用、百里之外即不通行、京外各處販賣糧食來京者、不肯接受大錢、致外來糧食日少、糧店紛紛歇業。銀市以錢買銀、大錢制錢價值懸殊”、“各行商賈心皆搖動、議論沸騰、一概不使大錢”と民衆に拒否された。翌年、“当百”、“当五十”の大錢はやむなく鑄造を停止された。1859年(咸豊9年)、“当十”大錢を除き、他の大錢は次々と鑄造を停止された。²¹

大錢制度は失敗し、制錢の鑄造はすでに停止されたが、市場に流通していた銅錢は“当十”以外に、私鑄造の小錢だけであった。同治時期に入り、清政府は制錢の鑄造を回復することを考慮した、1886年(光緒12年)に実際に実施した、結局利潤が赤字となったため、また鑄造を停止した。制錢の鑄造は回復できず、大錢の流通も難しくて進展できい状態により、社会の客観需要に合わせる新しい貨幣“銅元”が出現した。1900年(光緒26年)両広総督李鴻章は広東省で制錢不足の際には、6月に銅元の鑄造を始めた。最初の銅元は“光緒元宝”と呼ばれ、重さが2錢で、制錢の10文に相等しかつた。この銅元は外国製機器で製造され、花紋が精緻で、式様が美しく、品質が統一されていたため、大人気であった。清政府は大きな利潤を得て、1901年に沿海の各省に鑄造を命じさせ、1905年までに銅元を鑄造した省は17省で、鑄造局は20所に達していた。銅元の鑄造が大きな利益を齎し、同時に財政の重要な来源になったため、各省はその利益を求め、鑄造額を増加した。1905年以降、銅元の数量は激増し、価値が次第に下落した。1908年に1元銀元は120枚から130枚までの銅元に兌換できたが、1909年に170枚から180枚程度の銅元が変わった。過剰な銅元を持っていた省は隣の省に割引で投売りし、外省の銅元を本省に流入することは禁止となった。そのため、省の間にはトラブルがしばしば発生した。銅元は無制限な鑄造に有限な流通地区を加え、混乱した局面に陥った。²²

清朝は開国以来、銀両と制錢の併用を行っていた。銀両は国家収支と巨額貿易に使われ、制錢は一般的な貨幣流通に使われていた。そのため、嘉慶以前、貨幣問題は歴代と同じように、錢の重さと軽さ、私鑄などの銅錢の問題があった。アヘン戦争以降、外国資本の侵入に伴い、清朝の貨幣問題は制錢から銀両に変えたが、銀の価値の上昇下降は貨幣問題の中心問題になった。この時期には、銀が大量に外国に流出し、危機的な“銀貴錢賤”の現象が出現した。そ

²¹ 中国人民銀行金融資料組、『中国近代貨幣史資料』、上冊、北京、中国金融出版社、1964年、第271頁。

²² 同18、第37頁。

のため、清政府は通貨切り下げの政策として、大錢と銅元を鑄造したが、逆にインフレーションになり、これらの政策は失敗したのである。²³

²³ 同 18、第 39 頁。

第二章 清末中国における銀行制度の確立

19世紀60年代までに、中国において開業した外資系銀行は全てイギリス系の銀行であった。60年代に入り、フランスの銀行も進出し始めた。1872年にドイツの徳意志銀行は上海で支部を設置した。1876年にロシアの対外貿易銀行は上海で機関を設立した。1880年に日本の東京第一国民銀行は上海で機関を設立した。しかし、これらの銀行は存在した時間が短かったため、イギリス銀行が中国を制覇した局面は相変わらず変わらなかったのである。イギリスの銀行が中国を寡占する局面を打ち破ったのはドイツの徳華銀行及び横浜正金銀行の設立であった。1870年代以降、とりわけ甲午戦争以後、外資系銀行は中国に進出を速めた。この時期に外資系銀行は続々と中国で設立された。19世紀の末期までに、外国の銀行はほぼ50年間にわたり中国の市場で横行していた。1894年前後に、民族産業を振興するため、一部分の政府役人、知識人は中国の工業と商業の発展に金融の奉仕を提供する新式銀行の創設を発議した。洋務派は洋務企業の資金問題を解決するため、積極的に新式銀行の設置を提案した。光緒23年4月26日(1897年5月27日)には、中国通商銀行は正式に成立した。その後、1905年に戸部銀行は本店を北京で設立した。1908年に戸部は度支部と改名され、戸部銀行も大清銀行と改名された。その銀行は当時社会の貨幣資本を集中する機能を十分に発揮したが、中央銀行の方向を進めていくつもりであった。同年、郵伝部は交通銀行を北京で本店を設立した。中央政府以外には、各省では地方銀行も設立されたが、例えば1902年に天津の直隸省銀行(当時天津官銀号と呼ばれ)、1905年に成都の浚川源銀行、1909年に杭州の浙江省銀行などであった。

第一節 外国銀行勢力の進出

アヘン戦争以降、最初に中国で設立された外資系銀行は、イギリスの東方銀行であり、同銀行は1845年に香港、広州で支店を、1847年に上海において支店を開設した。その後、福州(1866年)、漢口(1877年)、厦門(1882年)、天津(1887年)とマカオ(1887年)へと支店を増設

した。東方銀行が中国に進出すると、他の銀行が次から次へと到来してきた。匯隆銀行は 1851 年に広州で、1854 年に上海において支店を設置したが、1861 年に福州と漢口で支店等を設立した。同銀行は最初に中国の内陸に進出した銀行であった。阿加刺銀行は 1854 年に上海で支店を設置し、東方銀行との競争を始めたが、翌年広州で代理店を設立し、1858 年に香港で支店を設置した。1864 年に他の商業会社と合併した後、福州(1875 年)、漢口(1880 年)、九江(1885 年)、芝罘(1887 年)などで続いて支部を設立した。1853 年に同時に成立したアジア特権銀行とインドロン中国商業銀行が合併した有利銀行は香港で支店を設立し、1860 年に上海で支店を設置したが、その後、広州(1855 年)、漢口(1866 年)、福州(1867 年)、九江(1876 年)、芝罘(1887 年)、厦門(1880 年)で支店を設立した。麦加利銀行は 1858 年上海で支店を、香港で代理店を設立したが、漢口(1863 年)、福州(1868 年)、厦門(1873 年)、天津(1895 年)で機関を設置した。²⁴

19 世紀 60 年代までに、中国において開業した外資系銀行は全てイギリス系の銀行であった。60 年代に入り、フランスの銀行も進出し始めた。フランス銀行は 1860 年に上海で、1863 年に香港で支店を設立した。その後、次々と天津(1867 年)、福州(1868 年)、漢口(1876 年)、厦門(1876 年)、北京(1887 年)で営業機関を設置した。フランス銀行の後、またイギリス銀行の設立熱が巻き起こっていた。それは 1861 年に設立した匯豊銀行と 1864 年に同時に設立した利華、利生、利昇銀行であった。資本主義世界は棉産業の投機的な取引の影響を受け、中国綿花の輸出がもたらした利益を追い求めた。そのため、資本額がどんどん増えたが、多くの銀行が必要になった。上海の支店以外には、香港、寧波、漢口、九江、福州などで支店も設立された。しかし、これらの銀行は最初に投機的な利益によって、設立されたのであったが、1866 年のロンドン金融危機のため、本店が経済的な激しい衝撃を受け、すぐ倒産した。

これらの銀行の中で、匯豊銀行は最初に本店を中国に設立した外国銀行であり、1864 年 8 月に香港で成立し、1865 年 3 月に正式的に営業を始めたが、同年の 4 月に上海で支店を設立し営業したが、1866 年に福州、寧波、漢口、汕頭に代理店を増設した。同銀行は 1866 年の金融危機を乗り越え、収支は 1868 年までずっと黒字であった。何故ならば、それは主にイギリス企業との関係が密接であり、香港政府からもらった特別な扱う条件の原因であった。良い経営状態に

²⁴ 張広彦、『中国近代金融業開放』、中国財政経済出版社、2009 年、第 21 頁。

より、他の銀行より発展は迅速に前進した。²⁵

麗如銀行を始め、19 世紀 60 年代までに、中国で設立した外資銀行は一つのフランス銀行を除き、それ以外には全部イギリス銀行であった。19 世紀 70 年代に入り、状況が変わった。1873 年に資本世界は空前の経済危機が爆発したが、海外に商品を投売りするのは唯一の生きる道になった。当時、中国が一番広い市場であるため、貿易と共に銀行も一緒に浸透してきた。中国に輸出した商品の数量と貿易範囲の広めを伴い、外資銀行は金融活動を広げっていた。新しい銀行が増設した原因はヨーロッパ大陸の銀行勢力が立ち上がったのであった。1872 年にドイツの徳意志銀行は上海で支部を設置したが、1875 年から 1878 年までの間に、また上海、福州、漢口、厦門で支店を増設した。1876 年にロシアの対外貿易銀行は上海で機関を設立した。1880 年に日本の東京第一国民銀行は上海で機関を設立した。しかし、これらの銀行は存在した時間が短かったため、イギリス銀行が中国を制覇した局面は相変わらず変わらなかったのである。イギリスの銀行が中国を寡占する局面を打ち破ったのはドイツの徳華銀行及び横浜正金銀行の設立であった。徳華銀行は 1889 年に上海に駐在していたドイツの領事館で登録し、1890 年 1 月に本店を開業した。その後、天津、北京、濟南、青島、漢口、広州で支店を設立した。横浜正金銀行は 1880 年に日本横浜で成立し、1893 年 5 月に上海で支店を設立した。日本政府はこの銀行を対外貿易の銀行にさせ、海外の競争を経済的な支えにさせた。²⁶

それ以外は、イギリスの恵通銀行と中華匯理銀行は各自 1890 年、1891 年に中国で設立されたが、存在時間が短かった。中国に入ったイギリスの早期銀行はその支部機構をさらに広がったが、19 世紀 70 年代以降の二十年間には中国の通商港で支部を 45 個成立した。例えば、匯豊銀行は元の機構の上に、前後に厦門(1873 年)、煙台(1876 年)、芝罘(1876 年)、九江(1878 年)、広州(1880 年)、海口(1880 年)、天津(1881 年)、マカオ(1881 年)、打狗(今の高雄、1886 年)、北京(1889 年)、牛莊(1892 年)、基隆(1894 年)などで機構を設立した。これで、北の京津と南の海口から沿海の上海、広州と内陸の九江、漢口までの金融組織網が繋がっていた。²⁷

この時期には、アメリカはまだ中国で銀行を設立していなかった。1887 年に、アメリカの東部金融中心の投資家米建威は清政府の代表李鴻章に素敵な金融機構の計画を押し売りした。この計画は中国の借金と他の投資活動を含めていたが、予定通りには、金融機構の名前は華美

²⁵ 同 18、第 54 頁。

²⁶ 同 18、第 54-55 頁。

²⁷ 同 18、第 55 頁。

銀行で、本店を天津で設立され、上海、フィラデルフィア、ロンドンで支店を設置された。それに、中国で全ての政治と経済中心都会及び中国の政治、経済と関係がある海外都会で支部機構を必ず設立すると要求した。しかし、この計画は中国に対するアメリカの政治と経済の野心を暴露したため、イギリス、フランス、ドイツなど反対したり、アメリカ資本家集団内部の利益が競争したり、中国官僚集団内部の矛盾が激化したいろいろな原因により、この計画は諦められた。²⁸

1870年代以降、とりわけ甲午戦争以後、外資系銀行は中国に進出を速めた。この時期に外資系銀行は続々と中国で設立された。東方匯理銀行は1875年にフランスのパリで本店を設立したが、1894年に香港で、1899年に上海で、その後、北京、天津、漢口、湛江、広州、昆明などで支店を設立した。露清銀行は1895年12月にサンクトペテルブルグで本店を、翌年の2月に上海で支店を設立したが、その後、牛庄、天津、漢口、ハルピン、吉林、沈陽、海城、鉄嶺、旅順、張家口、雅加、烏里雅蘇台などで機関を設置し、中国の北方において一番大きい外資銀行になった。実はこの銀行はロシアの植民地銀行で、政治と金融が融合した機関であった。²⁹台湾銀行は1899年に日本政府により、台北で本店を開業した。日本が台湾銀行を設立した主旨は台湾を開発するのに資本を提供し、台湾の植民経済を促進し、さらに台湾が中国華南地区とアジア南部の各国との貿易関係を発展させ、台湾の幣制を統制するなどであった。この銀行は台湾地区の貨幣を発行する銀行のみならず、普通の商業銀行と不動産も経営していた。1911年に上海で支店を設立したが、その後、福州、汕頭、廈門、広州、九江、漢口などで機関を設置した。シティバンクは1901年にアメリカのコネチカット州で本店を登録して開業したが、1902年に上海で支店を設立した。1902年にベルギーの華比銀行と1903年にオランダ銀行とは中国で機関を設立したが、1909年に日本の支配されていた韓国中央銀行は中国の安東で事務所を設置した。³⁰この多数銀行は清朝が崩壊した後、ただ12個だけ残って経営し続いていた。以上のように、外資系銀行が続々と中国に進出してきたのである。

²⁸ 同18、第55頁。

²⁹ 孫健、『中国経済史—近代部分(1840—1949)』、中国人民大学出版社、1989年、第238頁。

³⁰ 同18、第56—57頁。

第二節 中国における新式銀行業の興起

19世紀の末期までに、外国の銀行はほぼ50年間にわたり中国の市場で横行していた。これらの銀行は中国の経済を操縦し、中国の国際為替業務と国内金融市場を独占し、借款を通し中国の財政をコントロールし、中国の権益を大量に奪取した。当時の中国がそれに対抗できる新式な金融機関はまだ出現していなかった。外資銀行と金融資本の侵略は客観的に中国銀行業の出現に刺激を与えたが、国内で銀行を創業する聲があがった。清政府は不平等条約により、巨額の負債を抱え、財政困難に陥り、経済的に資金の供求を求め、新式銀行の融資機能に着目した。同時に、中国の伝統的な経済機構は崩れ、民族工業と商業の発展も新しい有利な融資ルートが必要となったが、外資銀行に依頼することは困難であり、伝統的な金融業が新式産業と民族資本主義からの支持は停滞し後れを取り、民族金融業の発展を促進し、根本的に新式銀行の誕生を促進した。1894年前後に、民族産業を振興するため、一部分の政府役人、知識人は中国の工業と商業の発展に金融の奉仕を提供する新式銀行の創設を發議した。洋務派は洋務企業の資金問題を解決するため、積極的に新式銀行の設置を提案した。³¹

光緒22年(1896年)に鉄道総務を担当していた監督大臣盛宣懷は清政府に「銀行傲于泰西、其大旨在流通一国之貨財、以应上下之求給……各国通商以来、華人不知務此、英、法、德、俄、日本之銀行、乃推行来華、攘我大利。近来中外士大夫灼見本末、亦多建開銀行之議。商務枢機所系、現今舉辦鐵路、造端宏大、非急設中国銀行、無以通華商之氣脈、杜洋商之挾持」³²と上奏したところ、清政府に提案が批准され、盛宣懷はすぐ創設の準備を着手したが、しかし、当時の社会的な状況のもとで中国通商銀行の準備はうまく進めなかった。まず、投資の募集は難しかった。商人達は積極的に株を募集したが、総理衙門の反対者はわざとあれこれと困らせたため、株の募集に悪影響をもたらした。それに、ロシア、オーストリアは共同経営を要求した；イギリスは中国商人の投資を募集し、中国銀行を開設すると公言した。フランスは中国通商銀行をフランス銀行に合弁させると要求したなど色々あったが、何度も曲折を経てやっと銀行の成立を実現した。光緒23年4月26日(1897年5月27日)には、中国通商銀行は正式に成立した。その後、

³¹ 張広彦、『中国近代金融業開放』、中国財政經濟出版社、2009年、第22頁。

³² 中国人民銀行上海市分行金融研究室、『中国第一家銀行』、中国社会科学出版社、1982年、第61頁。

本店は上海で設置され、同年度に漢口で支店が設立されたが、次々と北京、天津、福州、広州、鎮江、煙台、香港、重慶、保定、九江、揚州、蘇州、寧波などで支店が設立された。しかし、投資者はほぼ地主、官僚、買弁と商人であり、経営や管理など全く詳しくなかったため、通商銀行の発展の前途はなかなか拡大できなかった。³³

その後、1905年に戸部銀行は本店を北京で設立し、そして、支店を天津、上海に設置したが、目的は幣制を整頓し、紙幣を広めて実行させ、財政を改善するのであった。1908年以前、次々と漢口、済南、張家口、奉天、營口、庫倫などの所で支店を成立した。その業務は預金と貸付金、金銀の売買と取引、公金と私金の為替などであり、貨幣の鑄造、国庫の代理、紙幣の発行などの特権を持ち、中央銀行の職能を備えていた。1908年に戸部は度支部と改名され、戸部銀行も大清銀行と改名された。その銀行は当時社会の貨幣資本を集中する機能を十分に発揮したが、中央銀行の方向を進めていくつもりであった。同年、郵伝部は交通銀行を北京で本店を設立し、上海、天津、漢口など23所で支店を設立したが、主に客船、道路、電気、郵送などの経費の受取と支払を取扱っていた。³⁴中央政府以外には、各省では地方銀行も設立されたが、例えば1902年に天津の直隸省銀行(当時天津官銀号と呼ばれ)、1905年に成都の浚川源銀行、1909年に杭州の浙江省銀行などであり、これらは全部官民による共同経営した銀行であった。

20世紀の初期には民間の資本銀行が出現した。1906年に初めて民間の資本による銀行が成立されたが、それは信成銀行であった。その創立者である周廷弼は1905年に日本へ銀行を調査に行き帰国後に、この銀行を創立した。周廷弼は自身が上海で三十余年間の経験により、貯蓄銀行の開設が必要になると考えた。これまでの中国では旧式銀行はすべて商業銀行であり、周が提案した貯蓄銀行はこれまでなかったのである。同時に、その場所を選び、銀行の建物を建築し、株を募集し、積極的に銀行の開設を準備している。しかも、周は日本の長崎、神戸、大阪など日本の各銀行の章程、経営管理方式及び貯蓄銀行の数量を考察し、豊富な銀行学の知識を持っている日本人に教えを請った。また清政府の商務部に「為擬籌資本參酌日本章程、在滬創設儲蓄銀行、以利工業而開風氣、懇請批准備立案事」³⁵とする公文を呈上した。その認可を受けると、光緒32年(1906年)に、信成銀行は上海の北市支店を開業し、営業を試行した。同年、南市で三階建ての洋式銀行が落成した後、銀行業務を正式的に始めた。周廷弼は最初貯

³³ 同 18、第 64—65 頁。

³⁴ 同 18、第 66—67 頁。

³⁵ 同 11。

蓄銀行を開設するつもりであったが、当時の中国で専門的な貯蓄銀行を開設する条件はまだ未成熟であり、商業兼貯蓄の銀行を開設する必要があると判定した。そのため信成銀行の名前は信成貯蓄銀行から信成商業貯蓄銀行と改称された。

1907年に滬杭甬鉄道を建設するために、浙江鉄道会社は杭州で浙江興業銀行を設立したが、翌年に上海、漢口で支店を設立され、資本額は100万元で、その浙江鐵路会社が三分の一を投資した。1914年に国有にされ、以前浙江興業銀行へ投資した株を譲り、工商業者によって、購買された。その後、本店が杭州から上海へ引っ越したが、この銀行の投資者と取締役はほとんど浙江、上海と漢口の商人であるため、民族資本の性質がはっきり表現していた。辛亥革命以降、良好な発展で、民族資本銀行の一つの代表になっていた。1908年に四明商業貯蓄銀行を成立されたが、本店は上海で、支店は寧波、南京、漢口などで設立された。その銀行の創設者と投資者は主に上海で商売していた商人であった。創設の初期に、清政府から許可を得、紙幣を発行する権利を備えていたが、その営業範囲は一般的な商業銀行の業務以外に、貯蓄業務の取り扱いが含まれていた。さらに、四明儲蓄会と四明保険会社までも経営していた。それ以外は、信義銀行、裕商銀行など民営資本による銀行も短時間で存在した。³⁶

³⁶ 同 18、第 67—68 頁。

第二部 清末中国における日本製紙幣の導入

第一章 清末湖北省における日本製紙幣の導入

19 世紀中期以降の中国は、外国との貿易が恒常的に行われると不正常的なアヘン貿易により中国の銀が海外へ大量に流出し、物価が高騰した。他方、外国の銀元が中国市場に大量に輸入され、中国の旧来の銀両制度が破壊された。それと同時に、貨幣鑄造のための雲南省産の銅の産量が不足し、外国から輸入する銅塊の価値も高騰するなどの経済混乱が見られた。このため一部では銅による制錢の供給不足で小錢が市中に横行する現象が出現している。このような状況下で、湖広総督であった張之洞は銅の制錢の不足を改善する方法として湖北省において紙幣の発行を企図したのである。³⁷

湖北省の幣制改革については黒田明伸氏の成果があり、³⁸湖北省における賠償金、借款の返済、財政赤字等に起因するインフレ、大衆購買力の圧縮、市場混乱、経済停滞などを解決するため、1893 年から 1902 年までに第一回の幣制改革を実行し、銀元と銀元票を製造した。しかし 1903 年の漢口での金融危機により第一回の幣制改革が失敗し、1903 年から 1908 年までの第二回の幣制改革が行われ、銅元と官錢票を製造したことや幣制改革の意義について究明された。しかし貨幣改革中に湖北省で使われた銀元票と官錢票などの日本製の紙幣の発行の問題に関しては詳らかにされていない。

光緒 22 年(1896)湖北省において紙錢票が初めて印刷されたが、印刷技術が未熟であったため印刷された紙錢票が模造され、すぐに偽造紙幣があらわれた。このため張之洞は日本から精緻な紙幣の導入を計画したのであった。

そこで本論文は、張之洞が日本から導入した日本製の紙幣について明らかにしたい。

³⁷ 劉四平、李細珠、「張之洞与晚清貨幣改革」、『歴史档案』、2002 年第 1 期、第 100—109 頁。

³⁸ 黒田明伸、「清末湖北省における幣制改革」、『東洋史研究』、41 卷 3 号、1982 年 12 月。

第一節 湖北省における日本製紙幣導入の背景

中国は欧米諸国の侵入によって伝統的な貨幣制度が崩壊し、貨幣市場は混乱し私鑄氾濫などの状況が見られ、清政府には統一した国家銀行がなく、戸部と各省が別々に鑄造権を持ち、鑄造局が多く、さらに民間に私鑄の現象も多く発生した。地域によって省政府で鑄造された貨幣なども見られ、それぞれが異なり、民間の私鑄の貨幣の混乱は極めてひどかった。大量の悪貨幣が市場に出現し、貨幣市場が混乱する状況であった。そのため金価と銅価が高騰し、19世紀末の世界、とくに欧米諸国は銀本位制から金本位制に移行したが、清国ではなお銀本位制が使われ、外国の銀元の侵入で貨幣危機を迎えていた。外国の銀元が大量に中国の貨幣市場に流入し、その市場の混乱もさらにひどくなったと言われる。³⁹

このような時期に湖北総督であった張之洞が、紙幣の導入を企図したのである。

光緒十五年(1889)に、両広総督であった張之洞を湖広総督へ転出させる命が下る。⁴⁰彼が着任早々に直面した問題の一つに貨幣問題があった。その貨幣とは小錢と呼称され官製の制錢と比べて軽量の私鑄錢で、「銅鋪私銷」⁴¹などと私鑄錢が横行していたとされる。太平天国以降各省の制錢鑄造が停止し、また雲南省の銅産出が減少し、制錢が供給不足になっていた。そのため私鑄の小錢が市中に横行していた。⁴²私鑄錢の横行は全国的に共通した現象であったが、湖北省の場合、他省以上に深刻な問題を抱えていた。当時の漢口は、世界的な茶葉の搬出港で、銅錢が茶の購買手段として使用されていた。⁴³しかし銅錢の不足は茶市場を混乱させた。⁴⁴また湖北省はその歳入中に占める銅錢収入の割合が、最も多い省でもあった。⁴⁵湖北省政府としても何らかの対応に逼られていた。

³⁹ 石毓符、『中国貨幣金融金略』、天津人民出版社、1984年、第88頁。

⁴⁰ 『張文襄公全集』卷二十九、奏議二十九、光緒十五年十一月二十七日付の「到湖広任謝恩摺」に「茲于光緒十五年十一月二十五日行抵湖北省城」(『張文襄公全集』第二冊、河北人民出版社、1998年9月、第755頁)とある。

⁴¹ 『張文襄公全集』公牘十一「札司道籌議錢法」(『張文襄公全集』第二冊、河北人民出版社、1998年9月、第2632(2631—2362)頁)。

⁴² 『支那經濟全書』東亜同文会編纂、1908年、第一輯、第五編物価、第255頁。

⁴³ 『支那省別全誌』雄松堂フィルム出版、1967年、第九卷湖北省、第536—538頁。

⁴⁴ 『張文襄公全集』卷九十六、公牘十一、光緒十六年閏二月初一日付の「札司道籌議錢法」に、(『張文襄公全集』第二冊、河北人民出版社、1998年8月、第2631—2632頁)。

⁴⁵ 『支那經濟全書』東亜同文会編纂、1908年、第一輯、第七編財政、第938—976頁。

「据湖北藩兩司、塩法道会同善後、齒糶兩司道奏議援案具詳請奏前來」⁴⁶を上奏する、すなわち光緒帝十九年(1893)張之洞は省政府による銀元の機械鑄造案を上奏する。これが張之洞の採った銅錢不足解消策であった。そして、張之洞は銀元局を創設する。彼が銀元を以て銅錢に代替させようとした。第一に、「各局卡抽収糶金課、皆用制錢完納」⁴⁷と、従来銅錢で納められていた釐金、塩課などの税をこの湖北銀元で納めること、また官金としてこれを使用することを許可した。以上は省内向けの解消策である。第二に、湖北銀元が市場価格で取引されることを認め、各地における流出を放任した。「至江蘇、安徽、江西三省行銷最易」⁴⁸。これは省外への流通の便を図ったものと言える。第三に、京餉、協餉と言った省外への官金の移動は、従来通り紋銀に基づくこととした。⁴⁹清朝中央への配慮である。

このような張之洞の政策にも係わらず、相変わらずの銅貨需給の逼迫とそれによる銅錢騰貴があった。銀元鑄造高が上昇するなか、光緒二十三年(1897)、張之洞は「臣等與司道熟商、惟有設立官錢局、制為錢票、銀元票」⁵⁰と、官錢局を創設する。官錢局の主要業務は、額面一元の銀元票、一千文の官錢票を発行し流通させることであった。銀元が発行され流通しても、銅貨需要を緩和させることは出来なかった。張之洞は、その理由は投機を狙った錢莊の銅錢備蓄が主要原因であると考えた。特に地丁銀の納税の際、錢莊において銅錢を銀に兌換するためとみなした。⁵¹しかしそもそも銀元のみで銅錢の代替をさせることは、数量の上で不可能である。そこで官錢局を設置して、銅錢に代替すべく銀元票、官錢票を発行したのである。

⁴⁶ 『張文襄公全集』卷三十三、奏議三十三、光緒十九年八月十九日付の「請鑄銀元摺」に、「据湖北藩兩司、塩法道会同善後、齒糶兩司道奏議援案具詳請奏前來」(『張文襄公全集』、第二冊、河北人民出版社、1998年8月、第891—892頁)とある。

⁴⁷ 同10『張文襄公全集』卷三十三、奏議三十三、光緒十九年八月十九日付の「請鑄銀元摺」による。

⁴⁸ 『張文襄公全集』卷三十八、奏議三八、光緒二十一年閏五月二十七日付の「進呈湖北新鑄銀元並籌行用辦法摺」に(『張文襄公全集』第二冊、河北人民出版社、1998年8月、第1009—1010頁)とある。

⁴⁹ 同10『張文襄公全集』卷三十三、奏議三十三、光緒十九年八月十九日付の「請鑄銀元摺」による。

⁵⁰ 『張文襄公全集』卷四十五、奏議四五、光緒二十三年正月十二日付の「設立官錢局片」に、『張文襄公全集』第二冊、河北人民出版社、1998年8月、第1224頁)とある。

⁵¹ 『張文襄公全集』卷四十五、奏議四五、光緒二十三年正月十二日付の「設立官錢局片」に、『張之洞全集』第五冊、河北人民出版社、1998年8月、第1224頁。

光緒二十二年(1896)、王秉恩は湖北省の銀元局によって銀元票を發行することを張之洞に提案した。湖北銀元局發行の紙幣について「行用銀元錢票示」に、

照得本部堂，院前經奏明，予湖北武昌省城設立銀元局，開鑄銀元，通行各省。銀元所以代替制錢，自應有劃一之錢價，方便行使。茲議定，每新鑄之本省一元，準作制錢一千文。一面增購機器，添鑄對開，五開，十開，二十開小銀元，亦加鑄本省字樣，其價照一千文，以次遞減，亦如制錢可以零精使用；並刊行銀元官票，加蓋本省藩司印信，與善後局所發加蓋司印每1千之錢票，相鋪而行，以期轉輸不欠。為此，印仰軍民人等，知悉爾等，須知制錢雖一時短少，爾新鑄本省銀元及銀元印票，官錢印票，實與制錢無異，三項充足流轉民間。

光緒二十二年四月初四日。⁵²

とある、この公示では張之洞が湖北省で銀元、銀元票及び制錢票の三つの地方貨幣を広く流通させる重要な公示であった。公示の通り、湖北省銀元局において一元の銀元のみならず、二開，五開，十開，二十開など小さい銀元を鑄造し、銀元官票の發行も追加された。銀元局の銀元票は善後局によって發行された一千の錢票と互いに協力し途絶えず流通するものであった。

王秉恩は銀元票の印刷が、必ず精緻でなくてはならないとして、日本の技術を学ぶ方法を考えた。そこで日本の帝国内閣印刷局と連絡することを在日留学委員の鄭國華に委託したのである。⁵³

湖北省の貨幣博物館が所蔵する清代紙幣に光緒二十五年(1899)に湖北銀元局が發行した「憑票取銀元壹大元」の錢票がある(右図参照)。その錢票は図案と印刷が非常に美しく、長さ201mm、幅が135mmである。錢票の表面の最下部に小さい文字で「大日本帝国政府印刷局製造」とある。すなわちこの銀元局の銀元票は



⁵² 『張之洞全集』、第五冊、河北人民出版社、1998年9月、公牘83、第4889頁。

⁵³ 吳箒中、「湖北銀元局與北洋銀元局發行的紙幣」、「中国錢幣」、1993年、第3期。

日本の印刷局によって製造されたのである。⁵⁴

張之洞は湖北銀元局で銀元票を製造したが、印刷技術が未熟であるため印刷された紙銭票が模造され、すぐに偽造の紙幣があらわれたため、張之洞は日本から紙銭票の導入を計画した。その結果、上の「憑票取銀元壹大元」が「大日本帝国政府印刷局製造」によって作られ、湖北省で流通することになったのである。

そこで次に、湖北省で大日本帝国政府印刷局製造の紙銭票が使用されるに至った事情を考察してみたい。

第二節 湖北省における日本製紙幣導入の過程

それでは湖北総督張之洞は、どのように「大日本帝国政府印刷局」へ紙幣の製造を依頼したのであろうか。中国と日本に残された史料から検討してみたい。

張之洞より日本印刷局に紙幣製造を依頼したことについて『張之洞全集』第九冊、電牘五十八につきのようにある。

致日本神戸中國領事，轉交張道斯栒，鄺縣丞國華。

光緒二十四年十二月初五日亥刻發。

現須定制銀元票，鄺縣丞暫勿回鄂，留候諭函到日遵辦，並即復。督院。歌。⁵⁵

とあるように、張之洞は、日本神戸に駐在する中国領事官張栒へ電報を送り、「銀元票」の件について鄺國華への取り次ぎを依頼している。光緒二十四年十二月五日すなわち 1899 年 1 月 16 日に電報を日本の神戸に向けて発信し、「銀元票」の製造を日本に依頼するため、張之洞は鄺國華を暫く湖北省に帰郷せず、日本で事務処理を行うように命じたのである。

⁵⁴ 『湖北錢幣博物館藏品選』、文物出版社、2013 年 12 月、第 57 頁。本史料は、松浦章教授の教示を得たものである。記して謝意を表する次第である。

⁵⁵ 『張之洞全集』、河北人民出版社、1998 年 11 月、第 9 冊、電牘 58、第 7699 頁。

鄭國華は張之洞よりの電報を受け、直ちに清国特命全権公使李盛鐸に連絡した。そして李盛鐸は銀元票の印刷の件について外務大臣青木周蔵に書簡を送っている。「清国湖広総督張之洞ヨリ紙幣製造ノ方依頼ノ件 明治三十二年」⁵⁶に次のように見られる。

拜啓、陳者中國湖廣總督張之洞來電、湖北擬印銀圓票紙錢、派委員鄭國華與貴國印刷局商繪圖樣、轉交印刷局、照式代為從速刊印壹百萬張、所需工料價值若干、應於何時交付此項票紙、何時可以刊印完竣交齊等情、并請詳細示覆、以便轉致鄂督。是所至禱專此佈達順頌時祉。

大日本外務大臣子爵青木周蔵閣下

李盛鐸謹具 中三月二十二日

李盛鐸が大日本外務大臣子爵青木周蔵に送った書翰は、中国暦の三月二十二日、すなわち5月1日付である。清国湖広総督張之洞は銀元票の印刷の件について委員鄭國華を日本へ派遣し、彼に日本の印刷局と連絡させた。鄭國華は錢票の図様、印刷の数100万枚、手続費、交付と完成の時間等問題について日本の印刷局と相談することであった。

さらに李盛鐸は、山縣内閣総理大臣に書簡を呈上した「明治三十二年五月三日起草、同年月日發遣」の内容は以下のものである。

山縣内閣総理大臣殿 青木外務大臣清国湖北ニ於テ銀貨紙幣發行ノ計画有之事ニ湖廣總督張之洞ヨリ鄭國華ヲ委員トシテ本邦へ派遣シ印刷局ニ就テ該図樣等及協議候…右図樣ニ照ラン紙幣壹百萬枚、至急印刷方依頼致度具右ニ関スル約定ノ締結等ハ在本邦清国出使へ依頼致候旨同總督ヨリ電報有之候…

清歴三月二十二日 李盛鐸

大日本国外務大臣子爵青木周蔵閣下⁵⁷

⁵⁶ アジア歴史資料センター、外務省外交史料館、B11090620800、(第38、39画像)。

⁵⁷ B3.4.3 Ref. B11090620800、(第40画像)。

李盛鐸は、明治32年5月3日付にて外務大臣青木周蔵に連絡するのみならず、湖広総督張之洞からの依頼の件をさらに山縣内閣総理大臣にも伝えた。その内容は帝国政府印刷局に紙幣の図様通りについてのものであった。

まもなく内閣書記官長安廣伴一郎は、印刷依頼の件についての契約締結に関して外務省政務局長内田康哉に連絡した。

清国湖北ニ於テ發行ノ銀貨紙幣製造ノ方、印刷局ニ依頼ノ件ニ付、去ル三日外務大臣閣ヨリ総理大臣へ御照會ノ條項ハ左記ニ通…⁵⁸

明治三十二年五月十六日

内閣書記官長安廣伴一郎

外務省政務局長内田康哉殿

外務省政務局長内田康哉は、印刷依頼の内容に関する契約の締結について印刷局長得能通昌に連絡し、印刷局長得能通昌は直ちに返答している。

一 紙幣製造引渡ハ契約ノ締結、本月中ニ完了スルニ於テハ、明治三十三年二十日ヲ経過ノ後ヨリ、着手スベシト経ル契約締結ノ遅延スルニ於テハ、其期日モ変更ヲスルコトアルベシ。

一 費額ハ壹百萬枚ニ付、日本法貨金貳萬壹千圓トス。

但、印刷局構内引渡代價ニシテ、荷造及遞送費ヲ包含セサルモノトス。

一 仕拂期日ハ代價請求ノ日ヨリ三日以内トス追テ、右契約條項ハ豫定ニシテ、後日當事者相互ノ都合ニヨリテハ多少ノ変更有之哉…

本年五月十六日付ヲ以テ、内閣書記官長ヨリ貴官宛御回答ノ清国湖北發行銀貨紙幣ノ件ニ付、小林属ヲ以テ、御問合ノ第三項代價仕拂期日ハ御意見ノ通り、製造紙幣引渡シノ後、具引渡シ員数決定スルモノ付テノ仕拂期日ニ有之小林殿小官ヨリ申進状也。

明治三十二年五月十七日

印刷局長 得能通昌

⁵⁸ B3.4.3 Ref. B11090620800、(第43画像)。

外務省政務局長 内田康哉殿⁵⁹

とあるように、張之洞の依頼したのは銀元票の印刷 100 万枚であり、その費用は日本円で 2 万 1,000 円であったなど、この契約は主に三条の内容であった。

- 一、契約締結の遅延によって紙幣製造の引き渡しの期日も変更される。
- 二、荷作と運送費を含んだ印刷の費額は日本円で 2 万 1,000 円である。
- 三、支払い期日は当事者相互の都合で相談後決めること。

日本政府は、清国湖広総督張之洞より銀元票の依頼を受け、契約を締結している。そして外務大臣青木周蔵は直ちに李盛鐸に連絡した。

一 紙幣製造引渡ハ契約ノ締結本月件ニ完了スルニ於テ、明治三十二年二月二十日経過ノ後ヨリ、着手スヘシトモ契約締結ノ遅延スルニ於テ、其期日ノ変更ヲ生スルコトアルヘシ。

一 製造費額ハ壹百余枚ニ付、日本法貨貳万壹百千円トス。

但、右金額ハ印刷局構内引渡代價ニシテ、荷造及運送費ヲ包含セサルモノトス。

一 仕拂期日ハ製造紙幣引渡ノ後、具引渡價数ニ對スル代價請求ノ日ヨリ三日以内トス。

一 前記契約條項ハ豫定ニシテ、該日當事者相互ノ都合ニ依リテハ多少変更スルヲ得モノトス。

右回答、日本大臣ニ茲ニ重ネテ、閣下ニ向テ、敬意ヲ表ニ候敬具。⁶⁰

外務大臣青木周蔵は、清国特命全権公使李盛鐸に湖広総督張之洞より帝国政府印刷局への銀貨紙幣依頼の契約締結に回答した。

以上のように、湖北省政府は紙幣印刷について日本帝国政府の印刷局と契約を締結した。

⁵⁹ B3.4.3 Ref. B11090620800、(第 43、44 画像)。

⁶⁰ B3.4.3 Ref. B11090620800、(第 45、46 画像)。

日本から導入した 100 万枚の銀元票は印刷が精緻で、湖北省の人々から大歓迎を受けたように、湖北省官錢局はさらに日本に印刷の追加注文を行っている。

『張之洞全集』卷一三九、公牘五四、光緒二十五年十一月十日付の「札錢恂就近在日本点收頭批銀元票八万張」につきのようにある。

照得鄂省前經電請欽差出使日本大臣李在日本印刷局代為訂造銀元票一百万張，原訂合同内声叙，准予光緒二十六年正月二十一日以内十日内，造八万張交付等因。⁶¹

日本に印刷を依頼した銀元票 100 万枚の評判が良かったと見えて、光緒二十六年正月二十一日、1900 年 2 月 20 日付で 10 日以内にさらに 8 万枚の印刷の追加を命じている。

『張之洞全集』卷二五九、電報九〇、光緒三十年七月七日付の「致東京楊欽差」に、

湖北官錢局，每張一千文之票，請尊處再向印刷局代訂二百五十万張。交票之期，愈速愈妙。余悉照章弁理，祈速定電復。麻。⁶²

とあるように、光緒 30 年(1904)七月に、日本から「一千文錢票」を 250 万枚の追加を計画していたのである。

ついで『張之洞全集』卷二六一、電報九二、光緒三十一年三月初七日の「致東京楊欽差」によると、日本への紙幣印刷は急増したことがわかる。

鄂省現鑄一兩銀幣，已通行。擬托日本印刷局代造一兩銀幣票二百万張，十兩銀幣票二十万張。票紙所繪花紋，務須富麗精美。請商該局先繪五彩云龍銀幣票樣兩種，一種一

⁶¹ 『張之洞全集』、「札錢恂就近在日本点收頭批銀元票八万張」、第 5 冊、河北人民出版社、1998 年 11 月、3906 頁。

⁶² 『張之洞全集』第 11 冊、河北人民出版社、1998 年 11 月、「致東京楊欽差」、9185 頁。

兩者、一種十兩者、寄鄂酌定、再與議訂合同。其票面字樣、屆時由鄂書就并寄、祈妥商電復。遇。⁶³

光緒 31 年(1905)七月には、「一兩銀元票」を 200 万枚そして「十兩銀元票」を 20 万枚もの紙幣を日本から導入することにしたのであった。

導入された紙幣は大歓迎であったため、明治 38 年、光緒 31 年(1905)に湖北総督張之洞はまた清国欽差出使大臣楊樞に日本帝国政府印刷局へ紙幣の製造を依頼させ、湖北省の紙幣印刷に関する契約書を交わさせられた。内閣賞勳局の「印刷局ニ於テ清国湖北官錢局錢票製造ニ関スル契約書案ノ件」⁶⁴に、契約書の内容が列記されている。

契約書

大清国欽差出使大臣楊樞、湖廣総督張之洞ニ代リ、大日本帝国政府印刷局長得能通昌トノ間ニ於テ、大清国湖北官錢局壹千文錢票、貳百五拾萬枚ノ製造ヲ為ス、契約ヲ商定シ、其條項ヲ左ニ列ス。

- 第一條 大清国欽差出使大臣楊樞、湖廣総督張之洞ニ代リ、大清国湖北官錢局壹千文錢票、貳百五拾萬枚ノ製造ヲ、大日本帝国政府印刷局長得能通昌ニ依頼セリ
- 第二條 錢票ハ湖北官錢局ヨリ印刷局ニ送付シタル原版ニ依リ、去ル明治三十七年五月六日付契約書ニ基キ、製造シタル錢票ヲ以テ、製造ノ定準トス。
- 第三條 印刷局長ハ第二條ニ據リ、壹千文錢票貳百五拾萬枚ヲ製造シ製造済ノ上之ヲ欽差大臣又ハ同大臣ノ指定セル受取人ニ東京印刷局構内ニ於テ引渡スヘシ
- 第四條 壹千文錢票貳百五拾萬枚ヲ製造代価ハ、日本金貨四萬千八万七拾五圓、即壹枚ニ付壹錢六厘七毫五絲ノ割ト定ム、但本文代価金四萬千八万七拾五圓ハ印刷局長ニ支払フ分ノニシテ荷造及迎送費ハ包含セス
- 第五條 印刷局長ハ錢票ヲ試刷シ欽差大臣ニ示シ、其校正ヲ確實ナルモノトス

⁶³ 『張之洞全集』第 11 冊、河北人民出版社、1998 年 11 月、「致東京楊欽差」、9309 頁。

⁶⁴ アジア歴史資料センター、国立公文書館、A04010085500、(第 2—5 画像)。

- 第六條 印刷局長ハ錢票ヲ製造シ明治三十八年十月一日以降東京印刷局構内ニ於テ漸次引渡ヲ為シ、明治三十九年二月十五日迄ニ悉皆引渡ヲ了スベシ但至急ヲ要スル日本帝国政府ノ製造品輻輳セン場合又ハ天災其他避クベカラザル事故アルトキハ本文引渡期日ヲ變更スルコトアルベシ
- 第七條 欽差大臣又ハ湖廣總督ハ錢票受取シ為メ、豫テ受取人ヲ定メ印刷局長ニ通知シ置キ錢票引渡ノ期日ハ印刷局ヨリ、豫メ通知ヲ為シ通知ノ日ヨリ七日以内ニ其受取人ニ欽差大臣ノ記名調印セル受取証書ヲ持參セシメ其受取証書ト引換ニ現品ヲ引取ルヘシ
- 第八條 印刷局長ハ現品ヲ引渡シタル後ニ、貨数ノ過不足其他損傷等アルモ其責ニ任ゼザルヘシ、若シ印刷局内ノ工匠ニシテ、私造及超過印刷等ノ弊アリテ、湖廣總督ニ於テ発見シ印刷局ニ、其取調ヲ請求シタルトキハ印刷局長ハ之ヲ拒コトヲ得ス
- 第九條 欽差大臣ハ錢票ノ引渡ヲ受テ、其貨数ニ該當スル製造代価ノ請求アリタルトキハ、三日以内ニ其代価ヲ印刷局長ニ支払フヘシ
- 第十條 錢票ノ原版ハ製造完結ノ後、第七條ノ手続きニヨリ引渡スヘシ
- 第十一條 湖廣總督ニ於テ、錢票製造中止ノ申込ヲ為シタルトキハ、印刷局長ハ、其事情止ヲ得ザルモノト認ルトキニ限り其申込ニ應スルコトアルベシ
- 第十二條 印刷局長ハ前條製造中止ヲ承諾シタルトキハ、該製造ニ要シタル一切ノ費用ヲ清算シテ欽差大臣ニ賠償ヲ求メ、同大臣ハ其請求金額ヲ參拾日以内ニ印刷局長ニ支払フヘシ、但本文ノ場合ニ於テ、印刷局長ハ錢票ノ用紙及印刷済ノ錢票、其他製造中ノ紙並ニ製造ノ原料ハ均シク、第七條ニ照ニ悉ク引渡スベシ
- 右ノ証據トシテ、互ニ日本文清国文各貳通ニ記名調印スルモノナリ
- 大日本国明治三十八年五月三日
- 大清国光緒三十一年三月二十九日
- 東京印刷局ニ於テ之ヲ作ル

とあるように、印刷契約書の契約は主に十二条項であった。その内容は、

第一条は、大清帝国欽差出使大臣楊樞が湖廣總督張之洞に代り、清国湖北官錢局から「壹千文」錢票が 250 万枚の製造を大日本帝国政府印刷局長得能通昌に依頼するものであること。

第二条は、錢票は湖北官錢局より印刷局に送付した原版ニ依り、去年明治 37 年 5 月 6 日に

付き契約書に基づき、製造した錢票を以って、製造の基準とする。

第三条は、印刷局長は第 2 条に依り、「壹千文」錢票が 250 万枚を製造し、製造後、それを欽差大臣あるいは同大臣の指定する受取人は東京印刷局の構内において引渡すべきである。

第四条は、「壹千文」錢票が 250 万枚の製造の代価は日本の金貨で 41875 圓即 1 枚に付き 1 錢 6 厘 7 毫 5 絲の割りと定め、但し全ての製造代価は印刷局長に支払い分にし、荷造及び輸送費が包含されていること。

第五条は、印刷局長は錢票を試刷し、欽差大臣に示し、その校正を確実なるものとする。

第六条は、印刷局長は錢票を製造し、明治 38 年 10 月 1 日以降、東京印刷局構内において漸次引渡しを為し、明治 39 年 2 月 15 日までに悉く皆引渡しをすべきであること。但し、緊急を要す場合、日本帝国政府の製造品輻轉する場合、または天災そのほか避けられない事故がある時は、本文引渡す期日を変更することもあるべきである。

第七条は、欽差大臣また湖広総督は錢票を受取するため、予め受取人を定め、印刷局長に通知し、置いた錢票を引き渡す期日は印刷局長より予め通知を為し、通知の日より七日以内に、その受取人は欽差大臣の記名を調印した受取証書を持参し、その受取証書と引き換えし、現品を引き取るべきである。

第八条は、印刷局長は現品を引渡した後、枚数の不合、そのほかの検品などの責任を有する。しかし、印刷局内の工匠に、また私造若しくは超過印刷などは、湖広総督において、発見し、印刷局長はその取調べを請求された時、印刷局長はそれを断わることができないこと。

第九条は、欽差大臣は銀元票の引渡しを受け、その枚数に該当する製造代価を請求された時は三日以内にその代価を印刷局長に支払うこと。

第十条は、銀元票の原版は製造終了後、第 7 条と同様に引渡すこと。

第十一条は、湖広総督において、錢票の製造中止の申込を為した時、印刷局長はその事情がやむ得ない場合のみに限り、その申込みに応ずるべきである。

第十二条は、印刷局長は前条の製造中止を承諾した時、該製造に要する一切の費用を精算し、欽差大臣に賠償を求め、同大臣はその請求金額を 30 日以内に印刷局に支払うべきである。但し、本文の場合において、印刷局長は錢票の用紙及びその他の製造中の紙並びに製造の原料は均しく第 7 条に照らし、悉く引渡すべきである。

右の証拠とし、お互いに日本文、清国文各二通に記名調印するものになる。

大清国欽差出使大臣楊樞は湖広総督張之洞が大日本帝国政府印刷局長得能通昌との間で、湖北官錢局の1,000文錢票を250万枚製造することを依頼し契約を結んだのである。

湖北省において、日本製紙幣は順調に市場に流通していたが、評判も良好であった。そして、明治39年、光緒32年(1906)に湖北総督張之洞はまた清国欽差出使大臣楊樞に日本帝国政府印刷局へ紙幣の製造を依頼させ、湖北省の紙幣印刷に関する契約書を交わさせられた。「清国湖北官錢局銀票並錢票製造ニ関スル契約書案ノ件」⁶⁵、以下のように記載している、

契約書

大清帝国欽差出使大臣楊樞、湖廣総督張之洞ニ代リ、大日本帝国政府印刷局長得能通昌トノ間ニ於テ、大清国湖北官錢局五兩銀票四拾萬枚、拾兩銀票貳拾萬枚ノ製造ヲ為ス、契約ヲ商定シ、其條項ヲ左ニ列ス。

第一条 大清帝国欽差出使大臣楊樞、湖廣総督張之洞ニ代リ、大清国湖北官錢局五兩銀票四拾萬枚、拾兩銀票貳拾萬枚ノ製造ヲ、大日本帝国政府印刷局長得能通昌ニ依頼セリ

第二条 印刷局ニ於テ、調製シタル五兩並拾兩下図銀票ニ欽差出使大臣ノ調印シタルモノヲ以テ、製造ノ定準トス、又用紙ハ二種共湖北官錢局ノ文字ヲ漉込ミ、紙質及厚サハ曾テ印刷ニテ製造シタル湖北官錢局壹千文錢票用紙ニ倣フ

第三条 印刷局長ハ銀票ヲ試刷シ欽差出使大臣ニ示シ、其校正ヲ受ケタルモノヲ確實ナルモノトス

第四条 印刷局長ハ第二條ニ據リ、五兩銀票四拾萬枚、拾兩銀票貳拾萬枚ヲ製造シ、製造済ノ上、之ヲ欽差大臣又ハ同大臣ノ指定セル受取人ニ東京印刷局構内ニ於テ引渡スヘシ

第五条 五兩銀票四拾萬枚ノ製造代価ハ、日本金貨壹萬貳千圓、即チ壹枚ニ三錢五厘ノ割ト定ム、但本文代価ハ印刷局長ニ支払フ分ノニシテ荷造及迎送費ハ包含セス

第六条 印刷局長ハ銀票ヲ製造シ、明治三拾九年十二月十日以降、東京印刷局構内ニ於テ、

⁶⁵ JACAR Ref. A04010095400、(第1—9画像)。

漸次引渡ヲ為シ、明治四十年三月三十一日迄ニ、悉皆引渡ヲ了スベシ、但至急ヲ要スル日本帝国政府ノ製造品輻輳セル場合又ハ天災其他避クヘカラサル事故アルトキハ本文引渡期日ヲ変更スルコトアルヘシ

第七条 欽差大臣ハ銀票受取ノ為メ、豫テ受取人ヲ定メ印刷局長ニ通知シ、置キ錢票引渡ノ期日ハ印刷局ヨリ、豫メ通知ヲ為シ通知ノ日ヨリ七日以内ニ、其受取人ニ欽差大臣ノ記名調印セル受取証書ヲ持参セシメ、其受取証書ト引換ニ現品ヲ引取ルヘシ

第八条 印刷局長ハ現品ヲ引渡シタル後ニ、員数ノ過不足其他損傷等アルモ其責ニ任セサルヘシ、若シ印刷局内ノ工匠ニシテ、私造若クハ超過印刷等ノ弊アリテ、湖廣總督ニ於テ発見シ印刷局長ニ、其取調ヲ請求シタルトキハ印刷局長ハ之ヲ拒コトヲ得ス

第九条 欽差大臣ハ銀票ノ引渡ヲ受テ、其員数ニ該當スル製造代価ノ請求アリタルトキハ、三日以内ニ、其代価ヲ印刷局長ニ支払フヘシ

第十条 湖北官錢局ヨリ印刷局ニ送付シタル原版並ニ新ニ製造スル原版ハ、製造完結ノ後、第七條ノ手続きニヨリ引渡スヘシ

第十一条 欽差大臣ニ於テ、銀票ノ製造中止ヲ申込タルトキハ、印刷局長ハ、其事情止ヲ得ザルモノト認ルトキニ限り、其申込ニ應スルコトアルベシ

第十二条 印刷局長ハ前條製造中止ヲ承諾シタルトキハ、該製造ニ要シタル一切ノ費用ヲ清算シテ、欽差大臣ニ賠償ヲ求メ、同大臣ハ其請求金額ヲ参拾日以内ニ印刷局長ニ支払フヘシ、但本文ノ場合ニ於テ、印刷局長ハ錢票ノ用紙及印刷済ノ錢票、其他製造中ノ紙並ニ製造ノ原料ハ均シク、第七條ニ照ニ悉ク引渡スベシ

右ノ証據トシテ、互ニ日本文清国文各貳通ニ記名調印スルモノナリ

大日本国明治三十九年四月二十四日

大清国光緒三十二年四月一日

東京印刷局ニ於テ之ヲ作ル

とあるように、印刷契約書の契約は主に十二条項であった。その内容は、

第一条は、大清帝国欽差出使大臣楊樞が湖廣總督張之洞に代り、清国湖北官錢局から五兩銀票四拾萬枚、拾兩銀票貳拾萬枚の製造を大日本帝国政府印刷局長得能通昌に依頼するのである。

第二条は、日本の印刷局において、調製された五兩銀票及び拾兩銀票は、欽差出使大臣の

調印によって製造の基準とし、また用紙は二種類共に湖北官錢局の文字を漉き込み、紙質及び厚さは曾て印刷局によって、製造された湖北官錢壱千文錢票の用紙に倣う。

第三条は、印刷局長は銀票を試刷し、欽差出使大臣に示し、その校正を受け、确实なるものとする。

第四条は、印刷局長は第2条に依り、五両銀票が四拾萬枚、拾両銀票が貳拾萬枚を製造し、製造後、それを欽差大臣あるいは同大臣の指定する受取人は東京印刷局の構内において引渡すべきである。

第五条は、五両銀票が四拾萬枚の製造代価は日本金貨で12000圓、すなわち1枚に3錢5厘と定め、ただし全ての製造代価は印刷局長に支払い分にし、荷造及び輸送費が包含されていること。

第六条は、印刷局長は銀票を製造し、明治39年12月10日以降、東京印刷局構内において漸次引渡しを為し、明治40年3月31日までに悉く皆引渡しをすべきであること。但し、緊急を要す場合、日本帝国政府の製造品輻轉する場合、または天災そのほか避けられない事故がある時は、本文引渡す期日を変更することもあるべきである。

第七条は、欽差大臣は銀票を受取するため、予め受取人を定め、印刷局長に通知し、置いた錢票を引き渡す期日は印刷局長より予め通知を為し、通知の日より七日以内に、その受取人は欽差大臣の記名を調印した受取証書を持参し、その受取証書と引き換えし、現品を引き取るべきである。

第八条は、印刷局長は現品を引渡した後、枚数の不合、そのほかの検品などの責任を有する。しかし、印刷局内の工匠に、また私造若しくは超過印刷などは、湖広総督によって、発見されたら、印刷局長はその取調べを請求された時、印刷局長はそれを断わることができないこと。

第九条は、欽差大臣は銀票の引渡しを受け、その枚数に該当する製造代価を請求された時は三日以内にその代価を印刷局長に支払うこと。

第十条は、湖北官錢局より印刷局に送付した原版並び新たに製造する原版は製造完結の後、第7条の手続きにより、引き渡すべきである。去年明治37年5月6日に付き契約書に基づき、製造した錢票を以って、製造の基準とする。

第十一条は、欽差大臣において、銀票の製造中止を申込んだ時、印刷局長はその事情がやむ得ない場合のみに限り、その申込みに応ずるべきである。

第十二条は、印刷局長は前条の製造中止を承諾した時、該製造に要する一切の費用を精算し、欽差大臣に賠償を求め、同大臣はその請求金額を30日以内に印刷局に支払うべきである。但し、本文の場合において、印刷局長は錢票の用紙及びその他の製造中の紙並びに製造の原料は均しく第7条に照らし、悉く引渡すべきである。

右の証拠とし、お互いに日本文、清国文各二通に記名調印するものになる。

明治39年、光緒32年(1906)に大清国欽差出使大臣楊樞は湖広総督張之洞が大日本帝国政府印刷局長得能通昌との間で、湖北官錢局の五両銀票が四拾萬枚、拾兩銀票が貳拾萬枚を製造することを依頼し契約を結んだのである。

同日に、もう一つ契約書を一緒に結んだのであった。その内容は以下のように、

契約書

大清国欽差出使大臣楊樞、湖廣総督張之洞ニ代リ、大日本帝国政府印刷局長得能通昌トノ間ニ於テ、大清国湖北官錢局壹千文錢票、貳百萬枚ノ製造ヲ為ス、契約ヲ商定シ、其條項ヲ左ニ列ス。

- 第一条 大清国欽差出使大臣楊樞、湖廣総督張之洞ニ代リ、大清国湖北官錢局壹千文錢票、貳百萬枚ノ製造ヲ、大日本帝国政府印刷局長得能通昌ニ依頼セリ
- 第二条 錢票ハ湖北官錢局ヨリ印刷局ニ送付シタル原版ニ依リ、去ル明治三十七年五月六日付契約書ニ基キ、製造シタル錢票ヲ以テ、製造ノ定準トス。
- 第三条 印刷局長ハ第二條ニ據リ、壹千文錢票貳百萬枚ヲ製造シ製造済ノ上之ヲ欽差大臣又ハ同大臣ノ指定セル受取人ニ東京印刷局構内ニ於テ引渡スヘシ
- 第四条 壹千文錢票貳百萬枚ヲ製造代価ハ、日本金貨三萬三千五百円、即壹枚ニ付壹錢六厘七毫五絲ノ割ト定ム、但本文代価金三萬三千五百円ハ印刷局長ニ支払フ分ノニシテ荷造及迎送費ハ包含セス
- 第五条 印刷局長ハ錢票ヲ試刷シ、欽差大臣ニ示シ、其校正ヲ確實ナルモノトス
- 第六条 印刷局長ハ錢票ヲ製造シ明治三十九年十一月十六日以降東京印刷局構内ニ於テ、漸次引渡ヲ為シ、明治四十年三月三十一日迄ニ、悉皆引渡ヲ了スベシ、但至急ヲ要ス

ル日本帝国政府ノ製造品輻輳セン場合、又ハ天災其他避クベカラザル事故アルトキハ
本文引渡期日ヲ変更スルコトアルベシ

第七条 欽差大臣又ハ湖廣總督ハ錢票受取ノ為メ、豫テ受取人ヲ定メ印刷局長ニ通知シ置キ
錢票引渡ノ期日ハ印刷局ヨリ、豫メ通知ヲ為シ通知ノ日ヨリ七日以内ニ、其受取人ニ欽
差大臣ノ記名調印セル受取證書ヲ持參セシメ其受取證書ト引換ニ現品ヲ引取ルヘシ

第九条 印刷局長ハ現品ヲ引渡シタル後ニ、貨数ノ過不足其他損傷等アルモ其責ニ任ゼザル
ヘシ、若シ印刷局内ノ工匠ニシテ、私造及超過印刷等ノ弊アリテ、湖廣總督ニ於テ発見
シ印刷局ニ、其取調ヲ請求シタルトキハ印刷局長ハ之ヲ拒コトヲ得ス

第十条 欽差大臣ハ錢票ノ引渡ヲ受テ、其貨数ニ該當スル製造代価ノ請求アリタルトキハ、三日
以内ニ其代価ヲ印刷局長ニ支払フヘシ

第十一条 錢票ノ原版ハ製造完結ノ後、第七條ノ手続きニヨリ引渡スヘシ

第十二条 湖廣總督ニ於テ、錢票製造中止ノ申込ヲ為シタルトキハ、印刷局長ハ、其事情止ヲ
得ザルモノト認ルトキニ限り其申込ニ應スルコトアルベシ

第十二条 印刷局長ハ前條製造中止ヲ承諾シタルトキハ、該製造ニ要シタル一切ノ費用ヲ清算
シテ欽差大臣ニ賠償ヲ求メ、同大臣ハ其請求金額ヲ參拾日以内ニ印刷局長ニ支払
フヘシ、但本文ノ場合ニ於テ、印刷局長ハ錢票ノ用紙及印刷済ノ錢票、其他製造中
ノ紙並ニ製造ノ原料ハ均シク、第七條ニ照ニ悉ク引渡スベシ

右ノ證據トシテ、互ニ日本文清国文各貳通ニ記名調印スルモノナリ

大日本国明治三十九年四月二十四日

大清国光緒三十一年四月一日

東京印刷局ニ於テ之ヲ作ル

とあるように、印刷契約書の契約は主に十二条項であった。その内容は、

第一条は、大清帝国欽差出使大臣楊樞が湖廣總督張之洞に代り、清国湖北官錢局から「壹
千文」錢票が 200 万枚の製造を大日本帝国政府印刷局長得能通昌に依頼するものであること。

第二条は、錢票は湖北官錢局より印刷局に送付した原版ニ依り、明治 37 年 5 月 6 日に付き
契約書に基づき、製造した錢票を以って、製造の基準とする。

第三条は、印刷局長は第 2 条に依り、「壹千文」錢票が 250 万枚を製造し、製造後、それを欽

差大臣あるいは同大臣の指定する受取人は東京印刷局の構内において引渡すべきである。

第四条は、「壹千文」錢票が 200 万枚の製造の代価は日本の金貨で 33500 円即 1 枚に付き 1 錢 6 厘 7 毫 5 絲の割りと定め、但し全ての製造代価は印刷局長に支払い分にし、荷造及び輸送費が包含されていること。

第五条は、印刷局長は錢票を試刷し、欽差大臣に示し、その校正を確實なるものとする。

第六条は、印刷局長は錢票を製造し、明治 39 年 11 月 16 日以降、東京印刷局構内において漸次引渡しを為し、明治 40 年 3 月 31 日までに悉く皆引渡しをすべきであること。但し、緊急を要す場合、日本帝国政府の製造品輻轉する場合、または天災そのほか避けられない事故がある時は、本文引渡す期日を変更することもあるべきである。

第七条は、欽差大臣また湖広総督は錢票を受取するため、予め受取人を定め、印刷局長に通知し、置いた錢票を引き渡す期日は印刷局長より予め通知を為し、通知の日より七日以内に、その受取人は欽差大臣の記名を調印した受取証書を持参し、その受取証書と引き換えし、現品を引き取るべきである。

第八条は、印刷局長は現品を引渡した後、枚数の不合、そのほかの検品などの責任を有する。しかし、印刷局内の工匠に、また私造若しくは超過印刷などは、湖広総督において、発見し、印刷局長はその取調べを請求された時、印刷局長はそれを断わることができないこと。

第九条は、欽差大臣は銀元票の引渡しを受け、その枚数に該当する製造代価を請求された時は三日以内にその代価を印刷局長に支払うこと。

第十条は、錢票の原版は製造終了後、第 7 条と同様に引渡すこと。

第十一条は、湖広総督において、錢票の製造中止の申込を為した時、印刷局長はその事情がやむ得ない場合のみに限り、その申込みに応ずるべきである。

第十二条は、印刷局長は前条の製造中止を承諾した時、該製造に要する一切の費用を精算し、欽差大臣に賠償を求め、同大臣はその請求金額を 30 日以内に印刷局に支払うべきである。但し、本文の場合において、印刷局長は錢票の用紙及びその他の製造中の紙並びに製造の原料は均しく第 7 条に照らし、悉く引渡すべきである。

右の証拠とし、お互いに日本文、清国文各二通に記名調印するものになる。

明治39年、光緒32年(1906)に大清国欽差出使大臣楊樞は湖広総督張之洞が大日本帝国政府印刷局長得能通昌との間で、湖北官錢局の1,000文錢票を200万枚製造することを依頼し契約を結んだのである。

日本製紙幣を導入された後、民衆は市場に流通している紙幣への信頼を深くなり、普通の商売は計算が便利になり、湖北省における経済問題は前より少し改善された。その後、湖広総督の任務を引き継いだ陳菱龍は元湖広総督であった張之洞が実施した日本製紙幣の導入を倣い、欽差出使大臣李家駒に日本印刷局へ紙幣の製造を依頼させた。「清国湖北官錢局錢票製造に關スル契約書案ノ件」⁶⁶に記載されていたが、内容は以下のように、

契約書

大清帝国欽差出使大臣李家駒、湖廣総督陳菱龍ニ代リ、大日本帝国政府印刷局長神野勝之助トノ間ニ於テ、大清国湖北官錢局壹千文錢票、參百萬枚ノ製造ヲ為ス、契約ヲ商定シ、其條項ヲ左ニ列ス。

第一条 大清帝国欽差出使大臣李家駒、湖廣総督陳菱龍ニ代リ、大清国湖北官錢局壹千文錢票、貳百萬枚ノ製造ヲ、大日本帝国政府印刷局長神野勝之助ニ依頼セリ

第二条 錢票ハ湖北官錢局ヨリ印刷局ニ送付シタル原版ニ依リ、去ル明治三十七年五月六日付契約書ニ基キ、製造シタル錢票ヲ以テ、製造ノ定準トス。

第三条 印刷局長ハ第二條ニ據リ、壹千文錢票參百萬枚ヲ製造シ製造済ノ上之ヲ欽差大臣又ハ同大臣ノ指定セル受取人ニ東京印刷局構内ニ於テ引渡スヘシ

第四条 壹千文錢票參百萬枚ヲ製造代価ハ、日本金貨四萬九千五百円、即壹枚ニ付壹錢六厘五絲ノ割ト定ム、但本文代価ハ印刷局長ニ支払フ分ノニシテ荷造及迎送費ハ包含セス

第五条 印刷局長ハ錢票ヲ試刷シ、欽差大臣ニ示シ、其校正ヲ確實ナルモノトス

第六条 印刷局長ハ錢票ヲ製造シ明治四十一年十月十五日ヨリ明治四十二年三月三十一日迄ニ、悉皆引渡ヲ了スベシ、但至急ヲ要スル日本帝国政府ノ製造品輻輳セシ場合、又ハ天災其他避クベカラザル事故アルトキハ本文引渡期日ヲ変更スルコトアルベシ

第七条 欽差大臣ハ錢票受取ノ為メ、豫テ受取人ヲ定メ印刷局長ニ通知シ置キ錢票引渡ノ期日

⁶⁶ JACAR Ref. A04010154400、(第1—5画像)。

ハ印刷局ヨリ、豫メ通知ヲ為シ通知ノ日ヨリ七日以内ニ、其受取人ニ欽差大臣ノ記名調
印セル受取証書ヲ持参セシメ、其受取証書ト引換ニ現品ヲ引取ルヘシ

第八条 印刷局長ハ現品ヲ引渡シタル後ニ、貨数ノ過不足其他損傷等アルモ其責ニ任ゼザル
ヘシ、若シ印刷局内ノ工匠ニシテ、私造及超過印刷等ノ弊アリテ、湖廣総督ニ於テ発見
シ印刷局ニ、其取調ヲ請求シタルトキハ印刷局長ハ之ヲ拒コトヲ得ス

第九条 欽差大臣ハ錢票ノ引渡ヲ受テ、其貨数ニ該當スル製造代価ノ請求アリタルトキハ、三日
以内ニ其代価ヲ印刷局長ニ支払フヘシ

第十条 錢票ノ原版ハ製造完結ノ後、第七條ノ手続きニヨリ引渡スヘシ

第十一条 湖廣総督ニ於テ、錢票製造中止ノ申込ヲ為シタルトキハ、印刷局長ハ、其事情止ヲ
得ザルモノト認ルトキニ限り其申込ニ應スルコトアルベシ

第十二条 印刷局長ハ前條製造中止ヲ承諾シタルトキハ、該製造ニ要シタル一切ノ費用ヲ清算
シテ欽差大臣ニ賠償ヲ求め、同大臣ハ其請求金額ヲ参拾日以内ニ印刷局長ニ支払
フヘシ、但本文ノ場合ニ於テ、印刷局長ハ錢票ノ用紙及印刷済ノ錢票、其他製造中
ノ紙並ニ製造ノ原料ハ均シク、第七條ニ照ニ悉ク引渡スベシ

右ノ証據トシテ、互ニ日本文清国文各貳通ニ記名調印スルモノナリ

大日本国明治四十一年七月二十五日

大清国光緒三十四年六月二十七日

東京印刷局ニ於テ之ヲ作ル

とあるように、印刷契約書の契約は主に十二条項であった。その内容は、

第一条は、大清帝国欽差出使大臣李家駒が湖廣総督陳夔龍に代り、清国湖北官錢局から
「壹千文」錢票が 300 万枚の製造を大日本帝国政府印刷局長神野勝之助に依頼するものであ
ること。

第二条は、錢票は湖北官錢局より印刷局に送付した原版ニ依り、明治 37 年 5 月 6 日に付き
契約書に基づき、製造した錢票を以って、製造の基準とする。

第三条は、印刷局長は第 2 条に依り、「壹千文」錢票が 350 万枚を製造し、製造後、それを欽
差大臣あるいは同大臣の指定する受取人は東京印刷局の構内において引渡すべきである。

第四条は、「壹千文」錢票が 300 万枚の製造の代価は日本の金貨で 49500 円即 1 枚に付き 1

銭6厘5絲の割りと定め、但し全ての製造代価は印刷局長に支払い分にし、荷造及び輸送費が包含されていること。

第五条は、印刷局長は銭票を試刷し、欽差大臣に示し、その校正を確實なるものとする。

第六条は、印刷局長は銭票を製造し、明治41年10月15日以降、東京印刷局構内において漸次引渡しを為し、明治42年3月31日までに悉く皆引渡しをすべきであること。但し、緊急を要す場合、日本帝国政府の製造品輻輳する場合、または天災そのほか避けられない事故がある時は、本文引渡す期日を変更することもあるべきである。

第七条は、欽差大臣は銭票を受取するため、予め受取人を定め、印刷局長に通知し、置いた銭票を引き渡す期日は印刷局長より予め通知を為し、通知の日より七日以内に、その受取人は欽差大臣の記名を調印した受取証書を持参し、その受取証書と引き換えし、現品を引き取るべきである。

第八条は、印刷局長は現品を引渡した後、枚数の不合、そのほかの検品などの責任を有する。しかし、印刷局内の工匠に、また私造若しくは超過印刷などは、湖広総督において、発見し、印刷局長はその取調べを請求された時、印刷局長はそれを断わることができないこと。

第九条は、欽差大臣は銀元票の引渡しを受け、その枚数に該当する製造代価を請求された時は三日以内にその代価を印刷局長に支払うこと。

第十条は、銭票の原版は製造終了後、第7条と同様に引渡すこと。

第十一条は、湖広総督において、銭票の製造中止の申込を為した時、印刷局長はその事情がやむ得ない場合のみに限り、その申込みに応ずるべきである。

第十二条は、印刷局長は前条の製造中止を承諾した時、該製造に要する一切の費用を精算し、欽差大臣に賠償を求め、同大臣はその請求金額を30日以内に印刷局に支払うべきである。但し、本文の場合において、印刷局長は銭票の用紙及びその他の製造中の紙並びに製造の原料は均しく第7条に照らし、悉く引渡すべきである。

右の証拠とし、お互いに日本文、清国文各二通に記名調印するものになる。

大清国欽差出使大臣李家駒は湖広総督陳菱龍が大日本帝国政府印刷局長神野勝之助との間で、湖北官銭局の1,000文銭票を300万枚製造することを依頼し契約を結んだのである。

小結

これまで湖広総督張之洞が、湖北省でさまざまな幣制改革をおこなったことは明らかにされてきたが、張之洞が直接に日本へ紙幣の製造を指示し、日本政府の印刷局で製造された紙幣を湖北省に導入したことについて明らかにされてこなかった。

そこで本章において、清国湖広総督張之洞が企図し、日本から導入した日本製紙幣の問題について、張之洞の公牘や電報から日本政府の印刷局に、湖北省内で使用する紙幣の製造を依頼したことを明らかにした。とくに日本に残された「清国湖広総督張之洞ヨリ紙幣製造ノ方依頼ノ件 明治三十二年」、「印刷局ニ於テ清国湖北官錢局錢票製造ニ関スル契約書案ノ件」、「清国湖北官錢局銀票並錢票製造ニ関スル契約書案ノ件」、「清国湖北官錢局錢票製造ニ関スル契約書案ノ件」などの記録から、湖北省における日本政府が製造した紙幣の導入について詳細に知ることができるのである。

第二章 清末山東省における日本製紙幣の導入

1896年湖広総督であった張之洞は銅の制錢の不足を改善する方法として日本から日本製紙幣を導入し⁶⁷、商人や人々に非常に歓迎を受け、順調に市場で流通した。⁶⁸そのため、袁世凱も張之洞の方法を習い、日本製の紙鈔票の導入を計画したのであった。⁶⁹

袁世凱の幣制改革について、朱宗震氏は「袁世凱政府的幣制改革」⁷⁰において、袁世凱の幣制統一、本位制の形成、金融体系の確立などを肯定するが、紙幣を発行のため混乱を引き起こしたと批判している。劉卓氏は「袁世凱政府的幣制改革与京鈔風潮」⁷¹において、辛亥革命以後、政治の変革により経済の発展を引き起こし、幣制改革の問題は何らかの対応に迫られ、袁世凱は銀幣統一、紙幣整理の幣制改革を通じて、財政困難の状況を改善することを企図したと述べている。李育安氏の「北洋政府時期的幣制和紙幣的流通」⁷²は、北洋政府の幣制改革期に発行された「袁頭幣」の地位やその紙幣としての流通の特色を論じた。

これらの研究は1910年以降、袁世凱の幣制改革の諸問題を考察するが、1910年以前の袁世凱の幣制改革に関しては明らかでなく、その幣制改革の過程において紙幣が発行されたことには何等言及していない。

そこで本論文は、清国山東巡撫であった袁世凱が実施した幣制改革の過程において日本製紙幣を導入した事情について明らかにするものである。

第一節 山東省における日本製紙幣導入の背景

⁶⁷ 劉四平、李細珠、「張之洞与晚清貨幣改革」、『歴史档案』、2002年第1期、第100—109頁。

⁶⁸ 『張之洞全集』、「札錢恂就近在日本点收頭批銀元票八万張」、第5冊、河北人民出版社、1998年11月、第3906頁。

⁶⁹ 『張之洞全集』、「張之洞存各處來電」、「壬寅六月初七日保定袁制台來電」、河北人民出版社、1998年9月、第54函。

⁷⁰ 朱宗震、「袁世凱政府的幣制改革」、近代史研究、1989年、第2期。

⁷¹ 劉卓、「袁世凱政府的幣制改革与京鈔風潮」、蘭州學刊、2006年、第7期。

⁷² 李育安、「北洋政府時期的幣制和紙幣的流通」、鄭州大學學報(哲學社會科學版)、1995年、第6期。

一)湖北省における日本製紙幣の導入

光緒 15 年(1889 年)に、両広総督であった張之洞を湖広総督へ転出させる命が下る。⁷³彼が着任早々に直面した問題の一つに貨幣問題があった。光緒帝 19 年(1893 年)に張之洞は省政府による銀元の機械鑄造案を上奏する。これが張之洞の採った銅錢不足解消策であった。そして、張之洞は銀元局を創設する。彼が銀元を以て銅錢に代替させようとした。光緒 23 年(1897 年)に張之洞は「臣等與司道熟商、惟有設立官錢局、制為錢票、銀元票」⁷⁴と、官錢局を創設する。官錢局の主要業務は、額面一元の銀元票、一千文の官錢票を発行し流通させることであった。銀元が発行され流通しても、銅貨需要を緩和させることは出来なかった。そもそも銀元のみで銅錢の代替をさせることは、数量の上で不可能である。そこで官錢局を設置して、銅錢に代替すべく銀元票、官錢票を発行したのである。光緒 22 年(1896 年)、王秉恩は湖北省の銀元局によって銀元票を発行することを張之洞に提案した。張之洞は、光緒 24 年 12 月 5 日(1899 年 1 月 16 日)に電報を日本の神戸に向けて発信し、日本神戸に駐在する中国領事官員張恂へ電報を送り、「銀元票」の件について鄭國華への取り次ぎを依頼していた。⁷⁵「銀元票」の製造を日本に依頼するため、張之洞は鄭國華を暫く湖北省に帰郷させず、日本で事務処理を行うように命じている。⁷⁶鄭國華は、錢票の図様、印刷の数、手続費、交付と完成の時間等問題について日本の印刷局と相談している。⁷⁷光緒 25 年(1899)に「一元」銀元票を 100 万枚導入し、評判が良かったため、光緒 26 年(1900)には 8 万枚の「一元」銀元票、光緒 30 年(1904)に 250 万枚の「一千文」製錢票と光緒 31 年(1905)には 300 万枚の「一兩」銀元票と 20 万枚の「十兩」銀元票を追加した。張之洞が導入した日本製紙幣は商人や人々に非常に歓迎を受け、順調に市場で流通し、⁷⁸当時湖北省の貨幣混乱と財政危機をある程度で緩和させた。そのため、山東省の巡撫になった袁世凱は張之洞の導入した日本製紙幣の成功を見て参照しようとした。

⁷³ 『張文襄公全集』卷二十九、奏議二十九、光緒十五年十一月二十七日付の「到湖広任謝恩摺」に「茲于光緒十五年十一月二十五日行抵湖北省城」(『張文襄公全集』第二冊、河北人民出版社、1998 年 9 月、755 頁)とある。

⁷⁴ 『張文襄公全集』卷四十五、奏議四五、光緒二十三年正月十二日付の「設立官錢局片」に、『張文襄公全集』第二冊、河北人民出版社、1998 年 8 月、第 1224 頁)とある。

⁷⁵ 『張之洞全集』河北人民出版社、1998 年 11 月、第 9 冊、電牘 58、第 7699 頁。

⁷⁶ 『張之洞全集』河北人民出版社、1998 年 11 月、第 9 冊、電牘 58、第 7699 頁。

⁷⁷ アジア歴史資料センター、外務省外交史料館、B11090620800、(第 38、39 画像)

⁷⁸ 『張之洞全集』、「札錢恂就近在日本点収頭批銀元票八万張」、第 5 冊、河北人民出版社、1998 年 11 月、第 3906 頁。

二) 山東省における貨幣改革の推移

袁世凱(1859～1916)は、咸豐9年(1859)8月20日、河南陳州府項城県に生まれ、まず官僚を志して、科挙に2度挑戦したが及第せず文官の道を断念した。そこで軍人となることを志して、光緒7年(1881)には李鴻章幕下の淮軍に身を投じ、仕官の道を始めた。1899年12月に臨時に山東巡撫を代行し、1900年3月に山東巡撫になった。1901年11月から1906年まで直隸総督兼北洋大臣を務めていた。⁷⁹

光緒26年(1900)に袁世凱が山東巡撫であった時に、清朝廷は義和団事件らによる財政難から「山東籌銀十萬兩、趕緊解交直隸保定府布政使衙門兌收」⁸⁰と、山東省に銀十萬兩の調達を命じた。これに対して、袁世凱は「惟查東省庫儲本極支絀、常年会計往往入不敷出…如無多方支撐、異常拮据、即本省尚不遑自給、實難協濟他省。懇天恩俯準、改指他省籌解。」⁸¹と、山東省の倉庫に蓄えられる金銭と物資が極めて少なく、常年の収入だけでは支出が追いつかない。他省の協力が必要であるとしたように、当時の山東省は財政状態が極めて悪化していたのである。

さらに義和団事件と庚子事変後にドイツの勢力が山東省に拡大してきた。袁世凱は、「東省銀元自行設局鑄造片」において、

徳人經營鐵路、現火車已達高密、轉瞬即抵濰縣。不數年間、竊恐徳人銀元、漸將通行東境、殊足侵損利權、必須趕速自籌鑄造。如赴廣東、湖北附鑄、不但往返運解、所費不貲、且各省均往附鑄、則挹彼注此、為數必不能過多、越境需時、応付亦必難捷速、欲以抵制外人、殊恐弗及。⁸²

と指摘しているように、イギリス、ドイツが山東省で日々勢力を拡大し、ドイツ人が建設した鉄道は濰縣に達することになっていた。もしドイツが、山東省で銀元を先に発行すれば、中国の権利は必ず侵害されることは明らかであった。しかし湖北省、広東省に銀元の鑄造を依頼するには費用と時間は多くかかり、ドイツなどの外国の銀元に抵抗することは困難と見られた。

⁷⁹ 佐久間東山、『袁世凱伝』、現代思潮社、1985年7月、第27—28頁。

⁸⁰ 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「部撥協濟直省餉銀十萬兩請改指他省籌解析」、上冊、天津古籍出版社、1987年、第214頁。

⁸¹ 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「部撥協濟直省餉銀十萬兩請改指他省籌解析」、上冊 天津古籍出版社、1987年、第215頁。

⁸² 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「東省銀元自行設局鑄造片」、上冊、第310頁。

山東省の経済の発展を促進し、財政の状況を改善し、ドイツの銀元の流通を制止するため、袁世凱は、光緒 26 年(1900)に朝廷に対して、

鑄造銀元与錢法相輔而行、較為利便。反復籌計、窒碍甚多、合無仰懇天恩、俯準東省銀元仍自行設局鑄造、俟機器購定、開辦有期、再行妥定章程、隨時具奏。⁸³

と、銀元の鑄造と錢法を同時に実行することを主張した。しかし実現はできなかった。山東省で独自に銀元局を設立させ、銀元を製造することを企図した。そのため機械の購入と銀元局の開設を完成し、章程を制定した後、朝廷に上奏した。1901 年袁世凱は再び朝廷に「西方国家的致富之途、大要在採鋁産、造鐵路、通貨幣及一切生財之道」⁸⁴と上奏し、さらに「臣現于省城創辦商務總局、議定章程、發局試辦、并籌辦官銀号、銀元局附于其中」⁸⁵と銀元局の設立を要請した。

1896 年にあった初名山東通濟錢局は、1901 年に袁世凱が要請した山東官銀号として、光緒 27 年 10 月朝廷の許可を受け⁸⁶、済南で再編し成立された。この銀元局によって、袁世凱はできるだけ早く紙幣を流通させることを考えたが、しかし清国の印刷技術が未熟であったため、印刷された紙錢票は直ちに模造され、偽造紙幣が出現する事態となった。その改善策として考えられたのが、張之洞が行ったと同様に、直接日本から精緻な紙幣を導入することであった。

そこで次に、袁世凱が日本の印刷局から日本製紙幣を導入したことに関して述べたい。

第二節 山東省ににおける日本製紙幣導入の過程

それでは袁世凱はどのように「日本印刷局」へ紙幣の製造を依頼したのであろうか。日本と中国に残された資料から検討してみたい。

袁世凱より日本印刷局に紙幣製造を依頼したことについて外務省外交史料館に残された「山東

⁸³ 同 39。

⁸⁴ 沈祖憲輯録、『養寿園奏議輯要』、台湾文海出版社、1967 年、第 225 頁。

⁸⁵ 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「創設東省商務局擬定試辦章程折」、上冊、第 343—344 頁。

⁸⁶ 同 39。

省巡撫袁世凱ヨリ紙幣製造ノ儀依頼ノ件 明治三十四年」⁸⁷に次のようにある。

山東省巡撫袁世凱ハ同省官銀行ニ於テ、從來使用セシ紙幣ヲ廢シ、改タメテ本邦ニ依頼シ、本邦製錢ヲ以テ、製錢ヲ製造シ、且ツ之ヲ行使シ以テ偽造ヲ杜キ、且ツ流通ニ便セントノ目的ニテ、此頃、同省道台馬廷亮ナル者ヲ当地ニ派出シ、小官ト交渉スル所アリタリ。此事ニシテ、成效セハ山東省ニ於テハ、利便少ナカラサルハ無論ナルノミナラス、同巡撫ニ対シテハ、本邦ニ於テ、不断交情ノ連絡ヲ図リ置クコト、邦交ニ利益アル。又曾ニ湖北省ノ依頼ニ応シ、本邦印刷局ニ於テ、錢幣ヲ製造シタルコトアルヲ以テ、今回袁巡撫ノ請求ヲ受シ、同様ノ便宜ヲ與フルコトハ差支ナキモノト信ジ、馬道台ニ對シ、本邦ニ就キ、袁巡撫ヨリ直接ノ依頼アレハ、本官ハ周旋ノ勞ヲ取ルヘキ上、日面告セシニ昨日同巡撫ヨリ、左記ノ如キ電報ヲ接受セリ。

日本総領事官小田切兄鑒。山東省官銀號。現擬改用貴国所造票紙以杜偽造而便流通。曾遣馬道廷亮赴滬、面懇執事設法代造。務祈費心指示一切。瑣瀆清神。無任慚感。袁世凱 欽。

前陣ノ如ク、袁巡撫ト本邦トノ交際上ノ關係モアリ。加フルニ、湖北ノ前例モアリ、之義ニ付、右代造方ニ関シ、印刷局ニ該立御煩シ度、又先方ニ於テハ、頻ニ急キ居我模様有、之候ニ付、印刷局ニ於テハ、承諾ヲ表セラシ候場合ニハ、電報ヲ以テ、御回示御仰キ度候。左スレハ、前記馬道台ヲシテ、早速交渉セシムヘリ候。又、今回製造ヲ依頼セシトスル紙幣ハ、拾兩四萬枚、伍兩六萬枚、壹兩三十萬枚ニシテ、紙幣表裏面ノ文字ハ、一樣ナルモノ該着色ハ、各種異様ニ有之候。此段度申候敬具。

明治三十四年八月十六日

総領事代理小田切萬壽之助

外務大臣曾禰荒助殿

とあるように、明治34年(1901)8月16日、清国に駐在する総領事代理小田切萬壽之助は、袁世凱から紙幣製造の件について外務大臣曾禰荒助に書簡を送った。書簡の中に袁世凱は山東省で使用している紙幣を廃止し、改めて日本製造の紙幣を製造し、偽造を防止するために、日本か

⁸⁷ アジア歴史資料センター、外務省外交史料館、B1109620(第2、3画像)。

ら紙幣の導入を企図することを述べている。山東省の道台馬廷亮が派遣され、小田切萬壽之助と交渉した。この件は日中双方に利益があり、しかも日本は以前に湖北省から依頼を受けたことがあったことから今回も受けようとしていた。

袁巡撫の依頼は小田切萬壽之助によって直接受理され、印刷局に依頼し、しかも袁世凱の方が急いで契約を望んでいた。もし印刷局が受けたら、小田切萬壽之助は電報ですぐ連絡してほしいとするものであった。依頼した紙幣は「拾両」が四萬枚、「伍両」が六萬枚、「壹両」が三十萬枚で、その紙幣は表裏面の文字が同じ、色彩を異なるようにするものであった。

外務総務長官内田康哉は、袁世凱の依頼を了解し、直ちに外務総務長官阪谷芳郎に連絡し、書簡を送った。「明治三十四年八月二十二日起草、同年八月二十二日発遣」⁸⁸とあるように、その書簡の内容は以下のようである。

清国山東巡撫袁世凱ハ、同省行使紙幣偽造ノ道ヲ壮ク上共ニ杜キ、其流通ヲ便ニスルノ目的ヲ以テ、従来同省官銀行ニ於テ、行使セシ紙幣ヲ廢シ、改メテ本邦製紙ヲ以テ、紙幣製造方本邦へ依頼致度旨迄、上海帝国総領事代理へ申出、御趣ヲ以テ、全般同総領事代理製紙写シ通上申致、来日ニ就テハ、豫メ右諾否ニ関スル貴省之御意見承知候致、尚本件ハ先方ニ於テ、至急居御趣ニ付、委曲製紙ニテ、御了悉之上、至急御詮議ノ上、何分ノ御回答相来候様致度、此段及照会也。

明治三十四年八月二十二日

外務総務長官内田康哉

大蔵総務長官阪谷芳郎殿

明治34年8月22日に、内田康哉は、袁世凱が小田切萬壽之助に日本から紙幣の導入することの申し出があったことを阪谷芳郎に報告した。小田切萬壽之助はその依頼の製紙の写しを日本に送り、日本側の意見を待っており。内田康哉は結果が出たら阪谷芳郎に早く連絡してほしいとするものである。

印刷局長得能通昌は紙幣の依頼件を了解し、明治34年8月27日付にて内田康哉に返答した。

⁸⁸ B3.4.3 Ref.B1109620(第4画像)。

清国通用紙幣印刷方ニ付、大蔵総務長官宛御照会ニ於テ、当局ハ大蔵省ヨリ転送召コトニ就テハ、製造様式ニヨリ、此交期日ニハ長短ハ可召コト共、先般製造豫メ湖北銀元局紙幣ト貨式ナシハ、製造契約決定後十ヶ月間ヲ要シ、可ヤラニ付、右様候致、此段及照会也。

明治三十四年八月二十七日

印刷局長得能通昌

外務総務長官内田康哉⁸⁹

と、大蔵省から転送された紙幣の製造様式と交付の期日は、先般の湖北省と同様であれば、製造契約を締結する後に、今回清国の通用する紙幣を製造する時間は十ヶ月程度必要であるとのことであった。

曾禰外務大臣は、日本印刷局が依頼を受けると、直ちに小田切総領事代理に伝えた。

山東巡撫ノ依頼ニ係ル紙幣製造ノ件ニ関シ、印刷局ハ之ヲ承諾ナリ。

明治三十四年八月二十八日

外務大臣曾禰荒助

小田切総領事代理宛

山東巡撫の依頼に係る紙幣製造の件に関して、印刷局はそれを承諾した。

日本印刷局が紙幣製造の承諾を受けたことを知った袁世凱は、光緒 27 年(1901)8 月、馬廷亮を日本に派遣した。

本年夏間、復派道員馬廷亮前往日本、訪查該国銀行及鑄造銀元各章程、兼議購機器、票紙來東、籌款興辦、以為力占先著地步。⁹⁰

袁世凱が馬廷亮を日本に派遣したことに関して、小田切万壽之助は曾禰荒助に書簡を送った。

⁸⁹ B3.4.3 Ref. B1109620、(第 6 画像)。

⁹⁰ 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、天津古籍出版社、上冊、310 頁。

その書簡「銀票印刷依頼ノ為メ道台馬廷亮本邦へ出発ノ件」⁹¹に次のように見られる。

山東巡撫袁世凱ハ、山東省内ニ流通セシムル銀票ノ印刷ヲ本邦ニ依頼致度、上日道台馬廷亮ヲ以テ、小官へ交渉致候ニ付キ。本邦ニ於テ、其依頼ニ応度上日、本月十六日附公信第三〇七号ノ申請ニ對シ、昨二十九日印刷局ニ於テ、承諾ニ儀御電示有之候ニ付、馬道台ニ通知致候処同人ニ直ニ袁巡撫へ其趣キ電報致袁巡撫ハ、今回道台馬廷亮ヲ委員トシ、銀票依頼ノ為メ本邦へ派遣スル旨小官へ電報致来候就テハ、馬道台ハ明三十一日當港発神戸丸ニ搭シ、本邦へ出発致候ニ付キ、同人着京シ上ハ、諸事便宜ヲ被其候様致度此段申進候敬具。

明治三十四年八月三十日

総領事代理小田切万壽之助

外務大臣曾禰荒助殿

小田切万壽之助は、印刷局が承諾したことを馬廷亮に通知し、同時に袁世凱にその事情も報告した。袁巡撫は銀票依頼に馬廷亮を委員として日本へ派遣した。馬道台は8月31日に上海発の神戸丸に搭乗し日本へ出発する予定であった。

委員馬廷亮は日本に到着し、日本印刷局と契約を締結し、「拾両四萬枚、伍両六萬枚、壹両三十萬枚ニシテ、紙幣表裏面ノ文字ハ、一樣ナルモノ該着色ハ、各種異様ニ有之」と先に注文した紙幣の印刷を実行したと思われる。

こうして光緒27年(明治34、1901)に山東省は「拾両」4萬枚、「伍両」6萬枚、「壹両」30萬枚の紙幣を山東省で流通させたのである。そのことは当時の新聞にも見られる。

『東京朝日新聞』第5435号、明治34年(1901)8月29日付の「清國より紙幣の注文」によれば、

昨年張之洞氏より湖北銀元局發行一元紙幣百萬枚との製造を我印刷局に依頼し來りし
今又袁世凱氏より小田切領事の手を経て山東省官銀行の紙幣製造方を依頼し來り。

⁹¹ B3.4.3 Ref. B1109620、(第11画像)。

とあり、1896 年を最初として張之洞が日本の大蔵省印刷局に紙幣の印刷を注文したと同様に、1901 年 8 月に、袁世凱が中国に駐在する小田切領事を通じて、同様に印刷局に紙幣の印刷を依頼してきたことを報じている。

ついで『東京朝日新聞』第 5502 号、明治 34 年(1901)11 月 7 日付の「袁世凱より紙幣の注文」によれば、

袁世凱ハ山東省に於る紙幣の印刷を本邦商人に託せし由にて、右印刷方ハ多分印刷局にて引受る事となるべしと云ふ。

とあり、袁世凱が山東省で流用する紙幣の印刷を日本に依頼したのである。

その後、日本から導入し、山東省で流用された紙幣は印刷が精緻で、人々から大歓迎を受けたようで、袁世凱はさらに日本に印刷の追加注文を行っている。そのことは、1902 年 4 月 30 日付の“*NORTH CHINA HERALD*”の ‘*Government Notes in Shantung*’に、⁹²

It is reported from China, the provincial capital of Shantung, that there has arrived there from Japan a limited quantity of Ten-tael notes which had been ordered to be printed by H E YuanShih-k'ai when Governor of Shantung. These notes have been handed by the Provincial Treasurer over to the large banks of Chinan to introduce into the market as Government currency, and if the people take hold of the innovation the Government lithograph works in that city will reproduce the new notes as many as desired.

とあるように、1902 年 4 月 30 日“*NORTH CHINA HERALD*”(『北華捷報』)の「山東政府公告」において、山東巡撫の袁世凱が、日本から数量限定である紙幣の“十両”紙幣を導入し、済南の財政部長はその“十両”紙幣を政府の紙幣として各銀号に供与し、市場に流通させようとしていたようである。

⁹² “*NORTH-CHINA HERALD AND SUPREME COURT & CONSULAR GAZETTE THE WEEKLY EDITION OF THE NORTH-CHINA DAILY NEW*”, VOL.LXVIII, NO.1812, SHANGHAI, APRIL.30.1902, p.856, ‘*Government Notes in Shantung.*’

小結

これまで袁世凱が、1910年以降においてさまざまな幣制改革をおこなったことは明らかにされてきたが、その指摘される幣制改革より以前の1901年に袁世凱が、山東省で日本製紙幣の流通を実施したことは明らかにされていなかった。

袁世凱は、張之洞が1896年に湖北省で実施した日本製の紙幣の流通の例に依拠し、日本へ直接に紙幣の製造を指示し、日本政府の印刷局で製造された紙幣を導入したのである。

袁世凱は、1900年3月に山東巡撫となるが、山東省の財政悪化から紙幣の発行を企図し実施するが、粗悪紙幣のため偽造などが忽ち大きな問題を生じた。そこで、1896年に湖北省の張之洞が日本から導入した日本製紙幣の事例を参照し、袁世凱も同様な方法を実行したのである。袁世凱が日本に紙幣の製造を依頼したことは、日本側の資料からも明らかのように、日本政府の印刷局に紙幣の製造を依頼したのである。とくに日本に残された「山東省巡撫袁世凱ヨリ紙幣製造ノ依頼ノ件 明治三十四年」、「山東巡撫袁世凱ノ依頼ニ係ル紙幣製造方ニ関スル件」、「銀票印刷依頼ノ為メ道台馬廷亮本邦へ出発ノ件」などから、1901年日本から導入した「拾両」4萬枚、「伍両」6萬枚、「壹両」30萬枚の紙幣が山東省で流通され、大歓迎を受け、1902年袁世凱はさらに数量限定であるが、“十兩”紙幣を導入したのである。その後、直隸総督兼北洋大臣となった袁世凱は、直隸省においても紙幣の印刷と発行を企図したのである。

このように、山東省は清朝の崩壊直前の一時期ではあったが、湖北省に次いで、2番目に日本製紙幣を導入した省である

第三章 清末湖南省における日本製紙幣の導入

19 世紀中期以降の中国は、アヘン貿易により中国の銀が海外へ大量に流出し、物価が高騰した。他方、外国の銀元が中国市場に大量に輸入され、中国旧来の幣制制度が破壊されると同時に、銅錢鑄造のための雲南省産の銅の産量が不足し、外国から輸入する銅塊の価値が高騰するなどの経済混乱が見られた。このため、一部では銅による制錢の供給不足で、小錢が市中に横行する現象が出現していた。⁹³このような状況下で、光緒 22 年(1896)湖広総督であった張之洞は銅の制錢の不足を改善する方法として日本から日本製紙幣を導入する、商人や人々に非常に歓迎を受け、順調に市場で流通した。⁹⁴

光緒 26 年(1900)の義和団事件後の外国への損害賠償のため、清政府は光緒 28 年(1902)に金融苦境に陥った。賠償金の支払いはほとんど地方各省からの資金供与であったため、湖南省においてもこれに苦慮した。湖南巡撫俞廉三は政治的に元巡撫陳宝箴とともに廃止した官錢局を復活することにより、紙幣の発行により財政の建直しをはかった。しかし、かつての票幣が極めて悪質な印刷であったため、市場で信用を失う原因の一つになったことから湖総督張之洞の成功例に習い、⁹⁵日本製紙幣を導入することを決定したのである。⁹⁶

そこで本稿においては、湖南省官錢局が再開する前に日本印刷局に製造依頼した紙幣の問題について明らかにしたい。

第一節 湖南省における日本製紙幣の導入の背景

一) 湖北省、山東省における日本製紙幣の導入

⁷⁸ 劉四平、李細珠、「張之洞与晚清貨幣改革」、『歴史档案』、2002 年第 1 期、第 100—109 頁。

⁹⁴ 『張之洞全集』、「札錢恂就近在日本点収頭批銀元票八万張」、第 5 冊、河北人民出版社、1998 年 11 月、第 3906 頁。

⁹⁵ 何娟娟、「清国湖広総督張之洞の日本製造の紙幣の導入」、『「文化交渉」東アジア文化研究科院生論集』第 3 号、関西大学大学院東アジア文化研究科、2014 年 9 月、第 289—299 頁。

⁹⁶ 沙偉、「晚清時期湖南官錢局紙幣」、『收藏』、2014 年第 2 期、第 98—100 頁。

張之洞は、光緒 24 年 12 月 5 日(1899 年 1 月 16 日)に電報を日本の神戸に向けて発信し、日本神戸に駐在する中国領事官張梅へ電報を送り、「銀元票」の件について鄭國華への取り次ぎを依頼していた。⁹⁷「銀元票」の製造を日本に依頼するため、張之洞は鄭國華を暫く湖北省に帰郷させず、日本で事務処理を行うように命じている。⁹⁸鄭國華は、錢票の図様、印刷の数、手続費、交付と完成の時間等問題について日本の印刷局と相談している。⁹⁹光緒 25 年(1899)に「一元」銀元票を 100 万枚導入し、評判が良かったため、光緒 26 年(1900)には 8 万枚の「一元」銀元票、光緒 30 年(1904)に 250 万枚の「一千文」製錢票と光緒 31 年(1905)には 300 万枚の「一兩」銀元票と 20 万枚の「十兩」銀元票を追加した。張之洞が導入した日本製紙幣は商人や人々に非常に歓迎を受け、順調に市場で流通し、¹⁰⁰当時湖北省の貨幣混乱と財政危機をある程度で緩和させた。

光緒 26 年(1900)に袁世凱が山東巡撫であった時に、清朝廷は義和団事件らによる財政困難から「山東籌銀十萬兩、趕緊解交直隸保定府布政使衙門兌收」¹⁰¹と、山東省に銀十萬兩の調達を命じた。これに対して、袁世凱は「惟查東省庫儲本極支絀、常年会計往往入不敷出…如無多方支撐、異常拮据、即本省尚不遑自給、實難協濟他省。懇天恩俯準、改指他省籌解。」¹⁰²と、山東省の倉庫に蓄えられる金銭と物資が極めて少なく、常年の収入だけでは支出が追いつかないとして他省の協力が必要であるとした。当時の山東省は財政状態が極めて悪化していたのである。さらに義和団事件と庚子事変後にドイツの勢力が山東省に拡大してきた。¹⁰³山東省の経済の発展を促進し、財政の状況を改善し、ドイツの銀元の流通を制止するため、袁世凱は、光緒 26 年(1900)に朝廷に対して、銀元の鑄造と錢法を同時に実行することを主張した。¹⁰⁴しかし実現はできなかった。山東省で独自に銀元局を設立させ、銀元を製造することを企図した。そのため機械の購入と銀元局の開設を完成し、章程を制定した後、朝廷に上奏した。1901 年袁世凱は再び朝廷に「西方国家的致富之途，大要在採鋁産，造鐵路，通貨幣及一切生財之道」¹⁰⁵と上奏し、さらに

⁹⁷ 『張之洞全集』河北人民出版社、1998 年 11 月、第 9 冊、電牘 58、第 7699 頁。

⁹⁸ 『張之洞全集』河北人民出版社、1998 年 11 月、第 9 冊、電牘 58、第 7699 頁。

⁹⁹ アジア歴史資料センター、外務省外交史料館、B11090620800、(第 38、39 画像)

¹⁰⁰ 『張之洞全集』、「札錢尙就近在日本点收頭批銀元票八萬張」、第 5 冊、河北人民出版社、1998 年 11 月、第 3906 頁。

¹⁰¹ 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「部撥協濟直省餉銀十萬兩請改指他省籌解析」、上冊、天津古籍出版社、1987 年、第 214 頁。

¹⁰² 『袁世凱奏議』、「部撥協濟直省餉銀十萬兩請改指他省籌解析」、第 215 頁。

¹⁰³ 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「東省銀元自行設局鑄造片」、上冊、310 頁。

¹⁰⁴ 同 30。

¹⁰⁵ 沈祖憲輯録、『養壽園奏議輯要』、台湾文海出版社、1967 年、第 225 頁。

「臣現于省城創辦商務總局，議定章程，發局試辦，并籌辦官銀号，銀元局附于其中」¹⁰⁶と銀元局の設立を要請した。

1896年にあった初名が山東通済錢局は、1901年に袁世凱が要請した山東官銀号と改称し、光緒27年10月に朝廷の許可を受け¹⁰⁷、済南で再編し成立された。この銀元局によって、袁世凱はできるだけ早く紙幣を流通させることを考えたが、しかし清国の印刷技術が未熟であったため、印刷された紙錢票は直ちに模造され、偽造紙幣が出現する事態となった。¹⁰⁸その改善策として考えられたのが、張之洞が行ったと同様に、日本へ直接に紙幣の製造を指示し、直接日本政府の印刷局で製造された精緻な紙幣を導入することであった。1901年日本から導入した「拾両」4萬枚、「伍兩」6萬枚、「壹兩」30萬枚の紙幣が、山東省で流通し大歓迎を受け、¹⁰⁹1902年袁世凱はさらに数量限定であるが、“十兩”紙幣を導入したのである。¹¹⁰そのため、湖南省における巡撫俞廉三は張之洞、袁世凱が導入した日本製紙幣の成功を見て参照しようとした。

二)湖南省における貨幣改革の推移

19世紀中期、太平天国軍の挙兵とその拡大は清朝中央の鎮圧のための経費を増大させるとともに、雲南省産銅の輸送困難を生じ、鑄造のための供給不足を引き起こした。したがって製錢の不足を招き、またこの機に乗じて暴利をむさぼる奸商も現れた。それは幣制紊乱の事実を端的に物語っている。¹¹¹

こうした財政窮乏、幣制混乱の事情から、咸豊3年(1853)7月3日、戸部が、「僉用京師銀票流通、就其法而擴充之、民以習見而相安、事以推行而盡利。擬請暫行銀票期票、仿照内務府官錢舖之法、開設官銀錢號以便支取」¹¹²と上奏することで、各省各地に官錢局が設立されることになった。官錢局が「官票」という、銀や製錢の兌換可能な紙幣を発行するのであった。発足にあたり、発布された官票章程ないし行鈔章程によると、この官票で税糧、塩税その他附加税の納

¹⁰⁶ 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「創設東省商務局擬定試辦章程折」、上冊、第343—344頁。

¹⁰⁷ 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「東省銀元自行設局鑄造片」、上冊、第310頁。

¹⁰⁸ 何娟娟「清末山東巡撫袁世凱導入日本制紙幣相關資料介紹」、松浦章編『近代東亞海域交流：航運・商業・人物』博揚文化、2015年6月、第405—417頁。

¹⁰⁹ B3.4.3 Ref. B11090620900、(第1—3画像)。

¹¹⁰ “NORTH-CHINA HERALD AND SUPREME COURT & CONSULAR GAZETTE THE WEEKLY EDITION OF THE NORTH-CHINA DAILY NEW”, VOL.LXVIII, NO.1812, SHANGHAI, APRIL.30.1902, p.856, ‘Government Notes in Shantung.’

¹¹¹ 中国人民銀行總行參事室金融史料組編『中国近代貨幣史資料』第一輯、清政府統治時期、全二冊、中華書局、1964年、第317—349頁。

¹¹² 中国人民銀行總行參事室金融史料組編『中国近代貨幣史資料』、第353頁。

入額の半分まで支払うことができ、また民間においても流通使用できた。「軍需河餉已糜帑二千數百萬兩、以致度支告匱、籌劃維艱」¹¹³とあるように、この官票発行のもう一つの目的は、太平軍との戦いが二年間になり、二千数百万両も出費してしまったため、急に膨れ上がった兵士の給料支払にあてることであった。

こうして咸豊5年(1855)、福建、四川、山西、勅令、湖北、浙江、山東などの各省に官錢局が設立された。これは官票つまり兌換紙幣を発行し、製錢の不足を補うのが共通の目的であった。¹¹⁴ところが、上に記した省の中には湖南省は含まれていない。その理由は当時の巡撫駱秉章の上奏文により不十分ながら伺い知ることができる。彼は清朝廷に、

惟思行鈔之法、必先設立官銀錢號。周迴轉運、而官銀錢號又須慎選殷實商人、令其承充……湖南兵革未休、瘡痍日甚、農工廢業商販不通。向來省城又集鎮、地方開設銀號錢號者、多係江西民人。前日匪竄湖南、商民相率歇業、遷徙回籍、至今尚未復業。近日江西又遭賊擾、復多懸念家園、歸保鄉。里市塵交易絕、鮮殷實之家。此時設法招徠在在資者、既去而之他轉、恐無資者或因而滋幣……此湖南省地方困敝、官銀錢號一時無商開設、刻難推行鈔法國之、實在情形也是。¹¹⁵

と上奏している。行鈔の法は必ずまず官銀錢号を設立し、運用する。官錢銀号は殷実な商人を厳選し、これを担当させる。ところが湖南の兵革は未だ終えず、瘡痍が日に甚しく、農工・商販も不通である。これまで省城や集鎮で銀号、錢号を開設しているのは多くは江西人であったが、先頃、太平軍が湖南に攻め入り、商民は次々と休業し、本籍に帰郷したため、湖南に帰ってきていない。近日、江西省にもまた太平軍が侵入して混乱し、交易が絶え、殷実な家は少なくなった。こうした時、法を設け招いても、資ある者はすでに去ってしまい、資なき者がまぎれ混み弊害を引き起こしている。湖南は困弊し、官銀錢号の開設は難しく、鈔法を推行することは実際に困難であるという。つまり、各省とも官錢局設立には地元の殷実な商人の援助を得たわけであるが、湖南省では省内の有力商人層は江西省出身で占められており、彼等は太平天国軍の攻撃と占領を避け、本籍地に帰ってしまったというのである。こうして湖南省には官錢局は設立されなかった。

¹¹³ 中国人民銀行総行参事室金融史料組編『中国近代貨幣史資料』、第357—361頁。

¹¹⁴ 『中国近代貨幣史資料』、第464—467頁。

¹¹⁵ 曾国荃訳、『湖南通志』巻57、食貨3、錢法15、16、上海古籍出版社、1990年。

当然、兌換紙幣としての官票もなかったのである。

日清戦争敗北後、清朝体制の改革を目指して、様々な変法論が提出され、建議された。幣制についても、銀行開設、錢法改革等々、具体的に問題が議論されている。光緒21年(1895)5月、康有為の第二回上書¹¹⁶にも富国方策として六つの方法が主張され、その一つとして、「今各省皆有銀票錢票、而作偽萬種、利不歸公、何如官中爲之、驟可富国哉？此鈔票宜行一」¹¹⁷と、各省では皆銀票、錢票があり、偽貨幣も万種があったとされたが、その利益は公のものとはならない、このような状態で富国になることができるだろうか。この錢票は行ふべき方法の一つであるという。こうした一連の変法が建議された過程で、8月湖南巡撫に就任した陳宝箴はその開明性により、鋭意湖南の変法の途を切り開いた。そこで、経済政策の一つとして、陳宝箴は湖南省で官錢局の開設を企図した。光緒22年(1896)4月に陳宝箴は清朝廷に対して、「省制錢、停鑄多年、民用缺乏、請通鼓鑄…覈實辦理以維園法、而便商民、如所請行」¹¹⁸と、湖南省の製錢は多年にわたり停止し民用が欠乏していた。そこで鼓鑄をはかり商民の便宜をはかることを上奏したのである。その結果、光緒22年(1896)に、長沙に阜南官錢局が設立された。その資金として善後局から銀10万両を導入された。ついで「又奏、省城開設阜南宮官錢局、以在籍道員朱昌琳、充總辦報開」¹¹⁹と、このため殷実な人物として朱昌琳を総弁とした。朱の甥朱卓欽が営業責任者となった。¹²⁰同時に、陳宝箴は官錢票の発行も実行させようと考えた。当時日本にいた湖南の紳士蔣德鈞は、「官錢票、宜造多少。票紙、惟東洋可用」¹²¹との電報を陳宝箴に送っている。

つまり、陳宝箴はもともと日本の紙幣の原紙を利用し、紙幣を製造する予定であった。このこともその後湖南官錢局が日本製紙幣を導入する先駆的役割を果たしたと言える。

ところが、阜南官錢局が設立されて間もなく、各省の官錢局が票幣を濫発し、通貨の紊乱を招き私利をはかるという批判が生じた。さらに清朝中央による統制、その上、光緒24年(1898)戊戌の変法が失敗した後、湖南巡撫陳宝箴は職を解かれ、厳しく処罰され、阜南官錢局は経済的に戊戌の変法を支援したため、僅か3年にして停弁された。

ついで湖南巡撫に就任した俞廉三は、「阜南官錢局停辦、免損易、節經費」¹²²と阜南官錢局

¹¹⁶ 『南海先生四上書記』、『時務報』、第1896年。

¹¹⁷ 中国近代史資料叢刊『戊戌変法』2、第140—143頁。

¹¹⁸ 『光緒実録』巻387、光緒22年3月、新文豊出版公司、1978年7月、第17頁。

¹¹⁹ 『光緒実録』巻387、10頁。

¹²⁰ 『湖南歴史資料』第3期、湖南人民出版社、1958年。

¹²¹ 汪叔子、張求會『陳宝箴集』、1221頁、「蔣德鈞：上陳宝箴電」、光緒二十二年六月五日。

¹²² 『光緒実録』巻446、光緒25年6月、第18頁。

が停止すれば損失が免れると経費の節減を上奏して停止されたのである。

光緒 26 年(1900)の義和団事件の後、辛丑条約によって外国に巨額の賠償金支払いのため、光緒 28 年(1902)清政府は金融苦境に陥り、賠償金の支払いのほとんどが地方各省からの資金供与であった。湖南省も 70 万両に加えて、約 240 万両の負担が増え、その額は省予算の 30% 強を占めていた。¹²³この影響を受け多数の錢莊も倒産した。湖南巡撫俞廉三は「湖南における近年の出款は衝州教案を以って最鋸とする。現在新增した賠償金はさらに多く、常年の分担は民間から取り立てる」¹²⁴と、省財政の窮乏とその民衆への転化を主張している。さらに俞巡撫は政治的に陳宝箴とともにもとの官錢局を復活することで、財政の建直しをはかった。この官錢局が設立される直前の票幣をめぐる状況について、梁啓超は、

今北京之票號、所發之銀票、各錢店所發之錢票、極為通行。而湖北、湖南、廣西等省人民、惟用錢票、市面幾於無一正幣、皆以此也。現各省督撫、多自發行、市面皆樂於流通。然使所發者、適如市面所需之數、則其價值、常與正幣相等、不致低落。¹²⁵

と述べ、北京の各票号の発行する銀票と各錢店が発行する錢票は非常によく流通している。しかし湖北、湖南、広西などの各省では民間の錢業が開いているだけで、市場には正幣が流通していない。さらに政府の発行する錢票はない。したがって商店の発行する私票が流通している。若し政府が一旦発行すれば、人民は必ず大歓迎する。現に各省の総督・巡撫は新紙幣を発行し、市場はその流通を歓迎している。発行額を適切にし、市場の必要を満せば、その価値は正幣と等しく落下しないとした。

つまり他省で票幣が発行されているが、湖南にはそれがないため早く官による票幣の発行が要望された。

湖南巡撫俞廉三は、自らの手で敢えて政治的に停止を命じた官錢局の再開と銅元局設立のために、知県沈瀛を漢口に派遣し調査させた。その結果、光緒 28 年(1902)1 月、長沙に湖南官錢局の設立を決め、12 月に開行とし、光緒 29 年(1903)に正式的に開業させた。人事面では、道員陳家球が総弁、沈瀛が督弁、紳商粟徳源が総理となり、銀、製錢の兌換券として、票幣が

¹²³ 蔣良騏編、『東華録』光緒 28 年 7 月、中華書局、1980 年、第 4900 頁。

¹²⁴ 『東華録』光緒 28 年 7 月、第 4905 頁。

¹²⁵ 梁啓超、「中国改革財政私案光緒 28 年」、(『飲氷室合集』文集之 8、第八貨幣政策)、中華書局、1970 年。

発行された。すなわち銀両票、銀元票、製錢票の三種類である。かつての票幣が極めて悪質な印刷であったことが、信用を失う原因の一つであったことから、この時の湖南官錢局は、日本から紙幣を導入することを決めたのである。¹²⁶

第二節 湖南省における日本製紙幣導入の過程

それでは湖南官錢局はどのように、日本政府の印刷局へ紙幣の製造を依頼したのであろうか。日本に残された史料から検討してみたい。「長沙來電 三十五年十二月十四日午後一時着」に次のように見られる。

大日本領事館山崎大人鑑

(前略)湖南擬開官錢局急需在貴国訂造票紙、已飭委員沈瀛親謁台端面。懇將票樣代寄敝国蔡公使如數飭商、代造次資快捷。仍一面由相電先蔡使、伏乞照辦無任感禱即盼覆。

乃煌欽¹²⁷

上述のように、清国の湖南省では、官錢局の開設の予定により、日本の印刷局に紙幣の製造を依頼することになった。具体的な事情について、委員沈瀛を日本へ派遣した。明治 35 年(1902)12 月 14 日湖南官錢局長官の乃煌は、日本領事館山崎桂長官に電報を送った。それに、山崎領事に早めに長沙洋務総局の蔡鈞公使に紙幣製造の依頼について連絡し、製造できた紙幣の見本も蔡鈞に送ってほしいとのことであった。

山崎領事は電報を受けた後に、直ちに蔡鈞公使に連絡した。内容は「長沙覆電 三十五年十二月十五日午後五時覆」に次のように見られる。

¹²⁶ 沙偉、「晚清時期湖南官錢局紙幣」、『收藏』、2014 年第 2 期、第 98—100 頁。

¹²⁷ アジア歴史資料センター、国立公文書館、B11090621000、(第 4 画像)。

長沙洋務総局蔡大人鑑

電悉(中略)訂造票紙事、今見沈委員承悉一切。謹當將票様寄送蔡公使、以便訂辦。

一面電請敝国外務大臣、轉飭趕造以副高囑。

桂欽¹²⁸

明治35年(1902)12月15日付にて山崎長官は、紙幣の製造について沈委員と詳細的に検討したことを蔡長官に電報で伝えた。紙幣の様式を決め、完成できた見本を早く清国湖南官錢局に郵送するため、山崎領事は日本の外務大臣小村從壽太郎に電報を送り、日本の印刷局に伝え、紙幣の製造を早めに着手させた。

その電報は「湖南省発行紙幣印刷方依頼件ニ関スル件」に以下のようにある。

湖南省発行紙幣印刷依頼ノ義ニ付キ、蔡公使宛書状送付方、依頼ニ関スル付。

今般湖南省ニ於テ、響ニ我印刷局ニ於テ、印刷シタル湖北発行ノ紙幣ニ倣ヒ、洋銀臺圓紙幣五万枚、制錢臺串文紙幣拾万枚、并ニ票錢臺串文紙幣拾万枚、印刷方ヲ清国蔡公使ノ手ヲ経テ、我印刷局ヘ依頼シ、趣ヲ以テ、同省洋務総局ヨリ特ニ委員沈済ヲ当館ニ差遣ハシ、蔡公使ヘハ、同局ヨリ此義既ニ電報シ置タキルモ、尚小官ヨリ見本添付ノ上、同公使ヘ委細照会シ呉ル様致度旨懇ニ依頼致来。右湖南巡撫ヨリ、直接蔡公使ヘ送付ノ手續ヲ尽、少ハ更ニ差支無之義ニ候得、外国ト交通上ノ事情ニ塾セサルト、紙幣雛形送付方ヲ鄭重ニスル考ヨリ、特ニ小官ヘ依嘱致来候モノト相考候ニ付、蔡公使ヘ對シテハ、別封ノ如、小官ヨリ半公信ヲ誘ヘ、雛形及注文書転送ノ都合ニ致ル間御査閲ノ上ハ、夫々御別封相成、直ニ同公使ヘ転交方可然御取計相成交。将文本件ニ関シテハ、同公使ヨリ自然本省ヘモ何分ノ義可申出トハ、存候ヘ共、別紙来電写ノ通。右ハ先方ニ於テモ、非常ニ取急キ仕リ候事故、其筋ニ於テモ、可求文之另便写ヲ計リ、早急印刷致候。拙致交候ニ付、此義御含ノ上、何分ノ御配慮仰キ度、前紙往復電文写相添ヘ、此段及具申候敬具。

明治三十五年十二月十五日

在漢口領事館山崎桂

外務大臣男爵小村從壽太郎殿¹²⁹

¹²⁸ 同 4。

¹²⁹ JACAR Ref.B11090621000、(第 1—3 画像)。

湖北省が日本製紙幣を導入した例証に依拠し、湖南省にもおいて、蔡鈞公使は日本の印刷局に洋銀「壹圓」を5万枚、製錢「壹串文」を10万枚、票錢「壹串文」を10万枚などの紙幣の製造を依頼した。同時に湖南省の洋務総局は、依頼の具体的な事情について、委員沈瀛を日本の領事館に派遣した。日本の印刷局も紙幣製造の依頼に対して、蔡公使に返事した。しかも山崎領事は紙幣製造の依頼についての詳しい状況を電報で蔡公使に尋ねている。当時、外国との交通状況に関する認識不足や紙幣見本の郵送に対する重視のため、見本を無事に蔡公使の所に届く前に、湖南巡撫はわざと山崎領事に連絡し、状況を伝えた。そのため、山崎領事は蔡公使に発送した公文書簡と一緒に紙幣の見本と注文書を同封した。そして蔡公使は、湖南省に電報を送った。湖南省が日本の印刷局に早く紙幣製造の日程を決めてほしいとの照会に、山崎領事はこの件を電報で小村外務大臣に報告した。

「明治三十六年一月九日起草。湖南省発行紙幣ニ関シ、在漢口山崎領事ヨリノ信書転送ノ件」にも、湖南省から日本印刷局への紙幣製造の依頼に関する記録が見られる。

先般貴国湖南省ヲ始メテ紙幣発行ヲ計画シ、其印刷方ニツイテハ、客年ヲ豫メ、帝国印刷局へ依頼、…同省洋務総局ヨリ、在漢口帝国領事へ、右取時乃依頼右ニシ趣ヲ以テ、同領事ヨリ、紙幣雛形在中、別封客年へ転送方申出点ニ付…乃御送ノ写法、¹³⁰

とあるように、明治35年(1909)に、湖南省において紙幣の発行を企図し、湖南省洋務総局は漢口に駐在している日本領事山崎に電報で連絡し、日本印刷局に紙幣製造の依頼の意向を伝えた。山崎長官は電報を受け、直ちに返事し、紙幣の見本も同封した。

日本の印刷局局長あつた得能通昌は、湖南省の依頼を受け、早速蔡長官と契約を交わした。大蔵省印刷局の印刷局長年報書の第29回の年報に次のようにある。

明治三十六年三月三十一日 清国湖南官錢局、製錢票、票錢票、洋銀票、合貳拾五萬枚ノ製造ヲ、該国欽差出使大臣蔡鈞ト契約ス。¹³¹

¹³⁰ JACAR Ref. B11090621000、(第5画像)。

¹³¹ 近代デジタルライブラリー、印刷局長年報書、第16-29回、明治(22-35)第29回、沿革ノ事、20頁。

明治 36 年(1903)3 月 31 日に、日本印刷局は清国湖南官錢局との間で合計 25 万枚の製錢票、洋銀票の製造を締結した。

同時に「清国湖南官錢局製錢票洋銀票製造契約ノ件」に次のように記述している、

清国湖南官錢局、制錢票、票錢票、洋銀票製造之御伺。清国湖南官錢局、制錢票、票錢票、洋銀票、製造方当局ニ依頼有之候ニ付テハ、別紙書案之通約定締結之上、製造着手候様致度。此段相伺候也。

明治三十六年三月三十日 三月三十一日決裁

印刷局長得能通昌 内閣総理大臣閣下¹³²

とあるように、明治 36 年(1903)3 月 31 日、印刷局長得能通昌は、紙幣製造の依頼に関して、清国欽差大臣蔡鈞と締結したことを内閣総理大臣に報告し、間もなく紙幣の製造を始めた。

明治 36 年(1903)12 月 14 日に日本印刷局が湖南省から依頼した紙幣の製造を完成している。そのことは「湖南省発行紙幣印刷方依頼ニ関スル件」に以下のように見られる。

湖南省発行紙幣印刷ニ於テ、印刷方ニ関シ、同省洋務総局ヨリ依頼ノ件ニ對ニシテハ、客年十二月十五日付送第一三四号ヲ以テ、具申ノ上、至急附刷方御配慮仰キ置候処、我印刷局ニ於テハ、当国各省ヨリ、依頼ノ分モ勘ナカラス、是等ハ順ヲ追以テ、印刷スルコトナレバ、湖南省ノ分ノミ、急ニ附刷スルコトハ、不可能ニシテ、自然遅延致候事ト存候へ共、応方ニ於テハ、右発行方非常ニ取急キ、御依頼状、最早一年ニモ御成リ。今日尚到着ノ運ニ至ラサルタメ属右到着ノ有無、当館へ回合セ常リ候ニ就キヲハ、此際可熟、其筋へ御照会ノ上、可成速ニ到達致候様、御取計御成様致度、此段重テ及具申中候敬具。

明治三十六年十二月十四日

在漢口領事永瀧久吉

外務大臣男爵小村壽太郎殿¹³³

¹³² JACAR Ref. A04010072100、(第 1、2 画像)

¹³³ B3.4.3 Ref. B11090621000、(第 6、7 画像)。

明治 35 年(1902)12 月 15 日に湖南省が洋務総局を通じ、日本印刷局に紙幣製造の依頼した件は無事に完成した。日本印刷局が受け入れた清国から紙幣製造の依頼は湖南省だけではないが、もし順番に製造していたら、全部完成できなかつた。しかし急に湖南省の分が追加され、印刷局は契約の時間通りに完成できなかつたが、契約では一年以内に完成を要求され、まもなく一年間の期限になるため、清国の方面は早く完成品を受領したいとした。領事永瀧は完成した日本製紙幣がすでに漢口の日本領事館に運ばれたかどうか、小村大臣に電報を送った。

小村大臣は電報を受け、永瀧領事にすぐ返信した。「明治三十六年十二月二十五日起草 同年同月二十六日発遣 清国湖南省紙幣ニ関スル件」によれば、

小村外務大臣

在漢口 永瀧久吉領事殿

清国湖南省紙幣ニ関スル件

本月十四日付送第一四三号ヲ以テ、湖南省紙幣印刷ニ関シ…該紙幣二十五万枚ハ、本月十四日印刷局ヨリ、清国公使館へ悉皆交付済トナリ、同行使館ニテハ撥送方取計ヒタル趣ニ、…¹³⁴

とあるように、明治 36 年(1903)12 月 26 日小村大臣は、永龍領事に、12 月 14 日に日本印刷局で完成した 25 万枚の紙幣を清国の公使に渡したと返信している。

このようにして日本で製造された紙幣が清国湖南省に届けられたのである。

湖南省が 1903 年(光緒 29、明治 36)に導入した日本製紙幣は「壹両」銀両票、「壹圓」銀元票、「壹串文」製錢票の三種類である。この三種類の紙幣は木版印刷製で、表と裏の文字が縦書きで、表面の色彩が相違する。裏面の色彩、形、構造及び図案が基本的に同じである。「壹圓」銀元票は表面が緑青色で、「壹串文」製錢票の表面は紫色と濃い赤茶色の二種類がある。その紙幣の裏面はすべて浅い褐色で、幅が 202x110mm である。ここに光緒甲辰年(光緒 30、1904)「壹圓」銀元票を例に紹介する。(次頁の図参照)¹³⁵

銀元票は表面の上部に二つの龍が一つの玉を挟み、向いあう図案であり、下端に楷書の“湖南官錢局”とある。銀票の中部に右から左まで縦書きの文字と赤印で、その内容は「豊字第壹仟貳拾玖號」、「此票準免納本省丁漕及関税塩課釐金」、「憑票發洋銀壹圓」、「如有私刻假票者

¹³⁴ B3.4.3 Ref. B11090621000、(第 8 画像)。

¹³⁵ 許光、梁直、『清代旧紙幣図録』、黒龍江人民出版社、2005 年。

照私鑄例治罪」、「光緒甲辰年即月即日」等とあり、左の下に朱色の楕円篆書体で「湖南官錢局章」と押印され、下端に横書きで「重庫平七錢二分」と押印されている。下部には海水模様の図案がある。銀元票の裏面には「光緒二十八年十二月」の湖南巡撫俞廉三が公布した公示が印刷されている。まず「此票准完納本省丁漕及関税塩課釐金」と、この銀元票で湖南省の丁漕、関税、塩税、釐金が納入できることが明記され、その裏面には以下のように記載されている。



頭品頂戴兵部侍郎兼都察院右副都御史巡撫湖南地方兼理糧餉俞為曉諭事、照得本部院奏明在省城設立官局、印造銀錢信票、蓋用藩司印信、發局行使、以資周轉、而使商民。凡本省完納錢漕・関税・釐金及商民交換交易、均准一体行用、局雖官設、与商開錢店無異、不論何人、持照票面所載銀圓・銅圓製錢各項、如数兌付、決不片刻留難。倘有奸商把持阻撓、及匪徒偽造謊騙、定印嚴拏治罪、為此示仰商民人等、一体遵照、特示。

光緒二十八年十二月。¹³⁶

本票幣には、税金の納入に使用できることやいかなる人も額面の表記の通り兌換できること、奸商の買占めや偽造を処罰すること等が巡撫通達として記載されている。

¹³⁶ 胡適、『湖南之金融』、湖南經濟調査所、1934年8月、第11頁。

小結

光緒 26 年(1900)の義和団事件の後、辛丑条約によって外国に巨額の賠償金支払いのため、光緒 28 年(1902)清政府は金融苦境に陥り、賠償金の支払いのほとんどが地方各省からの資金供与であった。湖南省も 70 万両に加えて、約 240 万両の負担が増え、その額は省予算の 30% 強を占めていた。このため多数の錢莊が倒産した。そのため俞廉三巡撫は湖南省における官錢局を再開し、紙幣の発行によって、財政の建直しをはかった。しかし、かつての票幣は極めて悪質な印刷であったため、湖広総督張之洞の方法に習い、日本製紙幣の導入を計画し実施することを決定したのである。

上述のように、湖南官錢局が日本印刷局に紙幣の製造の依頼したことに關する事情を明らかにした。とくに日本に残された「長沙來電、三十五年十二月十四日午後一時着」、「長沙覆電、三十五年十二月十五日午後五時覆」、「湖南省發行紙幣印刷方依頼件ニ關スル件」、「明治三十六年一月九日起草、湖南省發行紙幣ニ關シ在漢口山崎領事ヨリノ信書転送ノ件」、「清国湖南官錢局制錢票洋銀票製造契約ノ件」、「湖南省發行紙幣印刷方依頼ニ關スル件」、「明治三十六年十二月二十五日起草、同年同月二十六日發遣、清国湖南省紙幣ニ關スル件」など日本の記録から湖南省が、日本製紙幣を導入したことは明らかである。光緒 28 年(明治 35、1902)湖南官錢局は洋務總局を通し、日本の印刷局に依頼した 25 万枚の製錢票、銀元票、銀兩票は、光緒 29 年(1903、明治 36)に順調に導入されたのである。

このように、湖南省は清朝の崩壊直前の一時期ではあったが、湖北省、山東省に次いで、3 番目に日本製紙幣を導入した省である。

第四章 清末直隸省における日本製紙幣原紙の導入

袁世凱は、1900年3月に山東巡撫となるが、山東省の財政悪化から紙幣の発行を企図し実施するが、粗悪紙幣のため偽造などが忽ち大きな問題を生じた。そこで、1896年に湖北省の張之洞が日本から導入した日本製紙幣の事例を参照し、袁世凱も同様な方法を実行したのである。¹³⁷1901年日本から導入した「拾両」4萬枚、「伍兩」6萬枚、「壹兩」30萬枚の紙幣が山東省で流通され、大歓迎を受け、1902年袁世凱はさらに数量限定であるが、“十兩”紙幣を導入したのである。¹³⁸その後、直隸総督兼北洋大臣となった袁世凱は、直隸省においても北洋官報局で日本から導入した紙幣の製造用の原紙によって紙幣の印刷と発行を企図したのである。

そこで本論文において、清国直隸総督兼北洋大臣袁世凱が企図し、日本から導入した日本製紙幣の原紙の問題について、日本政府の印刷局に日本製紙幣の原紙の製造を依頼したことに関して明らかにしたい。

第一節 直隸省における日本製紙幣原紙導入の背景

一)湖北省、山東省、湖南省における日本製紙幣の導入

張之洞は、光緒24年12月5日(1899年1月16日)に電報を日本の神戸に向けて発信し、日本神戸に駐在する中国領事官張榭へ電報を送り、「銀元票」の件について鄭國華への取り次ぎを依頼していた。¹³⁹「銀元票」の製造を日本に依頼するため、張之洞は鄭國華を暫く湖北省に帰郷させず、日本で事務処理を行うように命じている。¹⁴⁰鄭國華は、錢票の図様、印刷の数、手続費、

¹³⁷ 『張之洞全集』、「張之洞存各處來電」、「壬寅六月初七日保定袁制台來電」、河北人民出版社、1998年9月、第54函。

¹³⁸ “NORTH-CHINA HERALD AND SUPREME COURT & CONSULAR GAZETTE THE WEEKLY EDITION OF THE NORTH-CHINA DAILY NEW”, VOL.LXVIII, NO.1812, SHANGHAI, APRIL.30.1902, p.856, ‘Government Notes in Shantung.’

¹³⁹ 『張之洞全集』河北人民出版社、1998年11月、第9冊、電牘58、第7699頁。

¹⁴⁰ 『張之洞全集』河北人民出版社、1998年11月、第9冊、電牘58、第7699頁。

交付と完成の時間等問題について日本の印刷局と相談している。¹⁴¹光緒 25 年(1899)に「一元」銀元票を 100 万枚導入し、評判が良かったため、光緒 26 年(1900)には 8 万枚の「一元」銀元票、光緒 30 年(1904)に 250 万枚の「一千文」製錢票と光緒 31 年(1905)には 300 万枚の「一両」銀元票と 20 万枚の「十兩」銀元票を追加した。張之洞が導入した日本製紙幣は商人や人々に非常に歓迎を受け、順調に市場で流通し、¹⁴²当時湖北省の貨幣混乱と財政危機をある程度で緩和させた。

光緒 26 年(1900)に袁世凱が山東巡撫であった時に、当時の山東省は財政状態が極めて悪化していたのである。さらに義和団事件と庚子事変後にドイツの勢力が山東省に拡大してきた。¹⁴³山東省の経済の発展を促進し、財政の状況を改善し、ドイツの銀元の流通を制止するため、袁世凱は山東省で独自に銀元局を設立させ、銀元を製造することを企図した。1901 年袁世凱は再び朝廷に銀元局の設立を要請した。1896 年にあった初名が山東通済錢局は、1901 年に袁世凱が要請した山東官銀号と改称し、光緒 27 年 10 月に朝廷の許可を受け¹⁴⁴、済南で再編し成立された。この銀元局によって、袁世凱はできるだけ早く紙幣を流通させることを考えたが、その改善策として考えられたのが、張之洞が行ったと同様に、日本へ直接に紙幣の製造を指示し、直接日本政府の印刷局で製造された精緻な紙幣を導入することであった。1901 年日本から導入した「拾兩」4 萬枚、「伍兩」6 萬枚、「壹兩」30 萬枚の紙幣が、山東省で流通し大歓迎を受け、¹⁴⁵1902 年袁世凱はさらに数量限定であるが、“十兩”紙幣を導入したのである。¹⁴⁶

光緒 26 年(1900)の義和団事件の後、辛丑条約によって外国に巨額の賠償金支払いのため、湖南省も 70 万兩に加えて、約 240 万兩の負担が増え、その額は省予算の 30%強を占めていた。¹⁴⁷この影響を受け多数の錢莊も倒産した。省財政の窮乏とその民衆への転化を主張している俞巡撫は政治的に陳宝箴とともにもとの官錢局を復活することで、財政の建直しをはかった。湖南巡撫俞廉三は、光緒 28 年(1902)1 月、長沙に湖南官錢局の設立を決め、12 月に開行とし、光緒 29

¹⁴¹ アジア歴史資料センター、外務省外交史料館、B11090620800、(第 38、39 画像)

¹⁴² 『張之洞全集』、「札錢恂就近在日本点取頭批銀元票八万張」、第 5 冊、河北人民出版社、1998 年 11 月、第 3906 頁。

¹⁴³ 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「東省銀元自行設局鑄造片」、上冊、第 310 頁。

¹⁴⁴ 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「東省銀元自行設局鑄造片」、上冊、第 310 頁。

¹⁴⁵ B3.4.3 Ref. B11090620900、(第 1—3 画像)。

¹⁴⁶ “NORTH-CHINA HERALD AND SUPREME COURT & CONSULAR GAZETTE THE WEEKLY EDITION OF THE NORTH-CHINA DAILY NEW”, VOL.LXVIII, NO.1812, SHANGHAI, APRIL.30.1902, p.856, ‘Government Notes in Shantung.’

¹⁴⁷ 蔣良騏編、『東華錄』光緒 28 年 7 月、中華書局、1980 年、第 4900 頁。

年(1903)に正式的に開業させた。かつての票幣が極めて悪質な印刷であったことが、信用を失う原因の一つであったことから、この時の湖南官錢局は、日本から紙幣を導入することを決めたのである。¹⁴⁸湖南省が、日本製紙幣を導入したことは明らかである。光緒 28 年(明治 35、1902)湖南官錢局は洋務總局を通し、日本の印刷局に依頼した 25 万枚の製錢票、銀元票、銀兩票は、光緒 29 年(1903、明治 36)に順調に導入されたのである。

山東省で日本製紙幣の導入した成功を見て、直隸總督兼北洋大臣に赴任した袁世凱は北洋官報局で印刷する計画があるが、その銅元紙幣を製造するスカシ入り原紙は天津で購入できなく、しかも、商人を通し、日本の私設の会社から購入すれば、偽造の弊害がある場合もあるため、また度日本から日本製紙幣用原紙の依頼を企図した。

二)直隸省における貨幣改革の推移

周学熙は清末民初の官僚・実業家・政治家である。1880 年(光緒 6 年)、16 歳で秀才となる。1893 年(光緒 19 年)、順天の郷試に参加して挙人となった。しかし、その後は科挙で好成績を収められなかったため、実務で功績を立てる方向に転換した。1898 年(光緒 24 年)、開平鈔務局総弁となり、新式の鈔工業事業への関与を開始する。1901 年(光緒 27 年)、山東巡撫袁世凱の幕僚となり、山東大学堂総弁に任ぜられた。1901 年 11 月 12 日(光緒 27 年 9 月 27 日)付の光緒帝の上諭により「直隸總督兼充北洋大臣著袁世凱署理」¹⁴⁹と、袁世凱は臨時に直隸總督兼北洋大臣の職務を代行する。1902 年(光緒 28 年)、周学熙は直隸總督に昇格した袁に引き続き随従しているが、7 月、直隸省銀元局総弁に任ぜられた。10 月、北洋銀元局が作り上げられた。当時、八ヶ国連合軍による中国の侵略を受けた後であり、北洋機器局造幣工場が戦火で破壊され、官鑄錢幣も停止し、外国貨幣の侵入と私鑄氾濫のため、「市面凋敝」「銀錢荒乏」¹⁵⁰と市場が混乱する状況に直面していた。それに、庚子事変のため、「新派賠款数至八十万之多」、「毎年認解新旧洋款賠款一百七十余万兩」¹⁵¹と新たな 80 万の金額が含まれ、新旧の賠款数を合わせて 170 余りに昇る金額を賠償しなければならなかった。内外からの二つの金銭困難に直面し、袁世凱は金融事業を国家の根本の大計にまで引上げ、非常に重視した。そこで袁世凱は、「窃維国之本計，財政為先，財之管枢，銀行為要。臣統觀東西洋各国，莫不設立国家銀行，有行鈔鑄幣之權，上即利益

¹⁴⁸ 沙偉、「晚清時期湖南官錢局紙幣」、『收藏』、2014 年第 2 期、第 98—100 頁。

¹⁴⁹ 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、上冊、天津古籍出版社、1987 年、第 352 頁。

¹⁵⁰ 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、中冊、天津古籍出版社、1987 年、第 800 頁。

¹⁵¹ 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、中冊、天津古籍出版社、1987 年、第 626 頁、1039 頁。

公家，下以扶植商業，内足運輸国計，外足馳諸邦，洵善制也」¹⁵²と国の根幹なす柱は財政が第一番として、財政の管理を銀行が行うことにし、世界の各国を見ても、国家が銀行を作らないことはなく、紙幣の使用と貨幣の鑄造との権利を保有している。公利益を守り、商業を育てる。国内の一切を運用し、国外では各国に通用の政策であるとして、「惟銀行之舉，国家財政大計所関」、「開設銀行，以冀疏通」¹⁵³と銀行は国家の財政の根幹であるため、銀行を開設し、財政を疎通すると企図する。「近来財政紛紜，幹旋之機，首争此著，其重要情形，非尋常局所可比」¹⁵⁴と近来、財政が紛糾し、銀行の開設の重要性は最も重要であるとした。袁世凱は朝廷に「今中国計学未精，官号則資本不充，商号則群情涣散，欲操縱中外盈虚，非設国家銀行以統攝之不可。臣前日入都，晤管理戸部事務大学士臣荣禄，戸部尚書臣鹿伝霖，咸以此為急務，商由臣先在天津代設戸部銀行，為行鈔鑄幣之本」¹⁵⁵と今の中国では経済はまだ未発展で、政府の資本が不足で、人達の資本も分散的で、国内外の損得をコントロールする国家の銀行によって、統轄しなければならない。そこで、戸部を管理する大学士臣荣禄と戸部尚書大臣鹿伝霖に面会し、銀行の開設を急務とし、紙幣の使用と貨幣の鑄造を推進するように、天津で戸部銀行を先に代設することを上呈した。光緒 28 年 11 月 25 日(1902 年 12 月 24 日)に清朝廷は袁世凱の要請を許可した。¹⁵⁶

1903 年(光緒 29 年)4 月に直隸省銀元局総弁となった周学熙は、袁世凱の委任を受け、日本へ商工業・造幣のための視察に赴き、近代銀行業務の経営を見学し、日本近代の銀行業務の経営を見識した。1905 年周学熙は天津官銀号を監督処理してから、「天津官銀号総章程」を制定し、銀号を整頓し再編し、銀行を「天津銀号」と名付けられ、政府と民間の貯金を吸収し貸付けなどの業務は速やかに進展し、直隸の金融市場を安定させ、近代の商業銀行方向の発展に向かって進んだ。¹⁵⁷

1902 年 2 月 2 日に清朝廷は「前経広東、福建両省鑄造銅元、輪郭精良、通行市肆、民間称便。近日江蘇倣照辨理、亦極便利、并可杜私鑄私銷之弊。著沿江沿海各督撫籌款倣辨、即就各該省搭鑄通行」¹⁵⁸と広東、福建両省は鑄造した銅元の外観が精良で、市場でよく流通でき、民間に

¹⁵² 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、中冊、天津古籍出版社、1987 年、第 679 頁。

¹⁵³ 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、中冊、天津古籍出版社、1987 年、第 800 頁。

¹⁵⁴ 同 3。

¹⁵⁵ 同 4。

¹⁵⁶ 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、中冊、天津古籍出版社、1987 年、第 680 頁。

¹⁵⁷ 朱信泉「周学熙」中国社会科学院近代史研究所『民国人物伝 第 7 卷』中華書局、1993 年。

¹⁵⁸ 中国人民銀行編、『中国近代貨幣史資料』、第 1 輯、下冊、中華書局、1964 年、第 651 頁。

において大歓迎を受け、さらに江蘇省はそれを真似て行くと極めて便利になると共に私鑄私銷も防げ、沿江沿海の各総督と巡撫に当省で資金を調達させ、銅元の鑄造を着手させると公布した。それにより銅元は全国の範囲で合法的になり、急速に沿江沿海に広がった。

1902年8月15日袁世凱は、周学熙に北洋銀元局の創設を命じ、制錢の代わりに銅元を鑄造させ、保定直隸総督府に赴任する前、周に「我月余帰来、翼見鼓鑄之成功」と命じた。周学熙は期待に応え、鑄造の費用を抑えるとともにしかも利益を得た。1902年12月から1907年3月まで袁世凱は、銀元局において、銀元を570万鑄造し、6億余枚の「当十銅元」により190万余の利益を得た。¹⁵⁹

しかし、銅元の通用は、「天津三四十里外、銀価僅換二千一二、与津埠相差二三百文、此無怪制錢無来源、其機愈滯、其法愈困」¹⁶⁰、「以銀一換津制錢、至多不過兩吊二百；若以銀一兩換銅元、至少亦在兩吊七百、是價值顯然不同也」¹⁶¹、「銅元之荒、到处皆然、以銅元兌換銀洋誠屬不易」¹⁶²と、天津造幣工場の銅元が大量に滞り、1905年10月26日の時点で留滞した銅元は銀40万兩に達していた。そこで袁世凱は、1907年清朝廷に上奏し、「臣維經濟之定理、以供求適當為目的。供不給求固窮、供過於求、亦適以致困難」「為今之計、惟有暫行停鑄銅元、一面亟行設法整頓」¹⁶³と市場は供給と需要によるものであるとして、銅元の供給が需要に追い付かなければ、インフレーションとなり、供給が需要より多くなると、デフレーションになるため、現在の解決方法は、暫定的に銅元の鑄造を停止し、整頓するとしたのである。

1905年(光緒31)銅元の停滯を緩解し、北洋銀元局の銅元を流通させるため、天津政府は銀30万兩を支給し、北洋銅元官票兌換局を創設し、デザインに花文様がない洋紙を使用し、銅元票を45万枚印刷することにした。「擬請通飭全省府、庁、州、県自該地方設立兌換局之日期起、須遵照後開各条實力奉行。不得因循敷衍、陽奉陰違」、「凡征收各項、上解各款、均準其搭解北洋銅元官票、并不拘定成数。」¹⁶⁴と全省の府、庁、州、県で設立された兌換局は条例の通り、強

¹⁵⁹ 張家驥、『中華幣制史』、鼎文書局、第1編、第27頁。

¹⁶⁰ 天津市檔案館天津商會檔案、「直督袁為津埠銅元較制錢貶值每兩達二百文事札飭天津商務公所文」、(1903年9月19日)。趙洪宝、「清末銅元危機与天津商會的对策」、『近代史研究』、1995年、第4期。

¹⁶¹ 天津市檔案館天津商會檔案、「直督籌款總局復函闔邑酒商申明光緒三十一年津保銅元流通及貶值情形」、(1905年12月15、30日)。趙洪宝、「清末銅元危機与天津商會的对策」『近代史研究』、1995年、第4期。

¹⁶² 天津市檔案館天津商會檔案、「津商會稟陳銅元之荒到处皆然文」、(1908年1月27日、2月1日)。趙洪宝、「清末銅元危機与天津商會的对策」、『近代史研究』、1995年、第4期。

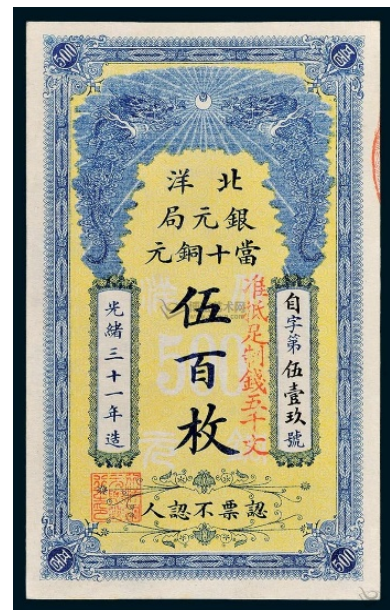
¹⁶³ 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、下冊、天津古籍出版社、1987年、第1504—1505頁。

¹⁶⁴ 天津市檔案館天津商會檔案、「代理天津府正堂李為銅元滯塞籌拔專款銀三十万兩舉辦銅元

制的に施行し、釐金、塩課などの納税は北洋銅元官票によって上納させば、必ず端数のない銭票ではないことを公布した。

1901年(光緒25)袁世凱は山東巡撫の時期に、貨幣不足を補うため紙幣を発行した。袁世凱が直隸総督となり、紙幣の発行を継続し、彼は天津の商務公所に命じ、「將選定四十家錢商字號，造具清冊，分別呈送本大臣及府県備查，並稟由府県出示曉諭，除此四十家，非由該公所議允，稟明遵照蓋戳章程，不準擅自出票，違者嚴究不怠」¹⁶⁵と、選定された富豪の四十家の錢家は政府に登録し、袁巡撫と府県の大臣に逋送して審査に当る。この四十家が発行した紙銭票は公印の押印あれば流通できるが、それ以外の錢家は公所から許可を受けていない場合、銭票の印刷は禁止され、偽造すれば嚴罰を受けたのである。

北洋銀元局は、銀元と銅元を鑄造する際に、湖北省で発行された紙銭票が順調に市場で流通された事例を参照し、袁世凱は湖北銀元局によつての発行した紙銭票に関する章程を手本とした。その時、周学熙は同時に天津官銀号と北洋銀元局が責任を負担し、1905年に湖北銀元局が発行した紙鈔票の經驗を参考に北洋銀元局は銅元票を発行した。¹⁶⁶その中でよく知られているのが、有名な「當十銅元票」である。その北洋銀元局が発



行した「當十銅元票」には三種あり、額面「伍拾枚」の長さが 11.6mm、幅が 7.5mm、額面「百枚」の長さが 12.7mm、幅が 7.8mm で、額面「五百枚」の長さが 15.3mm、幅が 9.3mm である。¹⁶⁷ここに額面「伍百枚」の銅元紙幣を右に紹介する。

この「伍百枚」の銅元紙幣は、紙幣の周辺に花紋の飾があり、框の内の上に二つの龍が一つの玉を遊ぶという図案であり、その下に「北洋」「銀元局」「當十銅元」という文字が印刷され、銭票の表面の下部に「伍百枚」の文字と「準抵足制錢五千文」と押印された印章がある。その銭票の右端に「自字第柒百陸号」とあり、左端に「光緒三十一年造」、下に「北洋銀元局發行之章」と押印され、

官票事致天津会商会及章程」、(1905年10月30日)。趙洪宝、「清末銅元危機与天津商会的对策」、『近代史研究』、1995年、第4期。

¹⁶⁵ 天津市档案馆、天津商会档案衡編、1903~1911、天津人民出版社、第652—653頁。趙洪宝、「清末銅元危機与天津商会的对策」、『近代史研究』、1995年、第4期。

¹⁶⁶ 『張之洞全集』、「張之洞存各處來電」、「壬寅六月初七日保定袁制台來電」、河北人民出版社、1998年9月、第54函。

¹⁶⁷ 柏文、『百草集』、亜洲錢幣出版社、1999年9月、第103頁。

「認票不認人」の文字で、その四角に「伍拾」の文字を印刷されている。

錢票の裏面に、次のように記されていた。

欽差大臣太子少保兵部尚書都察院右都御史参与政務大臣商務大臣、練兵大臣直隸總督部堂袁 為出示曉諭事、照得本部堂前經 奏明于天津設立北洋銀元局、鑄造銅元、質精工細、行用已久、商民稱便、現在直隸各局制錢愈缺、亟應推廣行使、本部都堂特飭銀元局、分設北洋銅元兌換局、并飭印造北洋銅元官票、使遠近商民、即便取携、復無損折、以濟錢荒而維圜法、除札行司道關局外、合亟示仰本省館商民人等、一体遵照後開章程行使、倘有從中弊混梗阻等情、一經本部堂查覺、立即嚴懲不貸、各宜凜遵無違、特示。¹⁶⁸

光緒 31 年にこの錢票は直隸で流通し、場所と年限を問わず、北洋銅元兌換局で銅元あるいは銀元と兌換できた。全省の店舗であれすべて通用でき、錢糧、厘課、税捐及び一切の税金、納入などが必ず市場の価格で現銀を合計して税金を支払った。もし偽造し私造すると処罰された。この錢票が北洋銅元の価値に相当し、使用する際にもし断られたら、商民が訴えることができ、事実を究明し厳しく罰せられたのである。

この「當十銅元票」の原紙は日本から導入したのである。袁世凱は山東巡撫をしていた時、日本から導入した紙幣を山東省で順調に流通していたため、今回直隸省で貨幣改革の過程において、終始紙幣の使用を志向した。

第二節 直隸省における日本製紙幣原紙導入の過程

山東省は日本に紙幣の製造を依頼し、その紙幣の流通が山東省の金融に役だったことで、袁世凱は直隸總督兼北洋大臣に赴任後、また北洋銀元局のために日本製紙幣の依頼を企図したと考えた。

光緒 28 年(1902)3 月袁世凱は北洋官報局を天津に成立し、同年 12 月北洋官報を発行し、同

¹⁶⁸ 吳壽中、「湖北銀元局与北洋銀元局發行的錢票」、中国錢幣、第 41 頁。

郷出身の侍郎張孝謙を同局総弁に挙げて、印刷事業を兼営したが、其の銅、石、鉛、写真等各版の職工は日本から雇い、各省の紙幣及び錢鈔を印刷する。¹⁶⁹しかし、その印刷の技術は高いが、紙幣原紙の製造する技術はまだ未熟であるため、袁世凱は日本製の紙幣を依頼しようとした。しかし、袁世凱はその紙幣を、そのまま導入するのではなく、紙幣用の原紙の依頼をしているのであった。

それでは袁世凱はどのように「日本印刷局」へ紙幣原紙の製造を依頼したのであろうか。日本に残された資料から検討してみたい。

明治38年(光緒31、1905)7月14日付の「北洋銀元局依頼ノ銅元紙幣原紙製造ノ方ノ件」¹⁷⁰に次のように記述している。

今般、当地北洋銀元局ニ於テ、銅元紙幣発行ノ計画有之候處、右紙幣ニ用スル「スカシ」入原紙ハ、一体当地ニテ購入スルノ途無之(印刷ハ当地北洋官報局ニテ取扱フ)、又商人ヲ通シテ、本邦私設会社ヘ注文スルトキハ、万一模造偽造等ノ弊害ヲ来スナキヤノ懸念有之候趣ヲ以テ、同局総弁周学熙氏ヨリ、別紙見本ノ通り、本邦王子製紙会社ヘ注文致度ニ就テハ、価格及仕ゲ上ケ期日等承知致シ度旨、本官ヘ依頼有之候至急、同社ヘ御問合せノ上、何分ノ御回示相成度、尚御同総弁ヨリハ、目下本邦ニ於テ、公債券其他急需品製造ノ為メ、自然他ヨリノ注文ニ応シ、難クノ事情可有之モ可相成ハ、希望ニ応セラルアキ様画力相成度旨、懇請有之候ニ付、右様御合メノ上、可然御取計相成度。此段申進候。敬具。

明治三十八年七月十四日

在天津総領事伊集院彦吉

臨時外務大臣伯爵桂太郎殿

とあるように、北洋銀元局は銅元紙幣を発行し、北洋官報局で印刷する計画があるが、その銅元紙幣を製造するスカシ入り原紙は天津で購入できなく、しかも、商人を通し、日本の私設の会社から購入すれば、偽造の弊害がある場合もあるため、北洋銀元局の総弁周学熙は別紙の見本の通り、日本の王子製紙会社に注文し、その価格と仕上げの期日は在天津総領事伊集院彦吉に伝えた。当時、周学熙は日本印刷局が国家の公債券とその他の急需品を製造していることを了解し、

¹⁶⁹ 佐久間東山著、石橋秀雄注、『袁世凱伝』、現代思潮社、1985年7月15日、第95頁。

¹⁷⁰ B3.4.3 Ref.B11090615100、(第2、3画像)。

日本に原紙製造を依頼した。伊集院彦吉はその連絡を受けた後、臨時外務大臣伯爵桂太郎に報告した。

明治 38 年(光緒 31、1905)印刷局長得能通昌は北洋銀元局からの依頼件を受け、その紙幣製造する内容を外務省通商局長石井菊次郎に書簡で呈上した。

天津北洋銅元局総弁ヨリ、銅元紙幣用紙製造ノ方依頼有之候趣ヲ以テ、出来ノ有無御照会、了承目下時局ニ際シ、諸製品輻輳致居候へ共折角ノ御依頼ニ依リ、精々繰合ヲ以テ、来ル三十九年一月中旬頃ヨリ、同三月中旬頃迄ノ間ニ於テ、製造可致尤モ本邦内ニ於テ、受取人無之候テハ、差シ支可申ニ付、愈注文ノ際ハ、本邦在留ノ清国人ニシテ、相当責任アル者ヲシ、契約取結申度。此段及貴答候也。

明治三十八年八月十六日

印刷局長得能通昌

外務省通商局長石井菊次郎殿

追テ概算代価ノ義ハ左ノ通りニ有之候¹⁷¹

- 一 北洋銅元局漉込紙幣用紙大形 百枚 代価金五拾銭
- 一 北洋銅元局漉込紙幣用紙中形 百枚 代価金参拾五銭
- 一 北洋銅元局漉込紙幣用紙小形 百枚 代価金参拾銭

とあるように、日本の印刷局は天津北洋銀元局総弁周学熙より銅元紙幣用紙の依頼件を受け、明治 39 年 1 月から 3 月までの間に製造すると決めた。紙幣用紙の製造ができた後、受け取る者が必要であるため、在日の清国人の中から責任ある人を選び、それから、その人物が代表者として印刷局と契約する。

追加する内容は次のように、北洋銅元局の漉込む紙幣用紙の概算する代価金は百枚の大形が五拾銭で、百枚の中形が参拾五銭で、百枚の小形が参拾銭である。

明治 38 年(光緒 31、1905)伊集院総領事は紙幣用紙の製造のことについて、桂外務大臣からの回答をもらわなく、袁世凱へ返事できないため、急いで桂外務大臣にもう一度書簡を送った。内

¹⁷¹ B3.4.3 Ref. B11090615100、(第 6 画像)。

容は次のようであった。

進達セル、北洋銀元局依頼ノ銅元紙幣票紙製造ノ儀ハ、同局ニテ、速カニ諾否ノ有無及ヒ
価格並ニ、製造期限御承知シ度キ旨重ネテ、依頼アリ、何分ノ儀返電ヲ乞フ。

明治三十八年八月二十一日

伊集院総領事

桂外務大臣¹⁷²

とあるように、袁世凱は日本の印刷が北洋銀元局の依頼件を受けるかどうか、受けたら、その価格
と製造期限の通知に関して、もう一度伊集院総領事に書簡を送った。

桂太郎は伊集院の連絡を受け、直ちに返答した。

印刷局ハ、明年一月中旬ヨリ三月中旬ヨリニ交付スルコトナレハ、製造ヲ承諾スヘク代価ハ、
毎百枚大形五十銭、中形三十五銭、小形三十銭。同局ハ銀元局ガ本邦ニ責任アル代理人
ヲ措キスレハ、交渉授受センコトヲ希望ス委曲ハ、承知アリ。

明治三十八年八月二十二日

伊集院総領事

桂大臣¹⁷³

と記述されているように、日本の印刷局は明治39年1月から3月までの間に製造することを承諾し、
その代価金は毎百枚の大形が五十銭、中形が三十五銭、小形が三十銭であり、直接後決める在
日の清国の責任者と交渉することを希望する。

明治38年(光緒31、1905)9月25日伊集院彦吉は袁世凱の方面からの依頼件及び日本印刷
局との契約することに関する内容を承知し、すぐ桂太郎に呈上した書簡の内容は次のように、

¹⁷² B3.4.3 Ref. B11090615100、(第10画像)。

¹⁷³ B3.4.3 Ref. B11090615100、(第11画像)。

北洋銀元局ヨリ、銅元紙幣原紙九十万枚製造方依頼ノ儀ニ関シテハ、七月十四日附公第九五号信ヲ以テ、委細申進候處八月二十三日電報並ニ、八月二十二日附送第一一〇号貴信ヲ以テ、右ハ印刷局へ御照会相成候趣ニテ委細御回示ノ趣了承直ニ、同局総弁へ移牒致候處、同局総弁ニ於テハ、我好意ニ対シ、殊ノ外満足致シ。居且ツ御来示ノ次第逐一承諾致候モ責任者派遣ノ儀ハ、目下直ニ選定致兼候ニ就テハ、契約取極ハ如何ノ手續ニ致スヘキヤトノ事ニ、有之共儀ハ本官ニ於テモ、即答致兼候へ共左レハトテ、委員撰定ノ際迄猶豫候時ハ從テ、印刷局ノ予定期限ニ相違キ生スヘク、因テ便宜上、同総弁ヨリ本官へ宛公文ヲ以テ、本邦印刷局ニテ、銅元紙幣原紙大中小九十万枚ノ製造取計ノ方ヲ依頼セシメ。右公文中ニハ、袁総督ノ許可ヲ経タルコト、代金ハ大形百枚五拾錢、中形同三拾五錢、小形同參拾錢(但シ日本東京ニテノ? 渡原価)ニテ、承諾ノコト紙質ハ、日本紙幣用紙ト同様ノコト漉込文字ハ、別紙見本通ノコト(本見本ハ前公信ニテ送附セルモノ)等ヲ記入セシメ本官ヨリハ右ニ対シ、直ニ製造ニ着手方取計ハシ度旨外務省へ照会スルコト、契約書ハ本公信ノ受授ヲ以テ、足シ候ト思考スルモ。尚ホ今後必要ノ場合ニハ、直接印刷局ト商議セラシタキコト、又万一同局ニテ、引受方ニ故障ヲ生シタル場合ニハ、追テ照会スヘキコト等ヲ公文ニテ、回答致置候召至急同局御移牒ノ上前記ノ通り、公文ノ受授ヲ以テ、憑據トシ特ニ契約取極ノ必要無之候ハ御予定ノ期間内ニ、製造交附スヘキ旨。承諾相成候様致度將、又右ノ外何等特種ノ条件ヲ取極置クノ必要有之候ハ御申趣次第更ニ本官ヨリ、公文ノ受授ヲ以テ、契約ノ代用ト致置度左スレハ、同局ヨリ發遣ノ委員ハ、特ニ取急ノ必要無之只単ニ代金ノ交附並ニ現品受取ノ為メ、出張スルニ止リ依頼者ノ便宜不勘儀ト思考致候。召何分ノ儀御回示相成候様致度。此段申進候。敬具。

明治三十八年九月二十五日

総領事伊集院彦吉

外務大臣伯爵桂太郎殿¹⁷⁴

とあって、袁世凱は日本の印刷局が北洋銀元局より銅元紙幣原紙 90 万枚の製造依頼件を受けることに対して、満足した。しかし、日本で注文を取り受ける責任者と依頼件の契約の締結の内容はまだ、討論中であるため、すぐ日本の印刷局に返事できなかった。時間がかかるため、印刷局の

¹⁷⁴ B3.4.3 Ref. B11090615100、(第 12、13、14 画像)。

予定する期限を超えるかもしれない。周学熙は伊集院彦吉に公文書を渡すと、その製造の始まりを表示する。しかも、その公文書の中に必ず袁世凱の印鑑が必要で、なければ、無効になる。袁の方は印刷局が提出した紙幣の製造する費用を引き受け、製造する用紙が日本紙幣の用紙と同じを要求した。もし何か問題があったら、公文書によって、印刷局に連絡し、協議する。問題がなければ、期限以内に製造と交付を完成すると印刷局が承諾した。以上の依頼内容以外に、もし特別な条件があれば、それを事前に取り扱う必要があるから、伊集院彦吉より公文書を受け渡し、契約内容の一部として添付する。北洋銀元局から発遣した委員は製造代価の支払いと物品の受け取りのため日本へ行くから、出張先の依頼者に何かご不便をしたら、どうか許しを請う。

袁世凱の方は伊集院彦吉に書簡を出した間もなく、銀元局の提調陳惟壬に日本へ事情の視察を派遣した。明治 38 年(光緒 31、1905)9 月 26 日伊集院彦吉はその提調派遣の件について、桂太郎に報告した。内容は「北洋銀元局ヨリ提調派遣ニ関スル件」¹⁷⁵に、

北洋銀元局ヨリ、本邦印刷局へ銅元紙幣原紙注文ノ儀ニ付、契約書ニ代スルニ公文ヲ以テ、スル件ニ関シテハ、昨二十五日附公第一二七號信ヲ以テ、委細申進置候處今般銀元局ヨリ本邦ノ事情視察ノ為メ、同局提調陳惟壬氏ヲ派遣スルコト相成候ニ付、其序ヲ以テ、便宜印刷局ト協議セシメ度トノ趣子、同局総弁ヨリ、申越有之右ハ彼我ニ便宜不尠儀ト思考候召陳提調へハ為念石井通商局長宛添書ヲ交附致置候、府貴省へ出頭ノ上ハ、印刷局へ紹介方等諸事相当ノ便宜ヲ典ヘレ候様陳交。此段申進候。敬具。

明治三十八年九月二十六日

総領事伊集院彦吉

外務大臣伯爵桂太郎殿

追テ昨二十五日附ヲ以テ、申進候契約書ニ代エルニ、公文ヲ以テスル儀ニ関シテハ、陳提調ノ着否ニハラス直ニ、印刷局へ御移牒ノ上、御協議相成置候様致度尚陳提調ハ必スシモ契約締結ノ為メ、趣クモノニテハ、無之ニ付同局ニテ、公文ノ受授ヲ以テ、足レリトスレハ、其旨陳提調へ御面示相成候様豫メ、同局へ誤解ナキ様御注意願上候追具。

¹⁷⁵ B3.4.3 Ref. B11090615100、(第 15、16 画像)。

とあるように、今般、北洋銀元局は日本の事情を視察するため、提調陳惟壬を發遣した。北洋銀元局の総弁は契約の内容を協議するとき、もし双方に不便宜なところが出現したら、陳提調を呼んで、知らせると提案した。念のため、伊集院彦吉は石井通商局長に出頭の上に、便宜的に印刷局へ諸事を紹介するなど添書した。追加した内容は契約書の代わりに、公文書を、陳提調の到着に関わらず、直ちに印刷局へ移牒してから、協議する。陳提調は必ず契約締結のためですから、公文書を受け渡すとき、足すことがあれば、直接陳に面談して、銀元局に誤解しないように注意する。

明治 39 年(光緒 32、1906)石井菊次郎は清の方面の原紙を注文する製紙会社の変更について、得能通昌に書簡を出した「銅元紙幣原紙製造ノ方ニ関スル件」¹⁷⁶のように。

北洋銀元局依頼ニ係ル銅元紙幣原紙製造ノ方ノ件ニ関シテハ…有之等今般製造ノ方ヲ前記ノ通りヲ変更致度旨御報告ノ引委人御三井物産会社ヨリ申出御召右様可然可ヤ此段申進候敬具

一 拾貳面判中形 壹万六千六百六拾七枚

寸法量目既記雛形ノ通り

一 九面判大形 壹万千百拾貳枚

寸法量目既記雛形ノ通り

一 拾六面判小形 參万七千五百枚

寸法量目既記雛形ノ通り

明治三十九年一月十八日

外務省通商局長石井菊次郎

印刷局長得能通昌

とあるように、その注文の原紙は次のように、寸法量目既記雛形の通り、「九面判大形」が一萬一千一百十二枚、「拾二面判中形」が一萬六千六百六十七枚、「拾六面判小形」が三萬七千五百枚である。北洋銀元局は銅元紙幣を製造する原紙に関して、最初注文した依頼の会社は日本の王

¹⁷⁶ B3.4.3 Ref. B11090615100、(第 27、28 画像)。

子製紙会社であるが、今回は三井物産会社が変わった。明治 12 年(1879)には三田製紙所のアメリカ製円網抄紙機を模造して、日本最初の国産抄紙機を完成させた。この抄紙機によって藁パルプとボロ原料との混合パルプで印刷用紙を機械抄造し、製品を市販した。そのほか紙幣用紙、擬革紙、壁紙、局紙も製造し、その一部を輸出するなど、官営にもかかわらず相当活発な活動を展開した。¹⁷⁷それで、北洋銀元局は明治 38 年(1905)と明治 39 年(1906)に日本から銅元紙幣を製造する原紙を注文したのであった。

その日本製紙幣原紙を導入した後、周学熙はすぐ銅元票の印刷を着手する。北洋銀元局は「當十銅元」の銅元票を発行し、その額面は「伍拾枚」「壹百枚」「伍百枚」が三つあり、この印刷業務を担当するのはこの北洋官報局であり、これも中国の官方から一番早い印刷した銅元票である。¹⁷⁸発行したとき、市場で流通している制錢が非常に不足で、一枚の銅元は十文の制錢を兌換できないため、銅元票を利用し、補助的に制錢と共に施行され、百姓の日常生活に極めて便利になった。¹⁷⁹

小結

これまで清国直隸總督兼北洋大臣袁世凱が、さまざまな幣制改革をおこなったことは明らかにされてきたが、袁世凱が直接に日本へ日本製紙幣原紙の製造を指示し、日本政府の印刷局で製造された紙幣原紙を導入したことについて明らかにされていない。

1901 年(光緒 25)袁世凱は山東巡撫の時期に、貨幣不足を補うため紙幣を発行している袁世凱は直隸總督になり、紙幣の発行を継続し、北洋銀元局は、銀元と銅元を鑄造する際に、袁世凱は張之洞に湖北の章程を要請した。その時、周学熙は同時に天津官銀号と北洋銀元局が責任を負担し、1905 年に湖北銀元局が発行した紙鈔票の経験を参考に北洋銀元局は銅元票を発行す

¹⁷⁷ 梅井義雄、宮本常一、宮本又次、由井常彦執筆、「製紙幣の 100 年」、王子製紙株式会社十條製紙株式会社、本州製紙株式会社、1973 年 6 月 1 日、第 90 頁。

¹⁷⁸ 趙伊、「天津近代造幣業」、『中国金融』印刷版、2004 年、第 22 期。

¹⁷⁹ 中華紙幣研究論壇、歴代紙幣与外国勢力在华発行紙幣、古代鈔票与清代鈔票、中国嘉德 2013 精品推薦、「光緒三十一年北洋銀元局銅元票」、2013 年 5 月 4 日。

るのを提案する。その後、袁世凱は日本から日本製紙幣原紙を導入し、北洋銀元局で紙幣の発行を企図したのである。

上述のように袁世凱が企図し、日本から導入した日本製紙幣原紙の問題について、袁世凱に関する資料から日本政府の印刷局に日本製紙幣原紙の製造を依頼したことを明らかにした。とくに日本に残された「山東省巡撫袁世凱ヨリ紙幣製造ノ依頼ノ件、明治三十四年」、「山東巡撫袁世凱ノ依頼ニ係ル紙幣製造ノ方ニ関スル件」、「銀票印刷依頼ノ為メ道台馬廷亮本邦へ出発ノ件」、「北洋銀元局依頼ノ銅元紙幣原紙製造方ノ件」などの記録から、1905年に袁世凱は北洋官報局で日本から導入した銅元紙幣原紙九十万枚を「伍拾枚」、「壹百枚」、「伍百枚」の銅元票を印刷したことが明らかになったと言える。

このように、直隸省は清朝の崩壊直前の一時期ではあったが、湖北省、山東省、湖南省に次いで、4番目に日本製紙幣を導入したのである。

第五章 清末広東省における日本製紙幣の導入

清代末期において清政府には統一した国家銀行がなく、戸部と各省が別々に鑄造権を持ち、鑄造局が多く、さらに民間に私鑄の現象も多く発生した。地域によって省政府で鑄造された貨幣なども見られ、それぞれが異なり、民間の私鑄の貨幣の混乱は極めてひどかった。そのため大量の悪貨幣が市場に出現し、貨幣市場が混乱していた。¹⁸⁰光緒 15 年(1889)に、両広総督であった張之洞を湖広総督へ転出された。¹⁸¹張之洞は湖広総督となって着任早々に直面した問題の一つに貨幣問題があった。その貨幣とは小錢と呼称され、官製の制錢と比較すると軽量の私鑄錢で、「銅鋪私銷」¹⁸²などとして市中に横行していたと言われる。¹⁸³私鑄錢の横行は全国的に共通した現象であったが、湖北省の場合、他省以上に深刻な問題を抱えていた。当時の漢口は、世界的な茶葉の搬出港であり、銅錢が茶葉取引の決済貨幣として使用されていた。¹⁸⁴このため銅錢の不足は茶市場を混乱させた。¹⁸⁵また湖北省はその歳入中に占める銅錢収入の割合が、最も多い省でもあった。¹⁸⁶湖北省政府としても何らかの対応に逼られていた。

このような状況下で、光緒 22 年(1896)湖広総督であった張之洞は銅の制錢の不足を改善する方法として日本から日本製紙幣を導入し、¹⁸⁷商人や人々に非常に歓迎を受け、順調に市場で流通した。¹⁸⁸

このような時期、光緒 25 年(1899)広西省で王和順による武装蜂起が拡大し、広東省まで波及した。光緒 29 年(1903)清政府は岑春煊を両広総督とし、資金を調達させ反乱を鎮圧させた。

¹⁸⁰ 石毓符、『中国貨幣金融略』、天津人民出版社、1984 年、第 88 頁。

¹⁸¹ 『張文襄公全集』、卷二十九、奏議二十九、光緒十五年十一月二十七日付の「到湖広任謝恩摺」に、「茲于光緒十五年十一月二十五日行抵湖北省城」、(『張文襄公全集』第二冊、河北人民出版社、1998 年 9 月、第 755 頁)とある。

¹⁸² 『張文襄公全集』公牘十一「札司道籌議錢法」、(『張文襄公全集』第二冊、河北人民出版社、1998 年 9 月、第 2632(2631—2362)頁)。

¹⁸³ 『支那經濟全書』、東亜同文会編纂、1908 年、第一輯、第五編物価、第 255 頁。

¹⁸⁴ 『支那省別全誌』、雄松堂フィルム出版、1967 年、第九卷湖北省、第 536～538 頁。

¹⁸⁵ 『張文襄公全集』、卷九十六、公牘十一、光緒十六年閏二月初一日付の「札司道籌議錢法」に、(『張文襄公全集』、第二冊、河北人民出版社、1998 年 9 月、第 2631—2632 頁)。

¹⁸⁶ 『支那經濟全書』、東亜同文会編纂、1908 年、第一輯、第七編財政、第 938—976 頁。

¹⁸⁷ 劉四平、李細珠、「張之洞与晚清貨幣改革」、『歴史档案』、2002 年第 1 期、第 100—109 頁。

¹⁸⁸ 『張之洞全集』、「札錢恂就近在日本点収頭批銀元票八万張」、第 5 冊、河北人民出版社、1998 年 11 月、第 3906 頁。

¹⁸⁹しかし当時の広東省の貨幣市場の状況が混乱しており、さらに広東官銀錢局は資金が欠乏していた。そこで岑春煊も光緒 31 年(1905)に張之洞の方法に習い、広東省において官銀元票の発行を企図し、日本帝国政府印刷局から日本製の紙鈔票の導入を計画したのであった。光緒 32 年(1906)に岑春煊から両広総督を引継いだ周馥もまた同じ方法で日本の印刷局から日本製紙幣を導入したのであった。

そこで本論文において、清国両広総督であった岑春煊と周馥が、日本から日本製紙幣の導入を企図した経緯並びに、日本の印刷局に日本製紙幣の製造を依頼したことについて明らかにしたい。

第一節 広東省における日本製紙幣導入の背景

一)湖北省、山東省、湖南省、直隸省における日本製紙幣と原紙の導入

張之洞は、光緒 24 年 12 月 5 日(1899 年 1 月 16 日)に電報を日本の神戸に向けて発信し、日本神戸に駐在する中国領事官張榭へ電報を送り、「銀元票」の件について鄭國華への取り次ぎを依頼していた。¹⁹⁰「銀元票」の製造を日本に依頼するため、張之洞は鄭國華を暫く湖北省に帰郷させず、日本で事務処理を行うように命じている。¹⁹¹鄭國華は、錢票の図様、印刷の数、手続費、交付と完成の時間等問題について日本の印刷局と相談している。¹⁹²光緒 25 年(1899)に「一元」銀元票を 100 万枚導入し、評判が良かったため、光緒 26 年(1900)には 8 万枚の「一元」銀元票、光緒 30 年(1904)に 250 万枚の「一千文」製錢票と光緒 31 年(1905)には 300 万枚の「一兩」銀元票と 20 万枚の「十兩」銀元票を追加した。張之洞が導入した日本製紙幣は商人や人々に非常に歓迎を受け、順調に市場で流通し、¹⁹³当時湖北省の貨幣混乱と財政危機をある程度で緩和させた。

¹⁸⁹ 『申報』、第 10909 号、1903 年 9 月 2 日。

¹⁹⁰ 『張之洞全集』河北人民出版社、1998 年 11 月、第 9 冊、電牘 58、第 7699 頁。

¹⁹¹ 『張之洞全集』河北人民出版社、1998 年 11 月、第 9 冊、電牘 58、第 7699 頁。

¹⁹² アジア歴史資料センター、外務省外交史料館、B11090620800、(第 38、39 画像)

¹⁹³ 『張之洞全集』、「札錢恂就近在日本点収頭批銀元票八万張」、第 5 冊、河北人民出版社、1998 年 11 月、第 3906 頁。

光緒 26 年(1900)に袁世凱が山東巡撫であった時に、当時の山東省は財政状態が極めて悪化していたのである。さらに義和団事件と庚子事変後にドイツの勢力が山東省に拡大してきた。¹⁹⁴山東省の経済の発展を促進し、財政の状況を改善し、ドイツの銀元の流通を制止するため、袁世凱は山東省で独自に銀元局を設立させ、銀元を製造することを企図した。1901 年袁世凱は再び朝廷に銀元局の設立を要請した。1896 年にあった初名が山東通済錢局は、1901 年に袁世凱が要請した山東官銀号と改称し、光緒 27 年 10 月に朝廷の許可を受け¹⁹⁵、済南で再編し成立された。この銀元局によって、袁世凱はできるだけ早く紙幣を流通させることを考えたが、その改善策として考えられたのが、張之洞が行ったと同様に、日本へ直接に紙幣の製造を指示し、直接日本政府の印刷局で製造された精緻な紙幣を導入することであった。1901 年日本から導入した「拾両」4 萬枚、「伍両」6 萬枚、「壹両」30 萬枚の紙幣が、山東省で流通し大歓迎を受け、¹⁹⁶1902 年袁世凱はさらに数量限定であるが、“十両”紙幣を導入したのである。¹⁹⁷

光緒 26 年(1900)の義和団事件の後、辛丑条約によって外国に巨額の賠償金支払いのため、湖南省も 70 万両に加えて、約 240 万両の負担が増え、その額は省予算の 30%強を占めていた。¹⁹⁸この影響を受け多数の錢莊も倒産した。省財政の窮乏とその民衆への転化を主張している俞巡撫は政治的に陳宝箴とともにもとの官錢局を復活することで、財政の建直しをはかった。湖南巡撫俞廉三は、光緒 28 年(1902)1 月、長沙に湖南官錢局の設立を決め、12 月に開行とし、光緒 29 年(1903)に正式的に開業させた。かつての票幣が極めて悪質な印刷であったことが、信用を失う原因の一つであったことから、この時の湖南官錢局は、日本から紙幣を導入することを決めたのである。¹⁹⁹湖南省が、日本製紙幣を導入したことは明らかである。光緒 28 年(明治 35、1902)湖南官錢局は洋務總局を通し、日本の印刷局に依頼した 25 萬枚の製錢票、銀元票、銀兩票は、光緒 29 年(1903、明治 36)に順調に導入されたのである。

1901 年(光緒 25)袁世凱は山東巡撫の時期に、貨幣不足を補うため紙幣を発行するために、日本印刷局に紙幣の製造を依頼し、その導入した日本製紙幣の流通が山東省の金融に役に立った

¹⁹⁴ 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「東省銀元自行設局鑄造片」、上冊、第 310 頁。

¹⁹⁵ 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「東省銀元自行設局鑄造片」、上冊、第 310 頁。

¹⁹⁶ B3.4.3 Ref. B11090620900、(第 1—3 画像)。

¹⁹⁷ “NORTH-CHINA HERALD AND SUPREME COURT & CONSULAR GAZETTE THE WEEKLY EDITION OF THE NORTH-CHINA DAILY NEW”, VOL.LXVIII, NO.1812, SHANGHAI, APRIL.30.1902, p.856, ‘Government Notes in Shantung.’

¹⁹⁸ 蔣良騏編、『東華錄』光緒 28 年 7 月、中華書局、1980 年、第 4900 頁。

¹⁹⁹ 沙偉、「晚清時期湖南官錢局紙幣」、『收藏』、2014 年第 2 期、第 98—100 頁。

ことであつたが、日本製紙幣の導入した成功を見て、袁世凱は直隸總督兼北洋大臣に赴任後、また北洋銀元局のために日本製紙幣の依頼を企図したと考えた。光緒 28 年(1902)3 月袁世凱は北洋官報局を天津に成立させ、同年 12 月『北洋官報』を發行し、同郷出身の侍郎張孝謙を同局総弁に挙げて、印刷事業を兼営したが、其の銅、石、鉛、写真等各版の職工は日本から雇い、各省の紙幣及び錢鈔を印刷している。²⁰⁰しかしその印刷技術は高いが、紙幣原紙の製造する技術は未熟なため、袁世凱は日本製の紙幣原紙を依頼しようとした。しかし、袁世凱はその紙幣を、そのまま導入するのではなく、紙幣用の原紙の依頼をしているのであつた。1905 年に袁世凱は北洋官報局で日本から導入した銅元紙幣原紙 90 万枚を使って「伍拾枚」、「壹百枚」、「伍百枚」の銅元票を印刷したのである。²⁰¹發行したとき、市場で流通している制錢が非常に不足しており、一枚の銅元は十文の制錢と兌換できず、銅元票を利用し、補助的に制錢と共に施行され、人々の日常生活が極めて便利になつた。²⁰²

二) 広東省における貨幣改革の推移

中国は對外貿易の發展によって、外国の貨幣いわゆる「洋錢」が大量に流入し、このため各地でも流通貨幣が混乱し、財政が悪化していた。広東省における貨幣混乱の状況は他省よりも深刻であつた。当時、広東省省内の各地で使用されていた貨幣が同一ではなく、潮汕すなわち廣東の東北部の潮州や汕頭と琼崖すなわち東南部の海南島や雷州半島などの地では「大洋」が使用され、他の所では「小洋」が使用されていた。商人の間では商取引の金額は大きく、銀塊により取引していた。また香港で通用していた貨幣は広東省市場に対して、重大なカギを握っていた。さらに、広州は当時中国の重要な對外的に開放された港口であるため、外国貨幣の輸入された数量は全国の最大規模となつていた。広東省の貨幣混乱は金融に悪い影響を与えただけではなく、財政など税収にまで及んでいた。

光緒 9 年(1883)に在任中の兩廣總督張之洞は、広東省の在位の活路は貨幣の改革と錢局の創設にあると考えていた。光緒 13 年(1887)彼は朝廷に「惟用機器製造、則錢精而費不短」²⁰³と、機器で製造すれば、製錢の品質は良くさらに時間も節約できると上奏した。現状は「官錢日

²⁰⁰ 佐久間東山著、石橋秀雄注、『袁世凱伝』、現代思潮社、1985 年 7 月 15 日、第 95 頁。

²⁰¹ B3.4.3 Ref. B11090615100、(第 2、3 画像)。

²⁰² 中華紙幣研究論壇、歴代紙幣与外国勢力在華發行紙幣、古代鈔票与清代鈔票、中国嘉德 2013 精品推薦、「光緒三十一年北洋銀元局銅元票」、2013 年 5 月 4 日。

²⁰³ 楊端六、『清代貨幣金融史稿』、第 44 頁。

乏、商民病之」²⁰⁴と、官制の製錢は日々乏しいため、商人と庶民の日常生活において不便であった。外国制銀幣の侵入は「以致利归外洋、漏卮無底」²⁰⁵と、銀塊からの利潤が外国人のものとなり、尽きることがない。そこで「試製製錢、儲備滇黔各省扩充防铸、以備民用而欲辺餉」²⁰⁶と、製錢を試製し、雲南省、貴州省などにおいて民用と軍隊の配給物資を準備するため拡大的に鑄造してはどうかとの意見であった。

光緒13年(1887)張之洞は、朝廷に広東省で工場を創設し、機器で製錢を鑄造するのを奏請した。朝廷からの許可を受け、「択地於東門外一里之黃華塘買地八十二畝有奇。貼近東濠加寬深、便於轉運、照囟建場」²⁰⁷と広州の大東門外の黃華塘の82畝の土地を買い、輸送のため濠を広く深く建造させた工場を建造した。光緒13年(1887)に着工し15年(1889)2月に完成し、「廣東錢局」と命名し、同年4月24日に「光緒通宝庫平一錢」の方孔製錢を鑄造し始めた。張之洞は朝廷に「运动健捷勻准、所成之钱、轮廓光洁、字迹精好、实非人力所能及、私铸断难仿效」²⁰⁸と報告している。完成した機器は運行が速く、鑄造した製錢の輪郭には光沢があり、貨幣の印刻の文字は良好であった。この製作は人力では無理なため、私鑄も模造できなかった。製造した製錢は広東省内で流通しただけでなく、国内の他の省においても流通した。しかし、このような状態はいつまでも続かなかった。張之洞が、「同治以来、滇铜不旺、洋铜价值日昂、鼓铸久停、青铜制钱日罕日珍、近来市面现钱日行短缺、而商民交纳官项以及民间日用交易皆需此物」²⁰⁹と指摘したように、同治以来、雲南省の銅の産量は減少し、洋銅すなわち輸入銅の価値は高騰し、鑄造は一時的に中止したことで、青铜製錢は日々減少した。市場上に流通する現錢はますます不足した。しかも、商民たちが税金を納め、民間用の日用商品の取引にはほとんど製錢が必要であった。ところが製錢を鑄造する原料の銅は欠乏し、銅と鉛の価値は次第に高騰し、製錢の鑄造は日々欠損を出していた。

当時、広州は長期にわたる「一口通商」の地位を維持しようとし、貿易に來航する外国商船は交易のため、常に銀元を満載していた。このため外国の銀元「洋錢」が潮のように広州になだれ込んできた。しかし「洋錢」の個々の重量が軽くなり、市場で使用しやすい他大人気になったが、その供給量が少なく需要に対応できていなかった。そのため「洋錢」の価値が高くなるのは当前

²⁰⁴ 楊端六、『清代貨幣金融史稿』、第226、289、第290頁。

²⁰⁵ 『張文襄奏稿』、第2冊、第678頁。

²⁰⁶ 楊端六、『清代貨幣金融史稿』、第45頁。

²⁰⁷ 廣東錢局編、「廣東造幣廠第一次報告書」、廣東錢幣造幣廠、1644年—1911年。

²⁰⁸ 『張之洞全集』、「請鑄銀元折」、第2冊、第890、891頁。

²⁰⁹ 『張之洞全集』、「請鑄銀元折」、第2冊、第890、891頁。

のことであった。外国の銀元「洋錢」は、銀の純度から言えば、清朝国内の重量により成型された紋銀に及ばなかった。清朝の紋銀の純度は、10 に対し 9.3 以上であったが、外国からの「洋錢」は 9 以下であり、一枚の重さが 0.7 両の外国銀元に含まれる銀はただ 0.6 両ほどである。しかし市場の需給により、「洋錢」の流通価値は紋銀より高くなっていた。一枚の外国銀元「洋錢」は、0.8 両の紋銀に兌換できるが、品質はともかく、外国人にとって、清朝国内における「洋錢」の使用は利益が多かった。そのために、不法な外国商人は、清朝の紋銀を本国に密輸し、「洋錢」に再鑄造し、また清朝に運び、そこから不正な利潤を得ていた。これらの外国商人はこんな方法で大きな利潤を蓄え、さらに「洋錢」を鑄造する時に、銀以外のほかの金属を含有させた。このようなことで、広州の金融界は多大な損害を受けたのであった。²¹⁰

光緒 13 年(1887)に両広総督張之洞は外国からの銀元「洋錢」の危機を感じ、朝廷に「以至利归外洋, 漏卮无底, 窃惟铸币便民, 为国家自有之权利」²¹¹と、国家には銀元を鑄造する基本的な権利があり、自国の銀元を鑄造してはじめて、国民に便宜を齎し、外国からの銀元の侵入を制止できるとしたのである。

光緒 15 年(1889)に広東錢局が、製錢を鑄造する時、銀元を試鑄し始めた。同年八月六日に張之洞は、朝廷に「并将拟铸银元式样大小计五种, 每种十元, 分装两匣, 开列清单, 恭呈御览」、「以上大小银元分两, 系照光緒十三年原奏每元重七钱三分」と報告した。²¹²今回の銀元は、重量が 0.73 両で、銀の純度が 9 割以上であったことから「七三反版龍洋」と呼ばれている。しかし、その銀元が市場に流通後、まもなく不法商人がすぐ買い集めて、溶解し、銀の純度が低い銀元に改鑄し、また市場に投入してその差益を儲けた。張之洞は不法商人の利潤を極限に縮小するため、朝廷に「今因汇丰洋行商请附铸, 拟改为每元重七钱二分, 二号以次按照递减, 以顺商情」²¹³と報告し、改正した銀元は重さを 0.72 両に変え、品質も下げ、「七二反版龍洋」と呼ばれた。この「龍洋」を鑄造した後、清朝は「七二反版龍洋」を中国の法定貨幣と規定したが、錢糧、厘課、税捐及び一切の税金、納入など一切必ずこの「七二反版龍洋」を使用したことから「中国自行银钱自此始」²¹⁴とされるように、清末中国はここに来て始めて自国製の銀元「龍洋」を使用することになったのである。

²¹⁰ 吳志輝、肖茂盛、『広州貨幣三百年』、広東人民出版社、1990 年 12 月。

²¹¹ 『中国近代貨幣史資料』、第 1 輯下冊、中華書局、1964、第 671 頁。

²¹² 『中国近代貨幣史資料』、第 1 輯下冊、第 672 頁。

²¹³ 『中国近代貨幣史資料』、第 1 輯、下冊、第 673 頁。

²¹⁴ 『清史稿・食貨五・錢法』、卷 124。

光緒 15 年(1889)十一月五日、戸部尚書張之万は銀元の様式について、「惟將洋文列于中国年号之内，体制尚有未合，應請飭令該督將洋文改鑿蟠龍之外，以‘廣東省造庫平七钱二分’漢文十字改列正面…較爲妥協」と、張之万は廣東製造の龍洋銀元面に「廣東省造庫平七钱二分」と刻印することを上奏した。光緒 15 年(1889)七月初七日に、張之洞は湖広總督に転出され、十一月に再度湖北省に赴任したため、銀元の鑄造を続けることは両広總督を引き継いだ李瀚章に任せられた。光緒 16 年(1890)彼は「窃照粵省购买机器试铸银元，业经奉谕允准试办。…一面飭由善后局陆续拨给纹银，于本年四月初二日开炉试铸」²¹⁵と、廣東省では機器を購入し、銀元の鑄造が光緒 16 年四月二日より開始されたことを報告している。この鑄造された龍洋は、重さが七錢二文の「通行版龍洋」であり、「粵鑄銀元，津市一律行用，与英洋不殊」、「利民便民，成效显著」などのため、清朝廷は「沿江沿海各省亦可自行设局」と許可し、次々「直隶、浙江、安徽、奉天、吉林以次開鑄」、²¹⁶と各地に広がっていき、このため銀元の龍洋の数量は増え、全国の範囲で流通していた。龍洋の発行に伴って、補助貨幣も流通し始めた。まず、補助貨幣の銀幣は貨幣価値が小さく、大部分の民衆の生活レベルに適合し、大歓迎を受けた。その他に一番重要な製錢の代わりに銅元の流通がある。光緒 26 年(1900)六月広東省は「開炉鼓铸(銅元)，每日成約四万余箇…数月以来，行销無滞，郡民称便」²¹⁷と、銅元を鑄造して人々から歓迎された。

しかし、銀元と銅元の鑄造は鉱物を採掘し、原料の銅を購入するなど、どの段階でも資金が必要で、重金属資源の開発には限りがあったことで、広東省政府の財政に困難をもたらした。

光緒 25 年(1899)に広西省で王和順による武装蜂起が拡大し広東省まで波及したが、光緒 29 年(1903)清政府は岑春煊を両広總督とし、資金を調達させ反乱を鎮圧させた。²¹⁸しかし当時の広東省の貨幣市場の状況が混乱しており、さらに広東官銀錢局は資金が欠乏していた。そのため、光緒 31 年(1905)岑春煊は紙幣の発行を企図し、財政困難を緩和する。

光緒 30 年(1904)両広總督岑春煊、広東巡撫張人駿は朝廷に広東官銀錢局の創設を上奏した。藩庫、関庫、広東海防善後局から資本金 100 万銀元を準備し、広州の山西票号豊潤から保証を得て、善後局の下で管理する広東官銀錢局を広州の濠畔街で成立した。その主要な業務は紙幣を発行し、造幣場の代わりに銀塊を購入した。善後局から差し出した銀錢により、鑄造し

²¹⁵ 『申報』、第 10506 号、1890 年 6 月 8 日。

²¹⁶ 『清朝続文献通考・錢幣考』、卷 17。

²¹⁷ 『中国近代貨幣史資料』、第 1 輯、下冊、第 674 頁。

²¹⁸ 『申報』、第 10909 号、1903 年 9 月 2 日。

た銀毫の発行を取り扱い、補助貨幣の銅元を兌換した。広東官銀錢局は資金が欠乏していた状況の下で、前に紙幣を発行した湖北省、山東省、直隸省などに倣い、官銀元票を発行することを企図した。²¹⁹

広東官銀錢局は、多種類の紙幣を発行している。紙幣の表面の文字は右から左への書き方で、告示は縦書き、それ以外の文字は全部横書きであった。第一版の紙幣は1904年に天津の北洋官報局で印刷されたが、印刷が不鮮明のため、全文発行できなかった。1905年の第二版と第三版の紙幣は、日本政府の印刷局で印刷され、額面は10元、5元、1元の三種類である。紙幣は額面を除き、全文同じである。次の図は日本の印刷局が印刷した紙幣であり、額面が「壹元」銀元票を下に掲げた。



1908年の第三版の紙幣は、表面は第二版と同様であるが、裏面の告示が「欽差兩廣總督部堂」となっている。

銀元票の図案と文字は、横書きを採用し、表面に双竜図案があり、中央の左右に銀元「広東省造庫平七錢二分光緒元宝」と表面と裏面とに見られ、龍洋の間に満漢文字「光緒元宝」と「壹元」、「伍元」、「拾元」が印刷されている。銀元票の下部に二階建ての家屋が印刷され、家屋の下部に「広東錢局」とある。表面の最下部に「大日本帝国政府印刷局製造」とある。裏面の上部に「凭票取銀元壹元概作毫子不貼水」とあり、中央に「欽命頭品頂戴紫荊城騎馬賁穿黃馬褂部尚書署理兩廣總督部堂岑、兵部侍郎廣東巡撫院提督軍務兼理糧餉張」と告示され、最下部に「重庫平七分二錢」と印刷されている。銀元票の表面の最下部に「大日本帝国政府印刷局製造」とあるように、この銀元票は日本の印刷局によって製造されたものである。

²¹⁹ 中華紙幣研究論壇、歴代紙幣与外国勢力在华発行紙幣、古代鈔票与清代鈔票、広東官銀錢局。

そこで次に、広東錢局が日本の印刷局に日本製紙幣の製造を依頼した事情を明らかにしてみたい。

第二節 広東省における日本製紙幣導入の過程

それでは広東錢局はどのように「大日本帝国政府印刷局」へ紙幣の製造を依頼したのであろうか。日本に残された史料から検討してみたい。

明治 38 年(光緒 31、1905)5 月 3 日付の「印刷局ニ於テ清国広東錢局銀元票製造ニ関スル契約書案ノ件」²²⁰に次のように見られる。

明治三十八年五月三日 印刷局長得能通昌
清国廣東錢局銀元票製造ニ関スル契約書案伺
清国廣東錢局銀元票壹百參萬枚製造ノ方依頼有之候ニ付、別紙之通り、清国欽差大臣ト契約書取換ノ上、製造致度此段御伺候也。

契約書

大清帝国欽差出使大臣楊樞、兩廣総督岑春煊ニ代リ、大日本帝国政府印刷局長得能通昌トノ間ニ於テ、廣東錢局銀元票壹百參萬枚ノ製造ヲ為ス、契約ヲ商定シ、其條項ヲ左ニ列ス

第一條 大清帝国欽差出使大臣楊樞、兩廣総督岑春煊ニ代リ、廣東錢局壹元銀元票八拾五萬枚、伍元銀元票拾參萬枚、拾元銀元票五萬枚ノ製造ヲ大日本帝国政府印刷局長得能通昌ニ依頼

第二條 印刷局ニ於テ、調製シタル壹元銀元票、並ニ五元銀元票、拾元銀元票。由各国ニ、欽差出使大臣ノ調印シタルヲ以テ、製造ノ定準トス、又用紙ハ三種トモ廣東錢局ノ文字ヲ調込シ、紙質及厚サハ、湖北銀元局銀元票用紙ニ倣フ

²²⁰ アジア歴史史料センター、国立公文書館、Ref. A04010085600、(第 1—5 画像)。

- 第三條 印刷局長ハ、銀元票各種ノ色彩ヲ撰定シテ、之ヲ試刷シ、欽差出使大臣ニ示シ、其校正ヲ受ケ、タルモノヲ確實ナルモノト
- 第四條 印刷局長ハ第二條據リ、一元銀元票八拾五萬枚、伍元銀元票拾三萬枚、拾元銀元票五萬枚ヲ製造シ、製造済ノ上、之ヲ欽差大臣又ハ同大臣ノ指定セル受取人ニ東京印刷局構内ニ於テ、引渡スヘシ
- 第五條 銀元票三種合計一万參萬枚製造代價ハ、日本全貨貳萬六万圓即一枚ニ付貳錢ノ割ト定ム。但本文ノ代價ハ、印刷局長ニ支拂フ分ノシニシテ、荷造及運送費ハ包含セス
- 第六條 印刷局長ハ銀元票ヲ製造シ、壹元銀元票ハ明治三十八年七月二十日ヨリ十月十五日マデ、五元銀元票ハ明治三十八年九月四日ヨリ九月三十日マデ、拾元銀元票ハ明治三十六年九月十五日ヨリ十一月十日マデノ間ニ、東京印刷局構内ニ於テ、引渡ヲ為スヘシ。但至急ヲ要スル日本帝国政府ノ製造品輻輳セル場合、又ハ天災其他避クヘカラザル事故アルトキハ、本文引渡期日ヲ変更スルコトアルヘシ
- 第七條 欽差大臣ハ銀元票受取ノ為メ、豫テ受取人ヲ定メ、印刷局長ヨリ、豫テ通知ノ為通知ノ日ヨリ、七日以内ニ、其受取人ニ欽差大臣ノ記名調印セル受取証書ヲ持參セシメ、其受取証書ト引渡ニ現品ヲ引取ルヘシ
- 第八條 印刷局長ハ現品ヲ引渡レタル後ニ、負數ノ遇不呈其他檢傷等アルモ其責ニ任セザルヘシ、若シ印刷局内ノ工匠ニシテ、私造若クハ超過印刷等ノアリテ、兩廣總督ニ於テ、発見シ、印刷局長ニ其取調ヲ請求シタルトキ、印刷局長ハ之ヲ拒ムヲ得ス
- 第九條 欽差大臣ハ銀元票ノ引渡ヲ受ケ、其負數ニ該當スル製造代價ノ請求アリタルトキハ三日以内ニ、其代價ヲ印刷局長ニ支拂スヘシ
- 第十條 銀元票ノ原版ハ製造完結ノ後第七條ノ手續ニ授リ引渡スヘシ
- 第十一條 欽差大臣ニ於テ銀元票ノ製造中止ヲ申込タルトキハ、印刷局長ハ其事情止ヲ得サルモノト認ムルトキニ限り、其申込ニ應スルコトアルヘシ
- 第十二條 印刷局長ハ前條製造中止ヲ承諾シタルトキハ該製造ニ要シタル一切ノ費用ヲ精算シテ、欽差大臣ニ賠償ヲ求め、同大臣ハ其請求金額ヲ參拾日以内ニ印刷

局ニ支拂スヘシ。但本文ノ場合ニ於テ、印刷局ハ銀元票ノ用紙及ヒ印刷銀元
票又ハ製造中ノ紙張ニ製造ノ原料ヘ均シク、第七條ニ照シ、悉ク引渡スヘシ
右ノ該校トシテ、互ニ日本文各貳通記名調印スルモノナリ
大日本帝国明治三十八年五月
大清帝国光緒三十一年五月
東京印刷局ニ於テ之ヲ作ル

この残された契約書の案文からつぎのことが知られる。清国広東錢局から日本政府印刷局に銀元票 100 万枚の製造の依頼されたことについて、日本政府印刷局長の得能通昌は、両広総督岑春煊に代わり欽差大臣楊樞と協議した後、契約書を光緒 31 年(明治 38)5 月東京印刷局において作成した。契約書は 12 条からなり以下のような内容であった。

契約の内容は、第一条は、大清帝国欽差出使大臣楊樞が両広総督岑春煊に代り、広東省錢局から「壹元」銀元票が 85 万枚、「伍元」が銀元票 30 万枚、「拾元」銀元票が 5 万枚の製造を大日本帝国政府印刷局長得能通昌に依頼するものである。

第二条は、日本の印刷局において、製造する「壹元」銀元票、及び「五元」銀元票、「拾元」銀元票は、欽差出使大臣の調印によって製造の基準とし、また用紙は三種類共に広東省錢局の文字を含め、紙質及び厚さは湖北省銀元局の銀元票の様式に準ずることである。

第三条は、印刷局長は各種の銀元票の色彩を撰定し、それを試刷し、欽差出使大臣に示し其校正を受け、調製後の模写本を確認することである。

第四条は、印刷局長は第 2 条に依り、「壹元」銀元票が 85 万枚、「伍元」銀元票が 13 万枚、「拾元」が銀元票 5 万枚を製造し、製造後は、それを欽差大臣あるいは同大臣の指定する受取人に対して東京印刷局の構内において引渡すとすることである。

第五条は、三種類の銀元票は合計 103 万枚であり、製造の代価は日本の金貨で 206 万圓即 1 枚に付き金 2 錢の割りと定め、但し全ての代価は印刷局長に支払い、荷造及び輸送費が包含されていることである。

第六条は、印刷局長は銀元票を製造し、「壹元」銀元票が明治 38 年 7 月 20 日から 10 月 15 日まで、「五元」銀元票が明治 38 年 9 月 4 日から 9 月 30 日まで、「拾元」銀元票が明治 36 年 9 月 15 日から 11 月 10 日までの間に、東京印刷局構内において引渡しすることである。但し、緊

急を要す場合、日本帝国政府の製造品を輸送するなどの際に、天災そのほか避けられない事故がある時は、製品の引渡す期日を変更することもあることである。

第七条は、欽差大臣は銀元票を受領するため、予め受取人を定め、印刷局長より予め通知し、通知日から七日以内に、その受取人は欽差大臣の記名を調印した受取証書を持参し、その受取証書を引渡し、現品を引き取ることである。

第八条は、印刷局長は現品を引渡した後、枚数の不合、そのほかの検品などの責任を有する。しかし、印刷局内の工匠に、また私造若しくは超過印刷などは、両広総督において、検査し、印刷局長はその取調べを請求された時、印刷局長はそれを断わることが出来ないことである。

第九条は、欽差大臣は銀元票の引渡しを受け、その枚数に該当する製造代価を請求された時は三日以内にその代価を印刷局長に支払うことである。

第十条は、銀元票の原版は製造終了後、第7条と同様に引渡すことである。

第十一条は、欽差大臣が、銀元票の製造中止を求める時、印刷局長はその事情が止やむを得ない場合のみに限り、その申込みに応ずることである。

第十二条は、印刷局長は前条の製造中止を承諾した時、該製造に要する一切の費用を精算し、欽差大臣に賠償を求め、同大臣はその請求金額を30日以内に印刷局に支払うことである。但し、印刷局は銀元票の用紙及び印刷中の銀元票、または製造中の紙張、製造の原料は均しく第七条に照らし、悉く引渡すこと。以上を相互に各2通の記名をもつと調印するものとする。

この契約書の内容のように、両広総督岑春煊の代わりに、欽差大臣楊樞が直接日本政府印刷局に依頼し、「壹元」を85万枚、「伍元」が13万枚、「拾元」が5万枚の銀元票の製造を、欽差大臣楊樞は、直接日本政府印刷局との間で契約書を交わした。

また銀元票の製作を追加した際の「清国廣東錢局銀元票製造契約書ノ条項ニ依リ増製造件」²²¹には、次のように見られる。

明治三十八年七月十二日

清国廣東錢局銀元票製造ノ方、本年五月九日清国公使楊樞ト契約候処、更ニ該契約書之条項ニ依リ、増製造之義別紙ノ通、申越候間交渉シ通回答致度。此段相伺候也案。
東錢局拾元銀元票五万枚、五元銀元票十万枚。本年五月九日付契約書之条項ニ依、増

²²¹ JACAR Ref. A04010085800、(第1—3画像)。

製造之義御依頼之趣了承致候。此段貴答申進候敬具。

日本政府印刷局長

大清国出使欽差大臣宛

敬覆者前推貴局長函充將。廣東錢局十元銀元票加造五万張、五元銀元票加造十万張。所有一切条忒照貴曆本年五月九日所訂合同。一律弁理所需票計共金三千圓並訂明自貴曆本年十一月十一日起至明年一月十五日以内如数交清等。因具微盛誼母任慰。即希從速代造按期交納為。荷順頌時社。

大日本政府印刷局長得能通昌閣下

楊樞謹具

この日本政府印刷局長得能通昌と欽差大臣楊樞との間の往来書簡から、「印刷局ニ於テ清国広東錢局銀元票製造ニ関スル契約書案ノ件」には、契約した103万枚の銀元票を製造する以外に、その契約書の条項により、「拾元」銀元票が5万枚、「伍元」銀元票が10万枚の製造を追加し、製造代価は日本金貨3千圓で、納期は光緒31(明治38、1905)11月11日から明年1月15日までとある。

このことから明治38年(1905)5月3日の契約書において、製造依頼件の銀元票は「壹元」が85万枚、「伍元」が13万枚、「拾元」が5万枚であり、明治38年7月12日追加した銀元票は「伍元」が10万枚、「拾元」が5万枚、合計「壹元」85万枚、「伍元」が23万枚、「拾元」が10万枚であった。

これらの銀元票は中国広東省に導入された後、市場で順次流通した。明治39年(1906)に広東錢局は再び日本印刷局に銀元票の製造を依頼した。その際の契約書の案文である「清国広東錢局銀元票製造ニ関スル契約書案ノ件」²²²に次のように記述している。

明治三十九年七月十八日 印刷局長得能通昌

清国広東錢局拾元銀元票製造ニ関スル契約書案伺

清国広東錢局拾元銀元票貳拾万枚製造方依頼致シ度ニ付、別紙之通り、清国欽差大臣ト

²²² JACAR Ref. A04010095600、(第1—4画像)。

契約書取換ハシノ上、製造致度此段御伺候也。

契約書

大清国帝国欽差出使大臣楊樞、兩廣總督岑春煊ニ代リ、大日本帝国政府印刷局長得能通昌トノ間ニ於テ、廣東錢局拾元銀元票貳拾万枚ノ製造ヲ為ス、契約ヲ商定シ、其條項ヲ左ニ列ス

第一條 大清帝国欽差出使大臣楊樞兩廣總督岑春煊ニ代リ、廣東錢局拾元銀元票貳拾万枚ノ製造ヲ大日本帝国政府印刷局長得能通昌ニ依頼セリ

第二條 拾元銀元票ハ廣東錢局ヨリ、印刷局ニ送付シタル原版ニ依リ、去ル明治三十八年五月九日付契約書ニ基、製造シタル拾元票ヲ以テ、製造ノ定準トス

第三條 印刷局長ハ第二條ニ処リ、拾元銀元票貳拾万枚ヲ製造シ製造済ノ上、之ヲ欽差大臣又ハ内大臣ノ指定セル受取人ニ東京印刷局構内ニ於テ、引渡スベシ

第四條 拾元銀元票貳拾万枚ノ製造代価ハ、日本金貨四千圓即壹枚ニ付貳錢ノ割ト定ム。正本文ノ代価ハ印刷局ニ支拂フ分ノミニシテ、荷造及ヒ遞送費ハ包含セス

第五條 印刷局長ハ拾元銀元票ヲ試刷シ、欽差大臣ニ示シ、其校正ヲ確實ナルモノトス

第六條 印刷局長ハ拾元銀元票ヲ製造シ、明治三十九年十二月二十五日迄ニ、東京印刷局構内ニ於テ、引渡ヲ為スヘシ。但至急ヲ要スル日本帝国政府ノ製造品輻輳セル場合、又ハ天災其他避クヘカラサル事故アルトキハ、本文引渡期日ヲ変更スルコトアルヘシ

第七條 欽差大臣ハ拾元銀元票受取ノ為メ、豫テ受取人ヲ定メ、印刷局長ニ通知シ、置キ拾元銀元票引渡ノ期日ハ、印刷局長ヨリ豫テ通知ヲ為シ、通知ノ日ヨリ七日以内ニ、其受取人ニ欽差大臣ノ記名調印セル受取証書ヲ持參セシメ、其受取証書ト引換ニ、現品ヲ引取ルヘシ

第八條 印刷局長ハ現品ヲ引渡シタル後ニ、員数ノ過不足其他損傷等アルモ、其責ニ任セザルヘシ。若シ印刷局内ノ工匠ニシテ、私造若クハ超過印刷等ノ弊アリテ兩廣總督ニ於テ、発見シ、印刷局長ニ其取調ヲ請求シタルトキハ、印刷局長ハ之ヲ拒ムヲ得ス

第九條 欽差大臣ハ拾元銀元票ノ引渡ヲ受ケ、其員数ニ該当スル製造代価ノ請求アリタ

ルトキハ、三日以内ニ、其代価ヲ印刷局長ニ支拂スヘシ

第十條 拾元銀元票ノ原版ハ、製造完結ノ後、第七條ノ手續ニ抛リ、引渡スヘシ

第十一條 欽差大臣ニ於テ、拾元銀元票ノ製造中止ヲ申込タルトキハ、印刷局長ハ其事
情止ヲ得サルモノト認ムルトキニ限り、其申込ニ應スルコトアルヘシ

第十二條 印刷局長ハ、前條製造中止ヲ承諾シタルトキハ、該製造ニ要シタル一切ノ費用
ヲ清算シテ、欽差大臣ニ賠償ヲ求メ。同大臣ハ其請求金額ヲ參拾日以内ニ印
刷局長ニ支拂フスヘシ。但本文ノ場合ニ於テ、印刷局長ハ拾元銀元票ノ用紙及
印刷済ノ拾元銀元票、又ハ製造中止ノ紙並ニ製造ノ原料ハ均シク第七條ニ照
シ、悉ク引渡スヘシ、右ノ該校トシテ、互ニ日本文各貳通記名調印スルモノナリ

大日本帝国明治三十九年

大清帝国光緒三十二年

東京印刷局ニ於テ之ヲ作ル

清国広東錢局から日本政府印刷局へ「拾元」銀元票 20 万枚の製造を依頼した。日本政府印刷局長得能通昌は両広総督岑春煊の代わりに、欽差大臣楊樞と協議した後、契約書を光緒 32 年(明治 39)7 月東京印刷局において作成した。契約書は 12 条からなる。

第一条は、大清帝国欽差出使大臣楊樞は両広総督岑春煊に代り、広東省錢局から「拾元」銀元票 20 万枚の製造を大日本帝国政府印刷局長得能通昌に依頼することである。

第二条は、「拾元」銀元票は広東錢局より印刷局に送付した原版に依拠し、去年(明治 38 年)5 月 9 日付きの契約書に基づき製造した「拾元」銀元票を以って、製造の基準とする。

第三条は、印刷局長は第 2 条に依り、「拾元」が銀元票 20 万枚を製造し、製造済の上、それを欽差大臣あるいは同大臣の指定する受取人に東京印刷局の構内に於いて引渡すことである。

第四条は、「拾元」銀元票 20 万枚の製造の代価を日本の金貨で 4 千圓、即 1 枚に付き 2 錢の割合と定める。但し、完成品の代価は印刷局長に支払い、荷造及び郵送費を包含するものとする。

第五条は、印刷局長は「拾元」銀元票を試刷し、欽差出使大臣に示し、その校正を受け、調製の模写本を確認するものとする。

第六条は、印刷局長は「拾元」銀元票を製造し、明治 39 年 12 月 25 日までに、東京印刷局構内において引渡しする。但し、緊急を要する際、日本帝国政府が製造品を輸送する場合また、天災そのほか避けらざる事故がある時は、引渡期日を変更する場合があることである。

第七条は、欽差大臣は「拾元」銀元票を受け取るため、予め受取人を定め、印刷局長に通知する。「拾元」銀元票の引渡す期日は印刷局長より予め通知し、通知の日から七日以内に、その受取人は欽差大臣の記名を調印した受取証書を持参し、その受取証書を引渡し、現品を引き取ることである。

第八条は、印刷局長は現品を引渡した後、枚数の不合、そのほかの検査などに関するその責任がある。しかし、印刷局内の工匠、または私造若しくは超過印刷などのあり、両広総督が発見し、印刷局長にその取調べを請求する時、印刷局長はそれを断わることが出来ないことである。

第九条は、欽差大臣は「拾元」銀元票の引渡しを受け、その枚数に該当する製造代価を請求された時は、三日以内にその代価を印刷局長に支払うことである。

第十条は、「拾元」銀元票の原版は製造が完結した後、第 7 条の手続きに基づき、引渡すことである。

第十一条は、欽差大臣が「拾元」銀元票の製造中止を申込む時、印刷局長はその事情が止めるのを得ざることを認める限りにおいて、その申込みに応えることである。

第十二条は、印刷局長は前条の製造中止を承諾した時、該製造に要する一切の費用を精算し、欽差大臣に賠償を求め、同大臣はその請求した金額を 30 日以内に印刷局に支払うことである。但し、印刷局は「拾元」銀元票の用紙及び印刷中の「拾元」銀元票、または製造中の紙張、製造の原料は均しく、第七条に照らし、悉く引渡すことを、相互に各 2 通の記名を調印するものである。

光緒 33 年(1907)岑春煊は郵伝部尚書に赴任し、両広総督を引き継いだ周馥に任せられた。紙幣の発行を続け、同年 3 月 28 日に広東錢局は日本印刷局に日本製紙幣の製造を依頼した。「清国広東錢局銀票製造ニ関スル契約書案ノ件」²²³に次のように記述している。

明治四十年五月一日 印刷局長山中政亮

²²³ JACAR Ref. A04010119400、(第 1-5 画像)。

清国広東錢局拾元銀元票製造ニ関スル契約書案伺

清国広東錢局壹元成元銀票拾萬枚、同伍元成元銀票八萬枚、同拾元成元銀票拾五萬枚製造ノ方依頼有之候ニ付、別紙之通り、清国欽差出使大臣ト契約書取換ノ上、製造致度此段相候也

大清帝国欽差出使大臣楊樞、兩廣総督周馥ニ代リ、大日本帝国政府印刷局長山中政亮トノ間ニ於テ、廣東錢局壹元成元銀票拾萬枚、同伍元成元銀票八萬枚、同拾元成元銀票拾五萬枚ノ製造ヲ為ス、契約ヲ商定シ、其條項ヲ左ニ列ス

第一條 大清国欽差出使大臣楊樞兩廣総督周馥ニ代、広東錢局壹元成元銀票拾萬枚、同伍元成元銀票八萬枚、同拾元成元銀票拾五萬枚ノ製造ヲ、大日本帝国政府印刷局長山中政亮ニ依頼セリ

第二條 印刷局ニ於テ調製シタル壹元成元銀票ノ下図並ニ、伍元成元銀票ノ畧図拾元成元銀票ハ金高文字ヲ除ク外、文字紋様等ハ壹元成元銀票ニ倣フニ、欽差出使大臣ノ調印シタルモノヲ以テ、製造ノ定準トシ用紙ハ三種共廣東錢局ノ文字ヲ渡込ミ、紙質及厚サハ曾テ印刷局ニ於テ、調製シタル廣東錢局銀元票用紙ニ倣フ

第三條 印刷局長ハ第二條ノ下図ニ依リ、其色彩ヲ撰定シ、文字ト共ニ之ヲ試刷シ、欽差出使大臣ニ示シ、其校正ヲ受ケ、タルモノヲ確實ナルモノトス

第四條 印刷局長ハ第二條ニ処ク、壹元成元銀票拾萬枚、伍元成元銀票八萬枚、拾元成元銀票拾五萬枚ヲ製造シ、製造済ノ上、之ヲ欽差出使大臣ノ指定セル受取人ニ東京印刷局構内ニ於テ引渡スヘシ

第五條 壹元成元銀票拾萬枚ノ製造代価ハ、日本金貨貳千圓即千壹枚ニ付金貳錢、伍元成元銀票ハ、八萬枚ノ製造代価日本金貨貳千圓即千壹枚ニ付金貳錢五厘、拾元成元銀票拾五萬枚ノ製造代価ハ、日本金貨四千五百圓即千壹枚ニ付金參錢ト定ム。但本文ノ代価ハ印刷局長ニ支拂フ分ノミニシテ、荷造及遞送費ハ包含セス

第六條 印刷局長ハ銀票ヲ製造シ、壹元成元銀票ハ明治四十年十一月二十五日ヨリ十二月二十八日、伍元成元銀票ハ同四十一年一月六日ヨリ一月三十一日、拾元成元銀票ハ同年三月一日ヨリ三月三十日迄ニ、悉皆引渡ヲ了スヘシ。但至急ヲ要スル日本帝国政府ノ製品輻轉セシ場合、又ハ天災其他避クヘカラサル事故アルトキハ、

本文引渡期日ヲ変更スルコトアルヘシ

第七條 欽差出使大臣ハ銀票受取ノ為メ、豫ヲ受取人ヲ定め、印刷局長ニ通知シ、置キ印刷局長ヨリ、銀票引渡期日ノ通知ヲ受ケタルトハ、七日以内ニ、其受取人ニ欽差出使大臣ノ記名調印セル受取証書ヲ持参セシメ、其受取証書ト引換ニ現品ヲ引取スヘシ

第八條 印刷局長ハ現品ヲ引渡シタル後ニ、員数ノ過不足、其他損傷等アルモ、其責ニ任セサルヘシ、若シ印刷局名内ノ工匠ニシテ、私造若クハ超過印刷ナノ弊アリテ、両廣総督ニ於テ、発見シ、印刷局長ニ其取調ヲ請求シタルトキハ、印刷局長ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第九條 欽差出使大臣ハ銀票ノ引渡ヲ受ケ、其員数ニ該當スル製造代価ノ請求アリタルトキハ、三日以内ニ、其代価ヲ印刷局長ニ支拂フベシ

第十條 銀票ノ原版ハ製造完結ノ後、第七條ノ手續ニ拠ク、引渡スヘシ

第十一條 欽差出使大臣ニ於テ、銀票ノ製造中止ヲ申込タ、ルトキハ印刷局長ハ其事情止ムヲ得サルモノト認ムルトキニ限り、其申込ニ應スルコトアルヘシ

第十二條 印刷局長ハ前条ノ製造中止ヲ承諾シタルトキハ、該製造ニ要シタル一切ノ費用ヲ清算シテ、欽差出使大臣ニ賠償ヲ求め、同大臣ハ其請求金額ヲ参拾日以内ニ、印刷局長ニ支拂フヘシ。但本文ノ場合ニ於テ、印刷局長ハ銀票ノ用紙及印刷済ノ銀票、其他製造中ノ紙並ニ製造ノ原料ハ均シク、第七條ニ照シ、悉ク引渡スヘシ。右ノ証據トシテ、互ニ日本文清国文各貳通ニ記名調印スルモノナリ

大日本帝国明治四十年五月十日即

大清帝国光緒三十三年三月二十八日

東京印刷局ニ於之ヲ作ル

この契約書の案件は、契約書が「大清帝国欽差出使大臣楊樞両廣総督周馥ニ代リ大日本帝国政府印刷局長山中政亮」と、両廣総督が周馥に、印刷局長山中政亮にと替わったもののその内容はこの上記の2件の契約に準じたものであった。清国広東銭局から銀元票が「壹元」の10万枚、「伍元」の8万枚、「拾元」15万枚の製造の依頼件について、日本政府印刷局長山中政亮は両廣総督周馥の代わりに、欽差大臣楊樞と商定した後、契約書を光緒33年(明治40)東京印

刷局において作成した。契約書は 12 条があり以下のようにある。

契約の内容は、第一条では、大清帝国欽差出使大臣楊樞は両広総督周馥に代り、広東省錢局から「壹元」銀元票が 10 万枚、「伍元」銀元票が 8 万枚、「拾元」銀元票が 15 万枚の製造を大日本帝国政府印刷局長山中政亮に依頼したのである。

第二条は、日本の印刷局において、調製された「壹元」銀元票の下図には、「五元」銀元票、「拾元」銀元票の金額文字を除き、「壹元」銀元票に倣い、欽差出使大臣の調印によって製造の基準とし、また用紙は三種類共に広東省錢局の文字を漉き込み、紙質及び厚さはかつて印刷局において、調製された広東錢局の銀元票の用紙に倣うことである。

第三条は、印刷局長は第 2 条の下図により、各種の銀元票の色彩を撰定し、文字とともに試刷し、欽差出使大臣に示し、その校正を受け、調製した模写本を確認することである。

第四条は、印刷局長は第 2 条に依り、「壹元」銀元票が 10 万枚、「伍元」銀元票が 8 万枚、「拾元」銀元票 15 万枚を製造し、製造した後、それを欽差大臣あるいは同大臣の指定する受取人に対して、東京印刷局の構内において引渡すべきである。

第五条は、10 万枚の「壹元」銀元票は製造の代価が日本の金貨で 2000 圓、即 1 枚に付き金 2 錢で、8 万枚の「伍元」銀元票は製造の代価が日本の金貨で 2000 圓、即 1 枚に付き金 2 錢 5 厘で、15 万枚の「拾元」銀元票は製造の代価が日本の金貨で 4500 圓、即 1 枚に付き金 3 錢と定め、但し全ての代価は印刷局長に支払い、荷造及び輸送費が包含されていること。

第六条は、印刷局長は銀元票を製造し、「壹元」銀元票が明治 41 年 11 月 25 日から 12 月 28 日まで、「伍元」銀元票が明治 41 年 1 月 6 日から 1 月 31 日まで、「拾元」銀元票が明治 41 年 3 月 1 日から 3 月 30 日までの間に、東京印刷局構内において引渡しすること。但し、緊急を要す場合、日本帝国政府の製造品を輸送するなどの際に、天災そのほか避けられない事故がある時は、製品の引渡す期日を変更することもあることである。

第七条は、欽差大臣は銀元票を受領するために、予め受取人を定め、印刷局長より予め通知し、通知日から七日以内に、その受取人は欽差大臣の記名を調印した受取証書を持参し、その受取証書を引渡し、現品を引き取ることである。

第八条は、印刷局長は現品を引渡した後、枚数の不合、そのほかの検品などの責任を有する。しかし、印刷局内の工匠に、また私造若しくは超過印刷などは、両広総督において、検査し、印刷局長はその取調べを請求された時、印刷局長はそれを断わることが出来ないことである。

第九条は、欽差大臣は銀元票の引渡しを受け、その枚数に該当する製造代価を請求された時は三日以内にその代価を印刷局長に支払うことである。

第十条は、銀元票の原版は製造終了後、第7条と同様に引渡すことである。

第十一条は、欽差大臣が、銀元票の製造中止を求める時、印刷局長はその事情が止やむを得ない場合のみに限り、その申込みに応ずることである。

第十二条は、印刷局長は前条の製造中止を承諾した時、該製造に要する一切の費用を精算し、欽差大臣に賠償を求め、同大臣はその請求金額を30日以内に印刷局に支払うことである。但し、印刷局は銀元票の用紙及び印刷中の銀元票、または製造中の紙張、製造の原料は均しく第七条に照らし、悉く引渡すこと。以上を相互に各2通の記名をもつと調印するものとする。

この契約書の内容通りに、光緒33年(明治40、1907)両広総督周馥の代わりに、欽差出使大臣楊樞は直接日本政府印刷局山中政亮に依頼し、「壹元」が10万枚、「伍元」が8万枚、「拾元」が15万枚の銀元票の製造を契約した。

小結

光緒25年(1899)広西省において発生した武装蜂起が広東省まで波及すると、清政府は、光緒29年(1903)に岑春煊を両広総督に転任させ反乱を鎮圧させた。しかし当時の広東省の貨幣市場は混乱し、広東官銀錢局も資金が欠乏していたため、光緒31年(1905)岑春煊も張之洞の方法に習い、広東省において官銀元票の発行を企図し、日本帝国政府印刷局に日本製紙幣の導入を計画した。光緒32年(1906)両広総督の任務を継いだ周馥もまた同じ方法で日本政府の印刷局から日本製紙幣を導入したのであった。

上述のように両広総督岑春煊と周馥が企図し、日本から日本製紙幣の導入を実行したのである。とくに日本の外務省外交史料館に残された「印刷局ニ於テ清国広東錢局銀元票製造ニ関スル契約書案ノ件」、「清国広東錢局銀元票製造契約書ノ条項ニ依リ増製造件」、「清国広東錢局銀元票製造ニ関スル契約書案ノ件」などの契約書の案文から、広東省が導入した日本製による銀元紙幣の具体的数量がわかるのである。

1905年(光緒31)5月に、両広総督岑春煊は欽差大臣楊樞を通じて直接日本政府印刷局に依頼し、銀元票「壹元」を85万枚、「伍元」が13万枚、「拾元」が5万枚を製造した。さらに同年7月「拾元」銀元票が5万枚、「伍元」銀元票が10万枚の製造を追加した。また、1906年(光緒32)には「拾元」銀元票20万枚の製造を依頼した。1907年(光緒33)両広総督周馥も欽差大臣楊樞を直接日本政府印刷局に依頼させ、「壹元」が10万枚、「伍元」が8万枚、「拾元」が15万枚の銀元票の製造を契約したのである。

表1 1905-1907年広東省が製造した日本製銀元票(万枚)

西暦(中国暦)	月	「拾元」(万枚)	「伍元」(万枚)	「壹元」(万枚)
1905年(光緒31)	5月	5	13	85
1905年(光緒31)	7月	5	10	
1906年(光緒32)	5月	20		
1907年(光緒33)	3月	15	8	10
合 計		45	31	95

このように表1のように広東省が日本政府の印刷局に依頼し、製造した銀元票は額面「拾元」が45万枚、「伍元」が31万枚、「壹元」95万枚にのぼる。市場で流通した金額は「拾元」が450万元、「伍元」が155万元、「壹元」が95万元となり、合計額面700万元の日本製の銀元票が広東省内で流通していたことになる。

このように、広東省は清朝の崩壊直前の一時期ではあったが、湖北省、山東省、湖南省、直隸省(旧時の呼称)に次いで、5番目に日本製紙幣を導入した省である。

第六章 清末広西省における日本製紙幣の導入

19 世紀中期におけるアヘン戦争以降、中国は対外貿易の発展に伴い、外国の貨幣いわゆる銀元「洋銭」が大量に中国の貨幣市場に流入し、外国の銀元の侵入で貨幣危機を迎えていた。当時の清朝には統一した国家銀行がなく、戸部と地方の各省が別々に鑄造権を持ち、鑄造局が多く、さらに民間に私鑄の現象も多く発生していた。地域によって省政府で鑄造された貨幣なども見られ、それぞれが異なり、民間の私鑄の貨幣による混乱は極めてひどいものであった。そのため大量の悪貨幣が市場に流通し、貨幣市場が混乱していた。²²⁴同時に、雲南省産銅の輸送に困難を生じ、銅銭鑄造のための供給不足を引き起こした。さらに、制銭の供給不足でその貨幣とは「小銭」と呼称され、官製の制銭と比較すると軽微な私鑄銭が、市中に横行する現象が出現していた。

道光 27 年(1847 年)太平天国の前身組織である拜上帝会が広西省桂平県金田村に創設され、咸豊元年(1851 年)金田村において拜上帝会は国号を太平天国とした。太平天国軍は清朝中央の鎮圧に抵抗し、挙兵とその勢力拡大の経費を増大させたため、独自に多種類の銅銭を鑄造し、広西省内の一部の地域で流通していた。²²⁵広東省の広州は当時中国の重要な対外開放の港口であるため、外国貨幣の輸入された数量は全国でも最大規模となっていた。広東省で流通している外国貨幣は近隣の広西省までに及んでいた。そのため、様々な貨幣が広西省内で流通し、その貨幣の混乱は深刻であった。

光緒 32 年(1906 年)張鳴岐は広西省の巡撫に就任した。彼は広西省の混乱の貨幣市場を改善する方法として、イギリス、日本などに学び、銀行を成立し、紙幣の発行を企図した。その紙幣を発行した過程において、日本印刷局に紙幣の製造を依頼している。²²⁶

そこで本論文は、清国広西巡撫であった張鳴岐が、日本から日本製紙幣の導入を企図した経緯並びに、日本の印刷局に日本製紙幣の製造を依頼したことについて明らかにしたい。

²²⁴ 石毓符、『中国貨幣金融金略』、天津人民出版社、1984 年、第 88 頁。

²²⁵ 鄭家度、『広西近百年貨幣演變史』、広西人民出版社、1981 年、第 77 頁。

²²⁶ 陽福明、「烏龍票与清末広西銀行」、『広西金融研究』、2002 年、増刊第 1 期、第 36 頁。

第一節 広西省における日本製紙幣導入の背景

一) 湖北省、山東省、湖南省、直隸省、広東省における日本製紙幣と原紙の導入

張之洞は、光緒 24 年 12 月 5 日(1899 年 1 月 16 日)に電報を日本の神戸に向けて発信し、日本神戸に駐在する中国領事官張梅へ電報を送り、「銀元票」の件について鄭國華への取り次ぎを依頼していた。²²⁷「銀元票」の製造を日本に依頼するため、張之洞は鄭國華を暫く湖北省に帰郷させず、日本で事務処理を行うように命じている。²²⁸鄭國華は、錢票の図様、印刷の数、手続費、交付と完成の時間等問題について日本の印刷局と相談している。²²⁹光緒 25 年(1899)に「一元」銀元票を 100 万枚導入し、評判が良かったため、光緒 26 年(1900)には 8 万枚の「一元」銀元票、光緒 30 年(1904)に 250 万枚の「一千文」製錢票と光緒 31 年(1905)には 300 万枚の「一両」銀元票と 20 万枚の「十両」銀元票を追加した。張之洞が導入した日本製紙幣は商人や人々に非常に歓迎を受け、順調に市場で流通し、²³⁰当時湖北省の貨幣混乱と財政危機をある程度で緩和させた。

光緒 26 年(1900)に袁世凱が山東巡撫であった時に、当時の山東省は財政状態が極めて悪化していたのである。さらに義和団事件と庚子事変後にドイツの勢力が山東省に拡大してきた。²³¹山東省の経済の発展を促進し、財政の状況を改善し、ドイツの銀元の流通を制止するため、袁世凱は山東省で独自に銀元局を設立させ、銀元を製造することを企図した。1901 年袁世凱は再び朝廷に銀元局の設立を要請した。1896 年にあった初名が山東通済錢局は、1901 年に袁世凱が要請した山東官銀号と改称し、光緒 27 年 10 月に朝廷の許可を受け²³²、済南で再編し成立された。この銀元局によって、袁世凱はできるだけ早く紙幣を流通させることを考えたが、その改善策として考えられたのが、張之洞が行ったと同様に、日本へ直接に紙幣の製造を指示し、直接日本政府の印刷局で製造された精緻な紙幣を導入することであった。1901 年日本から導入した「拾両」4 萬枚、

²²⁷ 『張之洞全集』河北人民出版社、1998 年 11 月、第 9 冊、電牘 58、第 7699 頁。

²²⁸ 『張之洞全集』河北人民出版社、1998 年 11 月、第 9 冊、電牘 58、第 7699 頁。

²²⁹ アジア歴史資料センター、外務省外交史料館、B11090620800、(第 38、39 画像)

²³⁰ 『張之洞全集』、「札錢尙就近在日本点収頭批銀元票八万張」、第 5 冊、河北人民出版社、1998 年 11 月、3906 頁。

²³¹ 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「東省銀元自行設局鑄造片」、上冊、第 310 頁。

²³² 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「東省銀元自行設局鑄造片」、上冊、第 310 頁。

「伍両」6 萬枚、「壹両」30 萬枚の紙幣が、山東省で流通し大歓迎を受け、²³³1902 年袁世凱はさらに数量限定であるが、“十両”紙幣を導入したのである。²³⁴

光緒 26 年(1900)の義和団事件の後、辛丑条約によって外国に巨額の賠償金支払いのため、湖南省も 70 万両に加えて、約 240 万両の負担が増え、その額は省予算の 30%強を占めていた。²³⁵この影響を受け多数の錢莊も倒産した。省財政の窮乏とその民衆への転化を主張している俞巡撫は政治的に陳宝箴とともにもとの官錢局を復活することで、財政の建直しをはかった。湖南巡撫俞廉三は、光緒 28 年(1902)1 月、長沙に湖南官錢局の設立を決め、12 月に開行とし、光緒 29 年(1903)に正式的に開業させた。かつての票幣が極めて悪質な印刷であったことが、信用を失う原因の一つであったことから、この時の湖南官錢局は、日本から紙幣を導入することを決めたのである。²³⁶湖南省が、日本製紙幣を導入したことは明らかである。光緒 28 年(明治 35、1902)湖南官錢局は洋務總局を通し、日本の印刷局に依頼した 25 万枚の製錢票、銀元票、銀兩票は、光緒 29 年(1903、明治 36)に順調に導入されたのである。

1901年(光緒25)袁世凱は山東巡撫の時期に、貨幣不足を補うため紙幣を発行するために、日本印刷局に紙幣の製造を依頼し、その導入した日本製紙幣の流通が山東省の金融に役に立ったことであったが、日本製紙幣の導入した成功を見て、袁世凱は直隸總督兼北洋大臣に赴任後、また北洋銀元局のために日本製紙幣の依頼を企図したと考えた。光緒28年(1902)3月袁世凱は北洋官報局を天津に成立させ、同年12月『北洋官報』を発行し、同郷出身の侍郎張孝謙を同局総弁に挙げて、印刷事業を兼営したが、其の銅、石、鉛、写真等各版の職工は日本から雇い、各省の紙幣及び錢鈔を印刷している。²³⁷しかしその印刷技術は高いが、紙幣原紙の製造する技術は未熟なため、袁世凱は日本製の紙幣原紙を依頼しようとした。しかし、袁世凱はその紙幣を、そのまま導入するのではなく、紙幣用の原紙の依頼をしているのであった。1905年に袁世凱は北洋官報局で日本から導入した銅元紙幣原紙90万枚を使って「伍拾枚」、「壹百枚」、「伍百枚」の銅元票を印刷したのである。²³⁸発行したとき、市場で流通している制錢が非常に不足し

²³³ B3.4.3 Ref. B11090620900、(第 1—3 画像)。

²³⁴ “NORTH-CHINA HERALD AND SUPREME COURT & CONSULAR GAZETTE THE WEEKLY EDITION OF THE NORTH-CHINA DAILY NEW”, VOL.LXVIII, NO.1812, SHANGHAI, APRIL.30.1902, p.856, ‘Government Notes in Shantung.’

²³⁵ 蔣良騏編、『東華錄』光緒 28 年 7 月、中華書局、1980 年、第 4900 頁。

²³⁶ 沙偉、「晚清時期湖南官錢局紙幣」、『收藏』、2014 年第 2 期、第 98—100 頁。

²³⁷ 佐久間東山著、石橋秀雄注、『袁世凱伝』、現代思潮社、1985 年 7 月 15 日、第 95 頁。

²³⁸ B3.4.3 Ref. B11090615100、(第 2、3 画像)。

ており、一枚の銅元は十文の制錢と兌換できず、銅元票を利用し、補助的に制錢と共に施行され、人々の日常生活が極めて便利になった。²³⁹

光緒25年(1899)に広西省で王和順による武装蜂起が拡大し広東省まで波及したが、光緒29年(1903)清政府は岑春煊を両広総督とし、資金を調達させ反乱を鎮圧させた。²⁴⁰しかし当時の広東省の貨幣市場の状況が混乱しており、さらに広東官銀錢局は資金が欠乏していた。そのため、光緒31年(1905)岑春煊は紙幣の発行を企図し、財政困難を緩和する。光緒30年(1904)両広総督岑春煊、広東巡撫張人駿は朝廷に広東官銀錢局の創設を上奏した。広東官銀錢局は資金が欠乏していた状況の下で、官銀元票を発行することを企図した。²⁴¹広東官銀錢局は、多種類の紙幣を発行している。1905年の第二版と第三版の紙幣は、日本政府の印刷局で印刷され、額面は10元、5元、1元の三種類である。紙幣は額面を除き、全文同じである。1905年(光緒31)5月に、両広総督岑春煊は欽差大臣楊樞を通じて直接日本政府印刷局に依頼し、銀元票「壹元」を85万枚、「伍元」が13万枚、「拾元」が5万枚を製造した。さらに同年7月「拾元」銀元票が5万枚、「伍元」銀元票が10万枚の製造を追加した。また、1906年(光緒32)には「拾元」銀元票20万枚の製造を依頼した。1907年(光緒33)両広総督周馥も欽差大臣楊樞を直接日本政府印刷局に依頼させ、「壹元」が10万枚、「伍元」が8万枚、「拾元」が15万枚の銀元票の製造を契約したのである。

二) 広西省における貨幣改革の推移

道光 27 年(1847 年)太平天国の前身組織である拜上帝会は広西省桂平県金田村に創設され、咸豊元年(1851 年)金田村において拜上帝会は国号を太平天国とした。太平天国軍は清朝中央の鎮圧に抵抗し、挙兵しその拡大する経費を増大させるため、独自に多種類の銅錢を鑄造し、広西省内の一部の地域で流通していた。²⁴²台頭する太平軍と戦って、清朝中央も兵士に支払う奉給が急に膨れ上がった。同時に、雲南省産銅の輸送に困難を生じ、鑄造のための供給不足を引き起こした。従って銅錢制錢不足を招き、制錢の供給不足でその貨幣は「小錢」と呼称さ

²³⁹ 中華紙幣研究論壇、歴代紙幣与外国勢力在華発行紙幣、古代鈔票与清代鈔票、中国嘉徳 2013 精品推薦、「光緒三十一年北洋銀元局銅元票」、2013 年 5 月 4 日。

²⁴⁰ 『申報』、第 10909 号、1903 年 9 月 2 日。

²⁴¹ 中華紙幣研究論壇、歴代紙幣与外国勢力在華発行紙幣、古代鈔票与清代鈔票、広東官銀錢局。

²⁴² 鄭家度、『広西近百年貨幣演變史』、広西人民出版社、1981 年、第 77 頁。

れ、官製の制錢と比較すると軽微な私鑄錢で、市中に横行する現象も出現している。²⁴³私鑄錢の横行は全国的に共通した現象であり、広西省も例外ではなかった。それに、「廣東華洋交錯、其省皆用外洋銀錢、波及廣西等地、無不通行」²⁴⁴と、当時中国の重要な対外開放された港口広東省の廣州に輸入された外国貨幣の数量は全国最大規模となり、さらに近隣の広西省まで普及していた。そのため、様々な貨幣が広西省内で流通し、その貨幣の混乱は深刻であった。

咸豐3年(1853年)7月3日、窮乏した財政を改善し、制錢の不足を補うため、戸部が「擬請暫行銀票期票、仿照內務府官錢鋪之法、開設官銀錢號以便支取」²⁴⁵と上奏したことで、各省各地に官錢局が設立されることになった。官錢局が「官票」といって、銀や製錢の兌換可能な紙幣を発行するのであった。発足にあたり、「民間完納丁糧稅課及一切官項、亦准五成」²⁴⁶と、発布された官票章程ないし行鈔章程によると、この官票で税糧、塩税その他附加税の納入額の半分まで支払うことができ、また民間においても流通使用できるよう定められていた。こうして湖北、直隸、山東、湖南、広東などの主要な省城と都市に官錢局は設立された。

光緒29年(1903年)11月に広西巡撫李經羲はその混乱貨幣状況を改善するため、桂林釐金總局で広西官銀錢号を成立したが、広西の梧州、南寧、龍州や上海などで次々と支局が設立された。その業務範囲はただ公金の受け取り、支払いと貸付などの内容だけであった。光緒32年(1906年)張鳴岐は広西省の巡撫に就任した。彼は財政金融方面において、イギリス、日本などの国家の銀行の方法を学び、政府の銀行を作り、銀行業務の範囲を拡大することを主張した。光緒34年(1908年)戸部を改称した度支部は「銀行即例」を頒布し、「官設商立各行號均可發行市面的通用錢票」²⁴⁷と全国の官銀錢號は市場に流通する紙幣を発行できることを定めた。銀行を中央、普通、殖業、貯蓄など四種類に分けた。同年、張巡撫は龍州一帯を巡視したとき、庶民たちが「其肯務正業者、終歲勤勞、偶有所餘、惟知掘地窰藏、不思更求營運」²⁴⁸とし、龍州で官銀錢支號を作り、紙幣を発行させ、貯蓄章程を取り決め、貯蓄業務を開設したことで、良い効果が出た。さらに、光緒34年(1908年)7月1日に張巡撫は清朝廷が頒布した「銀行即例」によ

²⁴³ 劉四平、李細珠、「張之洞与晚清貨幣改革」、『歴史档案』、2002年第1期、第100—109頁。

²⁴⁴ 同2、76頁。

²⁴⁵ 中国人民銀行總行參事室金融史料組編『中国近代貨幣史資料』、第一輯、清政府統治時期、全二冊、中華書局、1964年、第353頁。

²⁴⁶ 鄭家度、『廣西近百年貨幣演變史』、廣西人民出版社、1981年、第63頁。

²⁴⁷ 鄭家度、『廣西近百年貨幣演變史』、廣西人民出版社、1981年、第65頁。

²⁴⁸ 鄭家度、『廣西近百年貨幣演變史』、廣西人民出版社、1981年、第66頁。

り、広西官銀錢号を広西銀行と再編し、清朝廷に次のように上奏している。²⁴⁹

……桂省商務日疲，實業不振，家鮮中蓄，皆屬根本至計。設立銀行，實為當務之急。唯本省原有之官銀號，僅只經理官款出入，匯兌等事，範圍過狹，臣此次巡閱邊境，沿途留心察看各屬，農，工，商業多未講求，居民大半習於遊蕩，不知自謀生計……此貧者所以日即於貧，富者不能日增其富，地方安有起色？因就龍州添設官銀錢分號，試用暫行鈔票，並訂立儲蓄章程，普勸邊民力求儉積。數月以來，辦理漸著成效，應廣為擴充。現擬將本省原有之官銀總分各號，一律改為廣西銀行。

広西省では商務が日々衰退し、実業も不振であり、庶民の貯金も少ない。銀行の開設は当面の急務である。広西省にはもともと広西官銀錢號があるが、その業務範囲は狭かった。そのため、省内の農業、工業、商業などは停滞し、庶民たちはほとんど生計の手段を求めず、働かない状況であった。そのため、困窮者は益々貧しくなり、富裕者は財産を増やすことができない状態であった。こんな状況で、地方の経済などは好転することにならなかった。先に、龍州で試行した銀行は効果も出たが、その銀行を開設し、拡充するため、本省の官銀錢號とその各支店は全部広西銀行と改変するべきだと上奏した。

張巡撫が上奏した内容は清朝廷が実行している「銀行則例」にあわせるため、11日清朝廷は「著照所請、該部知道」と張巡撫の意見を認めた。その朝廷の許可を受け、張巡撫は直ちに李湛陽、愈樹棠、陳洪道に計画を実施させ、富賀官鈔局責任者の胡銘般も参加させた。宣統元年(1909年)広西銀行章程が立案されたが、張巡撫はその章程の内容に不足するところが多いことに気付き、何回かの修正の後、21条の総則と46の通則の銀行章程が完成した。二年間の計画と準備を経て、宣統2年(1910年)3月1日広西官銀錢號は正式に「広西銀行」と改称した。広西銀行は運用できる営業資金を充実させ、章程の中には毎年4万両の紋銀の利潤を得る規定を達成するために、「銀行券」いわゆる紙幣の発行を積極的に進めた。その紙幣の発行について、湖広総督張之洞、北洋大臣袁世凱などの成功した前例があるため、張巡撫は「咨商請日本使臣向東京印刷局訂印通用鈔票，以資流通」²⁵⁰と日本政府の印刷局に紙幣の製造を依頼することを提案した。

²⁴⁹ 鄭家度、『広西近百年貨幣演變史』、広西人民出版社、1981年、第66頁。

²⁵⁰ 陽福明、「烏龍票与清末広西銀行」、『広西金融研究』、2002年、増刊第1期、第36頁。

第二節 広西省における日本製紙幣導入の経過

それでは広西銀行はどのように、日本政府の印刷局へ紙幣の製造を依頼したのであろうか。日本に残された史料から検討してみたい。「清国通用紙幣ノ印刷局方帝国印刷局ニ依頼関係雑纂」に次のように見られる。

敬啟者、昨接廣西巡撫張咨稱廣西銀行擬請貴國印刷局代造紙幣、所有花紋方式數目等項、現派使署通譯官劉崇傑、前往印刷局面訂。一切請煩貴大臣轉牒印刷局、以資接洽、不勝感荷。專此敬頌日祉。

外務大臣伯爵小村壽太郎 閣下

大清臨時代理公使吳振麟

宣統二年五月十一日²⁵¹

清国の広西巡撫張鳴岐は広西銀行が日本印刷局に依頼し製造する紙幣の花紋、数目などの件について通訳者劉崇傑を日本へ派遣し、直接に印刷局と契約した。その件について、宣統2年(明治43年、1910年)5月11日、清国臨時代理公使吳振麟は外務大臣伯爵小村壽太郎に書簡を送った。

小村壽太郎は代理公使吳振麟の電報を受けた後、直ちに内閣総理大臣桂太郎に連絡した。内容は「明治四十三年六月二十日起草、同年六月二十二日發遣、送第一五五號、清国廣西銀行ヨリ印刷局へ紙幣印刷方依頼ニ関スル件」とある。

清国廣西銀行ニ於テ、我カ印刷局ニ紙幣印刷方依頼致度旨。広西巡撫ヨリ申越有之タル趣ヲ以テ、紙幣ノ模様、方式、數目等ノ件ニ関シ、公館員通譯官劉宗傑ヲ印刷局ニ派遣シ、一切協議致サシ可度旨、今般在本邦清国臨時代理公使ヨリ、照会致来候間、御詮議ノ上、何分ノ義、御回示相成度、此段申進候也。

桂内閣総理大臣

²⁵¹ アジア歴史資料センター、外務省外交史料館、B11090638100、(第1画像)。

小村大臣²⁵²

明治 43 年 6 月 22 日小村壽太郎は、広西銀行が日本印刷局に紙幣を製造依頼する件について、内閣総理大臣桂太郎に報告した。清国側は紙幣の花紋、模式、数量などの具体的な内容を印刷局と相談することについて、すでに通訳官を日本に派遣した。

次の「清国廣西銀行紙幣製造ノ方ノ儀ニ付外務大臣へ回答ノ件」において、

清国廣西銀行紙幣製造方之義付外務大臣へ回答按

清国廣西銀行紙幣製造ノ方ニ関シ、本月二十二日附送第一五五號、御照會之趣了承。右ハ御申越之通り、協議之上、製造之依頼ニ可應候。此段及御回答候也。

明治四十三年六月二十五日

印刷局長

内閣総理大臣桂太郎²⁵³

とある、明治 43 年(1910 年)6 月 25 日桂太郎は、その広西銀行からの紙幣製造の依頼の件を了解した後、印刷局局長に連絡し、その清国代理公使との相談した結果を外務省に電報で伝えた。

「明治四十三年六月二十九日 回答ハ印刷局ヨリ外務省へ回送」²⁵⁴と明治 43 年 6 月 29 日付にて印刷局局長はその商議した結果を外務省に返信した。

明治 43 年 6 月 29 日小村壽太郎は印刷局の返信を受け、桂太郎に連絡した。次の「清国廣西銀行紙幣製造ノ方ニ関シ、本月二十二日附送第一五五號」において、

御照會之趣了承、右ハ御申越ノ通、協議ノ上、製造ノ依頼ニ可應候。此段及御回答候也。

明治四十三年六月二十九日

内閣総理大臣候爵桂太郎

²⁵² B3.4.3 Ref. B11090638100、(第 2、3 画像)。

²⁵³ アジア歴史史料センター、国立公文書館、A04010214600、(第 1、2 画像)。

²⁵⁴ 同 15。

外務大臣伯爵小村壽太郎殿²⁵⁵

とあるように、小村壽太郎は印刷局が広西銀行からの紙幣製造の依頼の件を受けたということを内閣総理桂太郎に電報を送った。

これで、日本政府は広西銀行からの紙幣製造の依頼件について、全て了解した。そのことは、「明治四十三年六月三十日起草、同年七月二日発遣、清国廣西銀行ヨリ印刷局へ紙幣印刷方依頼ニ関スル件」に見られる。

以書翰致啓上候、陳者貴国廣西銀行ニ於テ、本邦印刷局へ紙幣印刷方依頼ノ件ニ関シ、貴曆五月十一日附第四号貴翰ヲ以テ、御申越ノ趣致、敬承候右並ニ其筋ニ及移牒置候處、今般内閣ヨリ、右ハ御申越ノ通、御協議ノ上、製造ノ依頼ニ可應御回答有之候也。右様？ノ上可然、御取計相成度、此段御回答候、本大臣ハ茲ニ重？貴？ニ向ケ、表敬意？鄭具。²⁵⁶

在本邦 小村大臣

吳清国臨時代理大臣

明治43年(1910年)6月30日に小村壽太郎は日本印刷局が広西銀行からの紙幣製造の依頼件を受けたことについて、電報を起草し、7月2日に清国代理公使吳振麟に送った。

広西銀行が日本印刷局に依頼した紙幣は明治44年(1911年)に製造が完了した。

明治四十四年四月二十一日、清國廣西銀行、壹圓銀票五拾萬枚、同五圓銀票拾萬枚ノ製造ヲ、廣西巡撫沈秉堃代理清國臨時代理公使吳振麟ト契約シ、同年七月十四日全部ノ引渡ヲ了セリ。²⁵⁷

明治44年4月21日に日本印刷局は、清国廣西銀行から「壹圓」50万枚、「五圓」10万枚の紙幣製造の依頼を受け、清国臨時代理公使吳振麟に代わり、当時の廣西巡撫沈秉堃と契約し、

²⁵⁵ B3.4.3 Ref. B11090638100、(第4画像)。

²⁵⁶ B3.4.3 Ref. B11090638100、(第5、6画像)。

²⁵⁷ 近代デジタルライブラリー、印刷局長年報書、明治(44-45)第38回、沿革、第16頁。

同年7月14日全ての紙幣を廣西銀行に引き渡しを完了した。

廣西銀行が宣統3年(明治44年、1911年)日本印刷局に依頼した日本製紙幣は「壹圓」と「五圓」の紙票である。この二種類の紙幣は統一して「烏龍票」と呼ばれている。(右頁上図参照)この紙幣の額面は異なるが、他は全部同じであり、番号がなく、形が横版の長方形で、幅が170x170mmであり、紙幣の正面は下端が薄い灰色で、周りに花飾りがあり、紙幣の左上角と右下角は白字の「1」、「5」で、右上角と左下角は白字「壹」、「伍」である。表面の上部に二つの龍が一つの玉を挟み、向い合う図案である。その二つの龍の中心に「廣西省造宣統元寶」という銀元図案があり、足元に掴んでいる空白火球は“総経理章”、“董事長章”で、その上は「廣西銀行」、下には「x 圓銀票」と横に印刷されている。その印章の下には一行で「此票准完納本省錢糧及各項公款等」とあり、その文字の左は「宣統二年」で、右は「x 月 x 日」である。一番下には「大日本帝國政府印刷局製造」とある。紙幣の裏面は周囲に緑の花飾りがあり、真ん中に268字の文章がある。その図は次のようである。



欽命頭品頂戴廣西巡撫部院為示諭事。照得省城前于光緒三十年設立官銀錢號，並製造銀兩票發行市面，商民稱便。現官銀錢號改設銀行，以前票紙仍舊使用。唯查市面情形，行使兩票究不如元票利便，蓋兩票須計算毫厘，元票則照票面數目，出入一律，無

須折合。據該銀行詳稱前來，因向日本訂製一元，五元兩種鈔票，發行市面，票面均蓋該行總理處，總監督，總經理印章，期利商便民，金融活動，無論完糧納稅及呈繳一切官款並民間買賣等事，均照票面數目，出入一律，不得折合。如欲兌換現銀，均可隨時向本省總分各行兌取。倘有官使及奸商措勒留難，許隨時控訴懲究。有私造者，照私鑄律治罪。除通飭遵照外，合行示諭官商軍民人等一體知悉。慎遵毋違，特示。宣統二年月日。

光緒 30 年(1904 年)に広西官錢銀號は銀兩票を發行し、市場に流通させ、人々に大歓迎された。宣統 2 年(1910 年)広西銀行を再編され、前に發行された紙幣はそのまま利用していたが、銀兩票の計算は「毫釐」になり、銀元票は額面通りで計算することになっていた。そのため、銀兩票を止め、銀元票を変えたのであった。日本に依頼した日本製紙幣は「壹圓」「伍圓」の紙幣表面に“總經理”、“總監督”の印章を押印し、市場に流通し、金融活動にも利用され、税金の納入に使用できることやいかなる人も額面の金額の通り兌換できること、奸商の買占めや偽造を処罰することなどが記載されている。

小結

太平天国の乱の余波を受けた広西省においても経済は混乱していた。光緒 32 年(1906 年)張鳴岐は広西省の巡撫に就任すると、彼は広西省の混乱した貨幣市場を改善する方法として、イギリス、日本などに学び、銀行を成立し、紙幣の発行を企図した。その紙幣を發行する過程において、日本印刷局に紙幣の製造を依頼したのであった。

上述のように、広西銀行が日本印刷局に紙幣製造の依頼したことに関する事情について、日本に残された「清国通用紙幣ノ印刷局方帝国印刷局ニ依頼關係雜纂」、「明治四十三年六月二十日起草、同年六月二十二日發遣、送第一五五號、清国廣西銀行ヨリ印刷局へ紙幣印刷方依頼ニ関スル件」、「清国廣西銀行紙幣製造方ノ儀ニ付外務大臣へ回答ノ件」、「明治四十三年六月二十九日 回答ハ印刷局ヨリ外務省へ回送」、「清国廣西銀行紙幣製造方ニ関シ、本月二十二日附送第一五五號」、「明治四十三年六月三十日起草、同年七月二日發遣、清国廣西銀行

ヨリ印刷局へ紙幣印刷方依頼ニ関スル件」などの日本側の記録から知られ、広西省が、日本製紙幣を導入したことは明らかである。宣統3年(明治44年、1911年)に広西銀行は日本の印刷局に依頼した50万枚の「壹圓」、10万枚の「伍圓」が順調に導入されたのである。

このように、広西省は清朝の崩壊直前の一時期ではあったが、湖北省、山東省、湖南省、直隸省(旧時の呼称)、広東省に次いで、6番目に日本製紙幣を導入した省である。

第七章 清末上海における日本製紙幣の導入

アヘン戦争以降、最初に中国で設立された外資系銀行は、イギリスの東方銀行であり、同銀行は1845年に香港、広州で支部を1847年に上海において支店を置いた。香港上海銀行(匯豐銀行)は、1865年に香港と上海とで同時に開業し、1866年に香港で登記し本店を設置した。19世紀60年代までに、中国において開業した外資系銀行は東方銀行、匯隆銀行、呵加刺銀行、有利銀行、麦加利銀行、法蘭西銀行、匯豐銀行などであり、法蘭西銀行以外は全てイギリスの銀行であった。²⁵⁸

1870年代以降、とりわけ甲午戦争以後、外資系銀行は中国に進出歩調を速め、イギリスの銀行が中国を寡占する局面を打ち破った。この時期に続々と中国で設立された外資系銀行はドイツ銀行、徳豊銀行、徳華銀行、横浜正金銀行、恵通銀行、中華匯理銀行、東方匯理銀行、華俄道勝銀行、花旗銀行、台湾銀行、華比銀行、荷蘭銀行、朝鮮銀行などである。外資銀行と外国金融資本の侵略は客観的に中国銀行業の出現に刺激を与え、国内で銀行を創業する聲があがった。清政府は不平等条約により、巨額の負債を抱え、財政困難となり、経済的に資金の供求を求め、新式銀行の融資機能に着目した。同時に、中国の伝統な経済機構は崩れ、民族工業と商業の発展も新しい有利な融資ルートが必要となったが、外資銀行に依頼することは困難であり、伝統的な金融業が新式産業と民族資本主義からの支持は停滞して後れを取り、民族金融業の発展を促進し、根本的に新式銀行の誕生を促進した。1894年前後に、民族産業を振興するため、一部分の政府役人、知識人は本國の工業と商業の発展に金融の奉仕を提供する新式銀行の創設を發議した。洋務派は洋務企業の資金問題を解決するため、積極的に新式銀行の設置を提案した。²⁵⁹

光緒22年(1896年)に鉄道本社事務を監督する大臣兼太常寺少卿盛宣懷は、清朝廷に「英、法、徳、俄、日本之銀行、乃推行来華、攘我大利」²⁶⁰と、外資系銀行は中国の利益を奪い取り、「商務枢机所系、現今举弁鐵路、造端宏大、非急設中国銀行、無以通華商之氣脈、杜洋商之

²⁵⁸ 張広彦、『中国近代金融業開放』、中国財政經濟出版社、2009年、第21頁。

²⁵⁹ 張広彦、『中国近代金融業開放』、中国財政經濟出版社、2009年、第22頁。

²⁶⁰ 汪敬虞、『外国資本在近代中国的金融活動』、人民出版社、1999年、第69頁。

挟持」²⁶¹と、銀行を設立する必要があると上奏した。清中央政府はその上奏された内容に同意し、光緒 23 年 4 月 26 日(1897 年 5 月 27 日)に中国の通商銀行は正式的に成立された。同銀行は上海に本店を置き、華商から株 500 万銀両を募集し、業務内容は預金と貸付の経営、銀元券と銀両券の発行で、内部管理を全部匯豊銀行の制度に倣い、株主全員が華人であり、イギリス人美德輪(A.M.Maitland)を業務営業マネージャーに雇い、本店、北京及び大きい貿易港に業務営業マネージャーとして必ず欧米人を雇用した。その他の各地の港及び各省の支店は華人をマネージャーとした。中国通商銀行は中国の第一の商業銀行であり、中国銀行業の誕生を表示している。²⁶²

光緒 31 年(1905 年)に戸部は、中央政府の許可を受け、北京で官民による共同経営する戸部銀行(光緒 34 年に大清銀行と改称)を創設したが、その戸部銀行は一般的銀行業務を経営する外に、清政府から貨幣鑄造、国庫代理、紙幣発行及び公債経営の特権を与えられ、全国各地に支部を 30 箇所ほど設立した。光緒 34 年(1908 年)に清政府の郵伝部は一部分資金を拠出し、投資を募って、北京で交通銀行を成立した。主に汽船、鉄道、電報及び郵便系統に所属している企業の預金、貸付や為替などの業務であり、それ以外には一般商業銀行の業務と銀行兌換券の発行も行った。20 世紀の初頭において私人資本銀行も出現した。光緒 32 年から光緒 34 年までの間に、民族資本による信成商業貯蓄銀行、信義銀行、浙江興業銀行、四明商業貯蓄銀行などの銀行が相次いで開設された。²⁶³そのため、中国で銀行の数が急増し、経済体制も益々完備し、1897 年から 1911 年までの間に、華資銀行は合計 30 行が設立された。²⁶⁴

光緒 32 年(1906 年)に信成銀行は上海で設立された最初の純粋な民営銀行である。初は信成貯蓄銀行と呼ばれ、商業銀行の業務が増えたことから、信成商業貯蓄銀行と改称された。これは経営が優れていた株式会社式の銀行であり、清末に紙幣の発行権を持った少数銀行の一つである。その 8 年間の経営期間中に、続々と第一版の光緒三十三年(1907 年)銀元票、第二版の光緒三十四年(1908 年)銀元票、第三版の光緒三十四年(1908 年)銀両票を発行した。²⁶⁵その第一版は日本の印刷局により印刷制作されたものであった。²⁶⁶

そこで本論文において、上海信成銀行が日本から日本製紙幣の導入を企図した経緯並びに、

²⁶¹ 劉志英、『近代上海華商証券市場研究』、学林出版社、2004 年、第 78 頁。

²⁶² 張広彦、『中国近代金融業開放』、中国財政經濟出版社、2009 年、第 23 頁。

²⁶³ 張広彦、『中国近代金融業開放』、中国財政經濟出版社、2009 年、第 16 頁。

²⁶⁴ 巫雲仙、「論匯豊銀行与近代中国金融制度的变革」、『南開經濟券研究』、2005 年、第 2 期。

²⁶⁵ 許斌、「信成銀行公牘章程規條」、『銀行博物』、上海銀行博物館、2004 年、第 4 輯。

²⁶⁶ 王允庭、「浅析上海信成銀行紙鈔版式」、『錢幣博覽』、2011 年、第 2 期。

日本の印刷局に日本製紙幣の印刷制作を依頼したことについて明らかにしたい。

第一節 上海における日本製紙幣導入の背景

一)湖北省、山東省、湖南省、直隸省、広東省、広西省における日本製紙幣と原紙の導入

張之洞は、光緒 24 年 12 月 5 日(1899 年 1 月 16 日)に電報を日本の神戸に向けて発信し、日本神戸に駐在する中国領事官張栢へ電報を送り、「銀元票」の件について鄺國華への取り次ぎを依頼していた。²⁶⁷「銀元票」の製造を日本に依頼するため、張之洞は鄺國華を暫く湖北省に帰郷させず、日本で事務処理を行うように命じている。²⁶⁸鄺國華は、錢票の図様、印刷の数、手続費、交付と完成の時間等問題について日本の印刷局と相談している。²⁶⁹光緒 25 年(1899)に「一元」銀元票を 100 万枚導入し、評判が良かったため、光緒 26 年(1900)には 8 万枚の「一元」銀元票、光緒 30 年(1904)に 250 万枚の「一千文」製錢票と光緒 31 年(1905)には 300 万枚の「一兩」銀元票と 20 万枚の「十兩」銀元票を追加した。張之洞が導入した日本製紙幣は商人や人々に非常に歓迎を受け、順調に市場で流通し、²⁷⁰当時湖北省の貨幣混乱と財政危機をある程度で緩和させた。

光緒 26 年(1900)に袁世凱が山東巡撫であった時に、当時の山東省は財政状態が極めて悪化していたのである。さらに義和団事件と庚子事変後にドイツの勢力が山東省に拡大してきた。²⁷¹山東省の経済の発展を促進し、財政の状況を改善し、ドイツの銀元の流通を制止するため、袁世凱は山東省で独自に銀元局を設立させ、銀元を製造することを企図した。1901 年袁世凱は再び朝廷に銀元局の設立を要請した。1896 年にあった初名が山東通済錢局は、1901 年に袁世凱が要請した山東官銀号と改称し、光緒 27 年 10 月に朝廷の許可を受け²⁷²、済南で再編し成立された。

²⁶⁷ 『張之洞全集』河北人民出版社、1998 年 11 月、第 9 冊、電牘 58、第 7699 頁。

²⁶⁸ 『張之洞全集』河北人民出版社、1998 年 11 月、第 9 冊、電牘 58、第 7699 頁。

²⁶⁹ アジア歴史資料センター、外務省外交史料館、B11090620800、(第 38、39 画像)

²⁷⁰ 『張之洞全集』、「札錢拘就近在日本点収頭批銀元票八万張」、第 5 冊、河北人民出版社、1998 年 11 月、3906 頁。

²⁷¹ 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「東省銀元自行設局鑄造片」、上冊、第 310 頁。

²⁷² 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「東省銀元自行設局鑄造片」、上冊、第 310 頁。

この銀元局によって、袁世凱はできるだけ早く紙幣を流通させることを考えたが、その改善策として考えられたのが、張之洞が行ったと同様に、日本へ直接に紙幣の製造を指示し、直接日本政府の印刷局で製造された精緻な紙幣を導入することであった。1901年日本から導入した「拾両」4萬枚、「伍両」6萬枚、「壹両」30萬枚の紙幣が、山東省で流通し大歓迎を受け、²⁷³1902年袁世凱はさらに数量限定であるが、“十両”紙幣を導入したのである。²⁷⁴

光緒26年(1900)の義和団事件の後、辛丑条約によって外国に巨額の賠償金支払いのため、湖南省も70万両に加えて、約240万両の負担が増え、その額は省予算の30%強を占めていた。²⁷⁵この影響を受け多数の錢莊も倒産した。省財政の窮乏とその民衆への転化を主張している俞巡撫は政治的に陳宝箴とともにもとの官錢局を復活することで、財政の建直しをはかった。湖南巡撫俞廉三は、光緒28年(1902)1月、長沙に湖南官錢局の設立を決め、12月に開行とし、光緒29年(1903)に正式的に開業させた。かつての票幣が極めて悪質な印刷であったことが、信用を失う原因の一つであったことから、この時の湖南官錢局は、日本から紙幣を導入することを決めたのである。²⁷⁶湖南省が、日本製紙幣を導入したことは明らかである。光緒28年(明治35、1902)湖南官錢局は洋務總局を通し、日本の印刷局に依頼した25万枚の製錢票、銀元票、銀兩票は、光緒29年(1903、明治36)に順調に導入されたのである。

1901年(光緒25)袁世凱は山東巡撫の時期に、貨幣不足を補うため紙幣を発行するために、日本印刷局に紙幣の製造を依頼し、その導入した日本製紙幣の流通が山東省の金融に役に立ったことであったが、日本製紙幣の導入した成功を見て、袁世凱は直隸總督兼北洋大臣に赴任後、また北洋銀元局のために日本製紙幣の依頼を企図したと考えた。光緒28年(1902)3月袁世凱は北洋官報局を天津に成立させ、同年12月『北洋官報』を発行し、同郷出身の侍郎張孝謙を同局総弁に挙げて、印刷事業を兼営したが、其の銅、石、鉛、写真等各版の職工は日本から雇い、各省の紙幣及び錢鈔を印刷している。²⁷⁷しかしその印刷技術は高いが、紙幣原紙の製造する技術は未熟なため、袁世凱は日本製の紙幣原紙を依頼しようとした。しかし、袁世凱はその紙幣を、そのまま導入するのではなく、紙幣用の原紙の依頼をしているのであった。1905年に袁世

²⁷³ B3.4.3 Ref. B11090620900、(第1—3画像)。

²⁷⁴ “NORTH-CHINA HERALD AND SUPREME COURT & CONSULAR GAZETTE THE WEEKLY EDITION OF THE NORTH-CHINA DAILY NEW”, VOL.LXVIII, NO.1812, SHANGHAI, APRIL.30.1902, p.856, ‘Government Notes in Shantung.’

²⁷⁵ 蔣良騏編、『東華錄』光緒28年7月、中華書局、1980年、第4900頁。

²⁷⁶ 沙偉、「晚清時期湖南官錢局紙幣」、『收藏』、2014年第2期、第98—100頁。

²⁷⁷ 佐久間東山著、石橋秀雄注、『袁世凱伝』、現代思潮社、1985年7月15日、第95頁。

凱は北洋官報局で日本から導入した銅元紙幣原紙90万枚を使って「伍拾枚」、「壹百枚」、「伍百枚」の銅元票を印刷したのである。²⁷⁸発行したとき、市場で流通している制銭が非常に不足しており、一枚の銅元は十文の制銭と兌換できず、銅元票を利用し、補助的に制銭と共に施行され、人々の日常生活が極めて便利になった。²⁷⁹

光緒25年(1899)に広西省で王和順による武装蜂起が拡大し広東省まで波及したが、光緒29年(1903)清政府は岑春煊を両広総督とし、資金を調達させ反乱を鎮圧させた。²⁸⁰しかし当時の広東省の貨幣市場の状況が混乱しており、さらに広東官銀錢局は資金が欠乏していた。そのため、光緒31年(1905)岑春煊は紙幣の発行を企図し、財政困難を緩和する。光緒30年(1904)両広総督岑春煊、広東巡撫張人駿は朝廷に広東官銀錢局の創設を上奏した。広東官銀錢局は資金が欠乏していた状況の下で、官銀元票を発行することを企図した。²⁸¹広東官銀錢局は、多種類の紙幣を発行している。1905年の第二版と第三版の紙幣は、日本政府の印刷局で印刷された。1905年(光緒31)5月に、両広総督岑春煊は欽差大臣楊樞を通じて直接日本政府印刷局に依頼し、銀元票「壹元」を85万枚、「伍元」が13万枚、「拾元」が5万枚を製造した。さらに同年7月「拾元」銀元票が5万枚、「伍元」銀元票が10万枚の製造を追加した。また、1906年(光緒32)には「拾元」銀元票20万枚の製造を依頼した。1907年(光緒33)両広総督周馥も欽差大臣楊樞を直接日本政府印刷局に依頼させ、「壹元」が10万枚、「伍元」が8万枚、「拾元」が15万枚の銀元票の製造を契約したのである。

光緒29年(1903年)11月に広西巡撫李經羲はその混乱貨幣状況を改善するため、桂林釐金総局で広西官銀錢号を成立した。光緒32年(1906年)張鳴岐は広西省の巡撫に就任した。彼は財政金融方面において、イギリス、日本などの国家の銀行の方法を学び、政府の銀行を作り、銀行業務の範囲を拡大することを主張した。光緒34年(1908年)7月1日に張巡撫は清朝廷が頒布した「銀行即例」により、広西官銀錢号を広西銀行と再編し、清朝廷に上奏した。宣統2年(1910年)3月1日広西官銀錢號は正式に「広西銀行」と改称した。広西銀行は運用できる営業資金を充実させ、章程の中には毎年4万両の紋銀の利潤を得る規定を達成するために、「銀行券」いわゆる紙幣の発行を積極的に進めた。その紙幣の発行について、湖広総督張之洞、北洋大臣袁

²⁷⁸ B3.4.3 Ref. B11090615100、(第2、3画像)。

²⁷⁹ 中華紙幣研究論壇、歴代紙幣与外国勢力在華發行紙幣、古代鈔票与清代鈔票、中国嘉徳2013 精品推薦、「光緒三十一年北洋銀元局銅元票」、2013年5月4日。

²⁸⁰ 『申報』、第10909号、1903年9月2日。

²⁸¹ 中華紙幣研究論壇、歴代紙幣与外国勢力在華發行紙幣、古代鈔票与清代鈔票、広東官銀錢局。

世凱などの成功した前例があるため、張巡撫は日本政府の印刷局に紙幣の製造を依頼することを提案した。明治44年4月21日に日本印刷局は、清国広西銀行から「壹圓」50万枚、「五圓」10万枚の紙幣製造の依頼を受け、清国臨時代理公使吳振麟に代わり、当時の広西巡撫沈秉堃と契約し、同年7月14日全ての紙幣を広西銀行に引き渡しを完了した。

二) 上海における信成銀行の発展

1842年にアヘン戦争により清政府が敗北し、江寧(南京)で“中英南京条約”が結ばれ、1843年11月に上海は条約により貿易港として対外的に開放された。列強諸国は経済収奪を強化する一環として、次々に上海で銀行を開設した。1847年にイギリスの東方銀行が開設された後、麦加利銀行と匯豊銀行、ドイツの徳華銀行、日本の横浜正金銀行、ロシアの華俄道勝銀行、フランスの東方匯理銀行、アメリカの花旗銀行、ベルギーの華比銀行、オランダの格蘭銀行などが、上海に本店、支店、支部などを設置した。外国商人による銀行の開設を通じ、中国の政治と経済の方面及び工商金融活動から搾取した権利と利潤は当時中国の見識のある人に“振興実業、首重金融”と感じさせた。他方、上海では中国人により開設された華資銀行が出現した。²⁸²

1905年に無錫出身で実業家兼清政府の商務部三等顧問周廷弼は、商務部に「経商滬埠三十余年、深知商業衰旺之源、每視銀行之挹注以準。滬上銀行林立、其大宗款項存儲固便、而各工人之積有工資、少本經濟者每以未能普及利益為憾。現在滬埠各場工人以及推車扛貨食力之夫不下数十万、人日獲之資所積雖微、存儲無地、不免易于耗散。」²⁸³と報告した。上海において各種の商業銀行があるけれども、民衆の給料を貯蓄するための銀行がない。周は自身が上海で三十余年間の経験により、貯蓄銀行の開設が必要になると考えた。これまでの中国では旧式銀行はすべて商業銀行であり、周が提案した貯蓄銀行はこれまでなかったのである。同時に、その場所を選び、銀行の建物を建築し、株を募集し、積極的に銀行の開設を準備している。しかも、周は日本の長崎、神戸、大阪など日本の各銀行の章程、経営管理方式及び貯蓄銀行の数量を考察し、豊富な銀行学の知識を持っている日本人に教えを請った。また清政府の商務部に「為擬籌資本參酌日本章程、在滬創設儲蓄銀行、以利工業而開風氣、懇請批准立案事」²⁸⁴とする公文を呈上した。その認可を受けると、光緒32年(1906年)に、信成銀行は上海の北市

²⁸² 史思、「上海信成銀行和沈縵雲」、『上海金融』、1990年、第9期。

²⁸³ 許斌、「信成銀行公牘章程規條」、『銀行博物』、上海銀行博物館、2004年、第4輯。

²⁸⁴ 同11。

支店を開業し、営業を試行した。同年、南市で三階建ての洋式銀行が落成した後、銀行業務を正式的に始めた。周廷弼は最初貯蓄銀行を開設するつもりであったが、当時の中国で専門的な貯蓄銀行を開設する条件はまだ未成熟であり、商業兼貯蓄の銀行を開設する必要があると判定した。そのため信成銀行の名前は信成貯蓄銀行から信成商業貯蓄銀行と改称された。

信成銀行は上海初の純粋な民営銀行であり、開口一番“一元で”と口座が開ける銀行となった。それは「本銀行兼辦之儲蓄銀行、系方弁小本經濟及凡農工商食力之夫、積存零星款項而設」²⁸⁵という原則により、一元でも構わずに社会資本を集めたのである。その銀行の章程には「凡有洋銀滿一元以上、無論多寡、無論士農工商、男女老少、均可存儲生息、確實可靠、永保無虞」²⁸⁶と記載され、銀行は富豪者に奉仕するだけでなく、普通の民衆にも使えるようになった。²⁸⁷信成銀行は独特な奉仕理念と社会奉仕の措置によって、市場を勝ち取り、業務が盛んとなり、定期預金量も上昇した。

その情勢により、光緒33年(1907年)に信成銀行は紙幣の発行を始めた。周廷弼は中国の未熟な印刷技術が不安であるとして、日本の印刷技術を選んだ。当時の日本の大蔵省印刷局長得能通昌に連絡し相談した。発行された紙幣の複製を防ぐために、紙幣の表面に君主とか、偉人とかなどの写真を増やして印刷することを決めた。順調に紙幣を発行するために、彼は直接の上司商務部尚書貝子載振に紙幣の表面に載振の画像を印刷することを提案した。載振は「查中国商務疲滯有年、提倡維持責無旁貸、所請亦應照准」²⁸⁸と周廷弼の請求に同意した。

光緒33年(1907年)信成銀行は横式銀元票を発行した。商務部の許可を受け、「奉商部批准有發行鈔票之特權、印造百元、五十元、十元、五元、一元五種鈔票、通行市塵」²⁸⁹と、紙幣発行の特権を得た。当時、中国の印刷技術がまだ未熟であったため、周廷弼は紙幣の印刷制作を日本印刷局に依頼した。²⁹⁰その発行された銀元票は地域により、上海通用銀元票、北京通用銀元票と天津通用銀元票の三種類に分かれていた。地名を除き、形、用紙、票幅、設計、図案、底紋、色彩などは完全に同じになっている。用途により、この銀元票は経理印章と番号を付けている流通票及び経理印章と番号を付けていない非流通票の二種類である。

ここで額面“壹元”、“伍元”、“拾元”の上海通用銀元票を例にして説明する。この銀元票は

²⁸⁵ 吳旦敏、「華商上海信成銀行紙幣」、『錢幣博覽』、2009年、第3期。

²⁸⁶ 許斌、「信成儲蓄銀行存款章程」、『銀行博物』、上海銀行博物館、2004年、第4輯。

²⁸⁷ 王志莘、『中国之儲蓄銀行史』、文海出版社有限公司、1988年、第18、19頁。

²⁸⁸ 同11。

²⁸⁹ 許斌、「上海信成銀行章程」第16節、『銀行博物』、上海銀行博物館、2004年、第4輯。

²⁹⁰ 許斌、「信成銀行公牘章程規條」、『銀行博物』、上海銀行博物館、2004年、第4輯。

紙幣額面の花紋を表面の枠に飾られ、四角に蝶々状の花冠が設計され、上部に二つの龍が一つの玉を挟み、対面する図案であり、下端に篆書による“華商上海信成銀行”となる銀行名がある。その行名の下部は中央に縦書きの金額が両側に発行時間と説明などが書かれ、その内容は右から左まで「大清光緒三十三年正月穀旦」、「憑票即付」、「上海通用銀元」、「祇認票不認人」、「執此為照」、「中国信成銀行洋票永遠通用」等とある。その表面には左側が三階建ての本店で、右側が載振の肖像画であり、肖像画の下に「大清国商部尚書固山貝子銜鎮国將軍載公振」と付けられ、一番下に周廷弼と沈懋昭の印章が押印されている。その裏面は枠に二つの龍が一つの玉を挟む図案を重ねて色刷りされ、中国語と英語の行名、地名及び黒字番号と周廷弼の英語署名等の内容が印刷されている。(下図版参照)



291

²⁹¹ 陸世百、『百草集』、亜州錢幣学会出版社、1999年、第688頁。

第二節 上海における日本製紙幣導入の過程

それでは上海信成銀行はどのように、日本政府の大蔵省印刷局へ紙幣の印刷制作を依頼したのであるか。日本に残された史料から検討してみたい。

光緒33年(1907年)4月21日に清政府の在日大使楊樞は日本の印刷局局長山中亮政に電報を送った。その内容は次のように見られる。

敬啟者前以上海華商信成銀行、擬託貴局製造銀票、曾經敝處與貴局商辦茲已定議、應行訂立合同、當由敝署參贊官盧永銘簽名印、所有一切事項均與本大臣經辦相同、為此佈達即希貴局長查照為荷、順恭時祉²⁹²

出使大臣楊樞

印刷局長山中亮政殿

光緒三十三年四月二十一日

上記のように、楊樞は上海華商信成銀行(以降は上海信成銀行と省略)が日本印刷局に紙幣を印刷制作する依頼した件に関することを山中亮政に電報を送った。参事官盧永銘は責任者として、双方の契約の相談、重要な書類の署名部分などの具体的な事情を担当している。

山中亮政はその紙幣の印刷制作の依頼のを知り、直ちに当時の日本内閣総理大臣に書簡を送った。内容は「上海華商信成銀行銀票製造ニ関スル契約書案ノ件」であり、以下のようにある。

上海華商信成銀行壹元銀票四萬枚、同伍元銀票九萬貳千枚、同拾元銀票參萬枚、製造方依頼有之候ニ付、別紙之通、清国公使館參贊官盧永銘ト契約書取換ノ上、製造致度、此段相伺候也²⁹³

印刷局長山中政亮

²⁹² アジア歴史資料センター、国立公文書館、A04010119500、(第5画像)。

²⁹³ JACAR Ref. A04010119500、(第1—2画像)。

内閣総理大臣

明治四十年六月五日

上海信成銀行が日本印刷局に“壹元”四万枚、“伍元”九万二千枚、“拾元”三万枚の銀元票の印刷制作を依頼した。その件について、明治40年(光緒33年、1907年)6月5日に山中政亮は内閣総理大臣に書簡で報告した。この日中双方の契約書を結んだのは清政府の参事官盧永銘が全権としてであった。

契約を結んだ上海信成銀行と日本印刷局は明治40年(光緒33年、1907年)6月13日に正式的に契約書を作成した。その契約案文は以下のようにならる。

大清帝国公使館参贊官盧永銘、上海華商信成銀行総理周廷弼ニ代リ、大日本帝国政府印刷局長山中政亮ノ間ニ於ケ、上海華商信成銀行壹元銀票四萬枚、同伍元銀票九萬貳千枚、同拾元銀票參萬枚ノ製造ヲ為ス、契約ヲ商定シ、其條項ヲ左ニ列ス：

第一條 参贊官盧永銘、上海華商信成銀行総理周廷弼ニ代リ、上海華商信成銀行壹元銀票四萬枚、同伍元銀票九萬貳千枚、同拾元銀票參萬枚ノ製造ヲ、印刷局長山中政亮ニ依頼セリ

第二條 印刷局ニ於テ、製造シタル壹元伍元拾元銀票ノ下圖ニ、参贊官盧永銘ノ調印シタルモノヲ以テ、製造ノ定準トシ、用紙ハ、三種共華商信成銀行ノ六字ヲ漉込ミ、紙質及厚サハ、曾テ印刷局ニ於テ、製造シタル湖北官錢局壹千文錢票用紙ニ倣フ、但壹元及拾元銀票裏面ノ文字ハ、金額文字ヲ除ク外伍元銀票ニ同シ

第三條 印刷局長ハ第二條ノ下圖ニ依リ、其色彩ヲ選定シ、文字ト共に之ヲ試刷シ、参贊官盧永銘ニ示シ、其校正ヲ受ケタルモノヲ確實ナルモノトス

第四條 印刷局長ハ第二條ニ據リ、壹元銀票四萬枚、伍元銀票九萬貳千枚、拾元銀票參萬枚ヲ製造シ、製造済ノ上、之ヲ参贊官盧永銘ニ東京印刷局構内ニ於テ、引渡スヘシ

第五條 壹元銀票四萬枚ノ製造代價ハ日本金貨貳千六百圓、即チ壹枚ニ付金六錢五厘、伍元銀票九萬貳千枚ノ製造代價ハ日本金貨六千四百四拾圓、即チ壹枚

ニ付金七銭、拾元銀票參萬枚ノ製造代價ハ日本金貨參千圓即チ壹枚ニ付金拾錢ト定ム、但本文ノ代價ハ印刷局長ニ支拂フ分ノミニシテ、荷造及逋送費ハ包含セス

第六條 印刷局長ハ銀票ヲ製造シ、伍元銀票ハ明治四十年十一月一日ヨリ十二月二十八日、壹元銀票ハ、明治四十一年一月十日ヨリ二月二十八日、拾元銀票ハ同年五月十五日ヨリ六月三十日迄ニ、悉皆引渡ヲ了スヘシ、但至急ヲ要スル、日本帝国政府ノ製品輻輳セシ場合、又ハ天災其他避ケヘカラサル事故アルトキハ、本文引渡期日ヲ変更スルコトアルヘシ

第七條 參贊官盧永銘ハ、印刷局長ヨリ銀票引渡期日ノ通知ヲ受ケタルトキハ、七日以内ニ、自己ノ記名調印セル、受取証書ト引換ニ、現品ヲ引取ルヘシ

第八條 印刷局長ハ現品ヲ引渡シタル後ニ、員数ノ過不足其他損傷等アルモ、其責ニ任セサルヘシ、若シ印刷局内ノ工匠ニシテ、私造若クハ超過印刷等ノアリテ、周廷弼ニ於テ、發見シ印刷局長ニ、其取調ヲ請求シタルトキハ、印刷局長ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第九條 參贊官盧永銘ハ、銀票ノ引渡ヲ受ケ、其員数ニ該當スル製造代價ノ請求アリタルトキハ、三日以内ニ、其代價ヲ印刷局長ニ支拂フスヘシ

第十條 銀票ノ原版ハ製造完結ノ後第七條ノ手續ニ據リ引渡スヘシ

第十一條 參贊官盧永銘ニ於テ、銀票ノ製造中止ヲ申込タルトキハ印、刷局長ハ其事情止ムヲ得サルモノト認ムルトキニ限り、其申込ニ應スルコトアルヘシ

第十二條 印刷局長ハ、前條ノ製造中止ヲ承諾シタルトキハ、該製造ニ要シタル、一切ノ費用ヲ精算シテ、參贊官盧永銘ニ賠償ヲ求め、同參贊官ハ其請求金額ヲ三十日以内ニ、印刷局長ニ支拂フスヘシ、但本文ノ場合ニ於テ、印刷局長ハ銀票ノ用紙及印刷済ノ銀票其他製造中ノ紙ニ製造ノ原料ハ均シク、第七條ニ照シ、悉ク引渡スヘシ、

右ノ證據トシテ、互ニ日本文清国各貳通ニ記名調印スルモノナリ

大日本帝国明治四十年六月十三日即チ

大清国光緒三十三年五月初三日

上海華商信成銀行から「壹元」四万枚、「伍元」九万二千枚、「拾元」三万枚の銀元票の印刷制作の依頼があった。日本政府印刷局局長山中亮政は上海信成銀行社長周廷弼に代わり、清政府の参事官盧永銘と商談した後、契約書を1907年6月13日(光緒33年5月初3、明治40年6月13日)付で東京の印刷局において作成した。契約書は12条からなる。

第一条は、参事官盧永銘が上海信成銀行社長周廷弼に代わり、上海信成銀行から依頼された「壹元」四万枚、「伍元」九万二千枚、「拾元」三万枚の銀元票の印刷制作を印刷局局長山中亮政に依頼すること。

第二条は、印刷局において、製造される「壹元」「伍元」「拾元」銀元票の下図に、参事官盧永銘の調印するものを以って、製造の定准とした。用紙は三種類ともに、華商信成銀行の文字を漉き込み、紙質及び厚さはかつて印刷局において、製造された湖北官錢局壹千文錢票用紙に倣い、但し「壹元」と「拾元」銀元票の裏面の文字は、金額文字を除き、他は「伍元」銀元票と同じとされた。

第三条は、印刷局長は第二条の下図に依り、その色彩を選定し、文字と共にこれを試刷し、参事官盧永銘に示し、その校正を受け取るものを確實できるものとする。

第四条は、印刷局長は第二条に依り、「壹元」四万枚、「伍元」九万二千枚、「拾元」三万枚の銀元票を製造し、製造済みの上、これを参事官盧永銘に東京印刷局構内において、引き渡すこと。

第五条は、「壹元」銀元票四万枚の製造代価を日本金貨で貳千六百圓、即一枚に付き金六錢五厘となり、「伍元」銀元票九万二千枚の製造代価を日本金貨で六千四百四十圓、即一枚に付き金七錢となり、「拾元」銀元票三万枚の製造代価を日本金貨で三千圓、即一枚に付き金十錢の割合と定める。但し、本契約書の代価は印刷局長に支払う分のみにして、荷造及び郵送費を包含するものとする。

第六条は、印刷局長は銀元票を製造し、「伍元」銀元票は明治40年11月1日より12月28日まで、「壹元」銀元票は明治41年11月10日より翌年2月28日まで、「拾元」銀元票は明治41年5月15日より6月30日までに、東京印刷局構内において引渡しする。但し、緊急を要す

²⁹⁴ JACAR Ref. A04010119500、(第2—5画像)。

る際、日本帝国政府が製造品を輸送する場合また、天災そのほか避けらざる事故がある時は、引渡期日を変更する場合があること。

第七条は、参事官盧永銘は印刷局長より銀元票の引渡す期日の通知を受け、七日以内に自己の記名を調印した受取証書を持参し、その受取証書を引渡し、現品を引き取ること。

第八条は、印刷局長は現品を引渡した後、その枚数の不足及び他の損傷等が発生する場合、その責任を引き受ける。しかし、印刷局内の工匠にして、私造若くは超過印刷などがあり、周廷弼が発見したら、印刷局長にその取調べを請求する時、印刷局長はこれを断ることを得ないとする。

第九条は、参事官盧永銘は銀元票の引渡しを受け、その枚数に該当する製造代価を請求された時、三日以内にその代価を印刷局長に支払うべきであること。

第十条は、銀元票の原版は製造の完結後、第七条の手續きに抛り、引渡すべきこと

第十一条は、参事官盧永銘は銀元票の製造中止を申込み時、印刷局長はその事情を止めるのを得ざることを認める限りにおいて、その申込みに応えること。

第十二条は、印刷局長は前条の製造中止を承諾した時、該製造に要する一切の費用を精算し、参事官盧永銘に賠償を求め、同参事官はその請求された金額を30日以内に印刷局に支払うべきこと。但し、本契約書の場合において、印刷局は銀元票の用紙及び印刷済みの銀元票、また製造中の紙張並びに製造の原料は均しく、第七条に照し、悉く引渡すことである。以上を証拠として、相互に日中文各2通に記名し調印されたのである。

その製造された銀元票は上海まで運ばれ、順調に市場に流通し、商人や民衆に大歓迎された。そのため、1908年9月10日(光緒34年、明治41年)上海信成銀行は日本印刷局に紙幣の印刷制作を追加した。「上海華商信成銀行銀票製造ニ関スル契約書案ノ件」に以下のように記載されている。

明治四十一年九月十日 上海華商信成銀行銀票製造ニ関スル契約書案伺

上海華商信成銀行、上海天津北京通用壹元銀票総計三十六萬枚、同伍元銀票七萬八千枚、同拾元銀票四萬七千枚、製造方依頼有之候ニ付、別紙之通、清国公使館参贊官盧永銘ト契約書取換ノ上、製造致旨、此段相成候也²⁹⁵

²⁹⁵ JACAR Ref. A040101154500、(第1、2画像)。

上海信成銀行は日本印刷局に上海、天津や北京三種類の通用銀元票「壹元」三十六万枚、「伍元」七万八千枚、「拾元」四万七千枚の印刷制作を依頼した。その件について、参事官盧永銘は全権として日本の方面と契約した。契約書の内容は以下のようにある。

大清帝国公使館参贊官盧永銘、上海華商信成銀行総理周廷弼二代り、大日本帝国政府印刷局長神野勝之助トノ間ニ於テ、上海華商信成銀行ノ銀票参種総計四拾八萬參千枚ノ製造ヲ為ス、契約ヲ商定シ、其條項ヲ左ニ列ス：

第一條 参贊官盧永銘、上海華商信成銀行総理周廷弼二代り、上海華商信成銀行上海通用壹元銀票貳拾參萬枚、天津通用ノ分五萬枚、北京通用ノ分八萬枚、同上海通用伍元銀票參萬九千枚、天津通用ノ分貳萬九千枚、北京通用ノ分壹萬枚、同上海通用拾元銀票壹萬七千五百枚、天津通用ノ分貳萬五百枚、北京通用ノ分七千枚ノ製造ヲ、印刷局長神野勝之助ニ依頼セリ

第二條 上海通用壹元銀票、伍元銀票、拾元銀票ハ上海華商信成銀行ヨリ印刷局ニ送付シタル原版ニ依リ、去ル明治四十年六月十三日付契約ニ基キ、製造シタル壹元銀票伍元銀票及拾元銀票ヲ以テ、製造ノ定準トス、但天津通用壹元銀票、伍元銀票、拾元銀票及北京通用壹元銀票、伍元銀票、拾元銀票ハ其模様彩紋色彩及用紙ハ、本文上海通用銀票ト同一ニシテ、表裏ノ文字ノモ別紙ノ原稿ニ依ルモノトス

第三條 印刷局長ハ前條天津及北京通用ノ各銀票版面出来ノ上ハ、之ヲ試刷シ、参贊官ニ示シ、其校正ヲ受ケタルモノヲ確實ナルモノトス

第四條 印刷局長ハ第二條ニ據リ、上海天津及北京通用ノ壹元、伍元、拾元銀票総計四拾八萬參千枚ヲ製造シ、造済ノ上、之ヲ参贊官ニ東京印刷局構内ニ於テ、引渡スヘシ

第五條 上海、天津及北京通用ノ壹元銀票合計參拾六萬枚ノ製造代価ハ、日本金貨五千參百四圓、即チ壹枚ニ付金六錢八厘、同拾元銀票合計四萬五千枚ノ製造代價ハ、日本金貨四千五拾圓即チ壹枚ニ付金九錢ト定ム、但本文ノ代價ハ、印刷局長ニ支フ分ノモニシテ、荷造及遞送費ハ包含セス

第六條 印刷局長ハ銀票ヲ製造シ、明治四十二年一月十五日ヨリ三月三十一迄ニ、悉皆引渡ヲ了スヘシ、但至急ヲ要スル、日本帝国政府ノ製造品輻輳セン場合又ハ天災其他避クヘカラサル事故アルトキハ、本文引渡期日ヲ変更スルコトアルヘシ

第七條 參贊官ハ印刷局長ヨリ、銀票引渡期日ノ通知ヲ受ケタル付ハ、七日以内ニ、自己ノ記名調印セル、受取証書ト引換ニ現品ヲ引取ルヘシ

第八條 印刷局長ハ現品ヲ引渡シタル後に、員数ノ遇不足其他損傷等アルモ、其責ニ任セサルヘシ、若シ印刷局内ノ工匠ニシテ、私造若クハ超過印刷等ノアリテ、周延彌ニ於テ発見シ、印刷局長ニ其取調ヲ請求シタル付ハ、印刷局長ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第九條 參贊官ハ銀票ノ引渡ヲ受ケ、其員数ニ、該當スル製造代価ノ請求アリタルキハ、三日以内ニ、其代価ヲ印刷局長ニ支拂フヘシ

第十條 銀票ノ原版ハ製造完結ノ後、第七條ノ手續ニ據リ、引渡スヘシ

第十一條 參贊官ニ於テ、銀票ノ製造中止ヲ申込ムルトキハ、印刷局長ハ、其事情止ムヲ得サルモノト認ムルトキニ限り、其申込ニ應スルコトアルヘシ

第十二條 印刷局長ハ前條製造中止ヲ承諾シタル付ハ、該製造ニ要シタル一切ノ費用ヲ精算シテ、參贊官ニ賠償ヲ求め、同參贊官ハ、其請求金額ヲ三十日以内ニ、印刷局長ニ支拂フヘシ、但本文ノ場合ニ於テ、印刷局長ハ銀票ノ用紙及印刷済ノ銀票、其他製造中ノ紙並ニ、製造ノ原料ハ均シク、第七條ニ照シ、悉ク引渡スヘシ

第十三條 參贊官若シ東京ニ不在ナル付ハ、代理人ヲ定め、書面ヲ以テ、直チニ印刷局長ニ通知シ、置キ製造物品及代金ノ授受其他本件ニ兼スル、一切ノ事項ヲセシムヘシ

右之証拠トシテ互イニ日本文清国文各參通ニ記名調印スルモノナリ

大日本帝国明治四十一年九月二十二日 即チ

大清帝国光緒三十四年八月二十七日

東京印刷局ニ於テ之ヲ作ル²⁹⁶

²⁹⁶ JACAR Ref. A040101154500、(第 1、2 画像)。

1908年(光緒34年、明治41年)大清帝国公使館の参事官盧永銘は印刷局局長神野勝之助と13条の契約書により契約した。

第一条は、参贊官盧永銘は上海信成銀行社長周廷弼に代り、上海通用の「壹元」銀元票が23万枚、天津通用の分が5万枚、北京通用の分が8万枚、及び上海通用の「伍元」銀元票が3万9千枚、天津通用分の2万9千枚、北京通用分の1万枚、及び上海通用「拾元」銀元票が1万7千5百枚、天津通用分の2万5百枚、北京通用分の7千枚の製造を印刷局長神野勝之助に依頼する。

第二条は、上海通用「壹元」銀元票、「伍元」銀元票、「拾元」銀元票は上海信成銀行より印刷局に送付した原版により、去る明治四十年六月十三日付契約に基き、製造した「壹元」銀元票「伍元」銀元票及「拾元」銀元票を以って、製造の定準とし、但し天津通用「壹元」銀元票、「伍元」銀元票、「拾元」銀元票及北京通用「壹元」銀元票、「伍元」銀元票、「拾元」銀元票はその模様、彩紋、色彩及用紙は、本契約書の上海通用銀票と同一にして、表裏の文字のも別紙の原稿に依るものとする。

第三条は、印刷局長は前條天津及北京通用の各銀元票の版面が出来た上はそれを試刷し、参事官に示し、その校正を受け取ることと確実にするものとする。

第四条は、印刷局長は第二條に依り、上海天津及北京通用の「壹元」、「伍元」、「拾元」銀元票総計四拾八万三千枚を製造し、造済の上、それを参事官に東京印刷局の構内において、引渡すべきとする。

第五条は、上海、天津及北京通用の「壹元」銀元票合計三拾六万枚の製造代価は、日本金貨五千三百四圓、即ち一枚に付き金六錢八厘となり、同「拾元」銀元票合計四万五千枚の製造代價は、日本金貨四千五拾圓、即ち一枚に付き金九錢と定める。但し、本契約書の代價は印刷局長に支払う分のみにして、荷造及び郵送費を包含するものとする。

第六条は、印刷局長は銀元票を製造し、明治42年1月15日より3月31日までに、悉く皆引渡すべきであること。但し、緊急を要する際、日本帝国政府が製造品を輸送する場合また、天災その他避けらざる事故がある時は、本契約書の引渡期日を変更する場合があること。

第七条は、参事官は印刷局長より銀元票の引渡す期日の通知を受け、七日以内に自己の記名を調印した受取証書を持参し、その受取証書を引渡し、現品を引き取ること。

第八条は、印刷局長は現品を引渡した後、その枚数の不足及び他の損傷等が発生する場合、

その責任を引き受ける。しかし、印刷局内の工匠にして、私造若くは超過印刷などがあり、周廷弼は発見したら、印刷局長にその取調べを請求する時、印刷局長はこれを断ることを得ないとする。

第九条は、参事官は銀元票の引渡しを受け、その枚数に該当する製造代価を請求された時、三日以内にその代価を印刷局長に支払うべきでこと。

第十条は、銀元票の原版は製造の完結後、第七条の手続きに抛り、引渡すべきこと。

第十一条は、参事官盧永銘は銀元票の製造中止を申込む時、印刷局長はその事情を止めるのを得ざることを認める限りにおいて、その申込みに応えること。

第十二条は、印刷局長は前条の製造中止を承諾した時、該製造に要する一切の費用を精算し、参事官盧永銘に賠償を求め、同参事官はその請求された金額を30日以内に印刷局に支払うべきであること。但し、本契約書の場合において、印刷局は銀元票の用紙及び印刷済みの銀元票、また製造中の紙張並びに製造の原料は均しく、第七条に照らし、悉く引渡すべきこと。

第十三条は、参事官はもし東京に不在になる場合、代理人を定め、書面を以って、直ちに印刷局長に通知し、置き製造物品及代金の授受及び本件を兼ね、一切の事項をするべきである。以上を証拠として、相互に日中文各2通に記名し調印されるものとする。

契約書通りに、1908年(光緒34年、明治41年)大清帝国公使館の参事官盧永銘は上海信成銀行社長周廷弼に代わり、上海信成銀行から総計483000枚の上海、天津や北京通用の三種類の銀元票の印刷制作を印刷局局長神野勝之助に依頼した。

この三種類の地名入りの銀元票が上海まで輸送され、市場に流通した時、民衆は「壹元」上海銀元票の額面金額を勝手に「伍元」に消して書き直した不法行為があった。そのため、宣統三年(1912年)三月三日に上海「申報」で“信成銀行一元錢票另加記識廣告”²⁹⁷、と新印された「壹元」銀元票の正面に丸が付きの赤字“壹”と“圓”を加印されたという広告が出て、旧紙幣を使用する人達に三月十日から新紙幣交換するように知らせた。次の図1がその事実を示したものである。

²⁹⁷ 『申報』、宣統三年、三月初三。



(図 1)²⁹⁸



(図 2)²⁹⁹

この赤字付きの銀元票は信成銀行が光緒 34 年(1908 年)に発行したものであるが、この報道から宣統三年(1912 年)まで市場に流通していたということが分かる。それに、光緒 33 年(1907 年)に発行された銀元票は民国 2 年(1913 年)までも流通していた。その「拾元」天津銀元票は赤印鑑で正面に“大清光緒三十三年”年を“中華民國貳”年に押印され、人像の上に“此票改作南京通用銀元、由南京信成銀行兌換”という内容を二列に分けて押印されていた。(図 2 参照)実は人像の上に印鑑を押印することは不法行為であるが、その時すでに民国時期となったため、清国は存在せず、特に不法ではなかった。

²⁹⁸ 叶世昌、「清末上海の本国銀行」、『錢幣博覧』、2009 年、第 4 期。

²⁹⁹ 同 26。

小結

1870年代以降、とりわけ甲午戦争以後、清政府は不平等条約により、巨額の負債を抱え財政困難となり、経済的に資金の供求を求め、新式銀行の融資機能に着目した。民族産業を振興するため、一部分の政府役人、知識人は本国の工業と商業の発展に金融の奉仕を提供する新式銀行の創設を發議した。光緒 32 年(1906 年)に信成銀行は上海で設立された最初の純粋な民営銀行である。最初は信成貯蓄銀行と呼ばれ、商業銀行の業務が増加してから、信成商業貯蓄銀行と改称された。清末に紙幣の発行権を持った少数銀行の中の一つである。光緒 33 年(1907 年)信成銀行は横式銀元票を発行したが、地域により、上海、天津、北京三種類の通用銀元票を発行し、原版は日本の印刷局により印刷制作されたものであった。

上述のように、上海信成銀行は日本から日本製紙幣の導入を企図した経緯並びに、日本の印刷局に日本製紙幣の印刷制作を依頼したことを明らかにした。とくに日中双方の往来書簡及び日本の外務省外交史料館に残された明治 40 年、41 年の「上海華商信成銀行銀票製造ニ関スル契約書案ノ件」などの契約書の案文から、上海信成銀行は 1907 年に日本印刷局に、「壹元」4 万枚、「伍元」9 万 2 千枚、「拾元」3 万枚の銀元票の印刷制作を依頼したが、されに翌 1908 年に日本印刷局に紙幣の印刷制作を追加し、上海、天津や北京三種類の通用銀元票「壹元」36 万枚、「伍元」7 万 8 千枚、「拾元」4 万 7 千枚の印刷制作を依頼したことを明らかにした。これらの日本で印刷制作された銀元票は上海まで輸送され、市場に流通した。その過程に、民衆は銀元票の額面の金額を勝手に消して書き直した不法行為が見られ、“天津”銀元票は赤印鑑で正面に“南京”通用に押印されたとかの事情があったが、宣統時期、民国時期までに順調に流通していた。その紙幣は短期間であったが中華民国時代になっても使用されていた。

このように、上海では清朝の崩壊直前の一時期ではあったが、湖北省、山東省、湖南省、直隸省(旧時の呼称)、広東省、広西省に次いで、7 番目に日本製紙幣を導入したのである。

結論

清末の幣制改革の中で、最初に改革を行った人物が張之洞であった。1899年湖北省において、混乱する幣制を安定させる方法として、張之洞は、日本の明治政府の大蔵省印刷局から光緒25年(1899)に「一元」銀元票を100万枚、光緒26年(1900)には8万枚の「一元」銀元票、光緒30年(1904)に250万枚の「一千文」製錢票と光緒31年(1905)には300万枚の「一兩」銀元票と20万枚の「十兩」銀元票の日本製紙幣を導入した。この影響は全土に波及し、続いて同じような日本製紙幣を導入したのが袁世凱であった。彼は、光緒27年(1901)に山東省で銀票の「拾兩」4万枚、「伍兩」6万枚、「壹兩」30万枚の日本製紙幣を導入し、山東省で流通させ大歓迎を受け、さらに1902年にはさらに数量限定ではあるが、「十兩」紙幣を導入した。直隸総督になった袁世凱は、直隸省で日本製紙幣の導入を考えたと思われる。しかし、首都北京を管轄する関係で体面を考えたためか、紙幣を製造する原紙のみを導入した。つまり、1905年に日本から導入された90万枚の原紙を使い、「伍拾枚」、「壹百枚」、「伍百枚」の銅元票を天津において印刷したのである。ついで俞廉三は、1903年に湖南省で25万枚の日本製制錢票、銀元票、銀兩票を円滑に導入した。また、1905年に広東省で兩広総督岑春煊は、日本製銀元票「壹元」85万枚、「伍元」13万枚、「拾元」5万枚を導入した。さらに、同年7月銀元票「拾元」5万枚、「伍元」10万枚の製造を追加した。加えて、1906年(光緒32)には「拾元」日本製銀元票20万枚を導入した。さらに、1907年(光緒33)に広東省で新任兩広総督周馥も、「壹元」10万枚、「伍元」8万枚、「拾元」15万枚の日本製銀元票を導入した。1907年には周廷弼が、上海で「壹元」4万枚、「伍元」9万2千枚、「拾元」3万枚の日本製銀元票を導入したが、1908年に上海、天津や北京で三種類の通用銀元票「壹元」36万枚、「伍元」7万8千枚、「拾元」4万7千枚を追加し導入した。1910年に広西巡撫になった張鳴岐は1911年に広西省で日本製銀元票の「壹圓」50万枚、「伍圓」10万枚を導入した。これらの地域は、沿海沿江などの経済活動が活発な地域であったが、西北内陸部で経済活動が停滞していた地域ではこのような傾向は見られなかった。当時、中国全23省の内の7省が導入したことになる。つまり、省の約三分の一が導入したのである。

清政府が崩壊した後、中華民国が成立した。一部の日本製紙幣は、国家の体制が改変された中華民国においても使用され、民国2年(1913年)まで使われていたのである。新政府は

1930年代に財政上の大改革を行ったが、日本の外務省情報部は次のように述べている。

1936年において、新幣制実施の第一年として中国の財政にとって頗る重大な時期にあったものであった。新幣制は一種の管理通貨で、銀弗銀塊の通用を禁止し中央、中国、交通の三銀行紙幣を法貨として強制通用力を附興したものであったが、銀との兌換は認めず、銀は国有とし発行準備管理委員會を設け、私有の銀貨、銀塊は新紙幣との強制交換を命じ、これを発行準備管理委員會に交付せしめるものであった。四月三日の中国銀行總會の席上において宋子文は昨年の財政事情及新幣制の成功についての中で、これら新幣制の効果は、農村の農作にもよるが、尚政府部内に於ける誤解が不当に誇張されたものであったことをも証明しているのである。民衆をして伝統的な銀に対する崇拜心を捨てしめることが出来たのであり、民衆の信頼もこの新幣制成功の一つの原因でもあった。若しくは民衆の信頼がなかったならば、当局が如何に財源を豊富に持っていたとしても通貨の安定を維持することは不可能であった³⁰⁰。

結局は、決定的な成果は見られなかったにせよ、清末における幣制混乱の中で、明治政府の大蔵省印刷局製造の日本製紙幣と原紙は、1899年から1913年まで約15年間にわたり、中国経済の貨幣制度を安定させるために使用されていたのである。この15年間に、紙幣の使用に対する民衆の信頼が高まったため、その大改革中に、通貨の安定を維持することに役に立ったと言える。

以上のように、本論文は、これまであまり論じられてこなかった清末における幣制改革を遂行する過程に関して、日本製紙幣と原紙が導入された事実について、数値を挙げて実証的に解明した。そして、清末に導入された日本製紙幣と原紙は、混乱する清末の貨幣制度に対して、大きな一助となったことは確かである。旧来中国では、銀地金や銀貨、銅貨、布貨・竹貨などの簡易紙幣、商会・商人・錢莊の発行する手形・小切手などが貨幣として使われていた。しかし、清末において、中央政府や地方政権による幣制改革によって、紙幣は貨幣の代わりに、徐々に市場に流通するようになっていた。そうした期間に、民衆は銀に対する崇拜心を徐々に捨て、紙幣の利用を受け入れ始めた。要するに、清末における幣制改革は、民衆の信頼を徐々に獲得しながら、政府が金属貨幣本位を脱却し、通貨の価値を統制することに成功した注目すべき改革で

³⁰⁰ 「幣制改革第一年に於ける支那の金融財政状態」、『官報』附録週報、第三十號、昭和十二年五月十二日、19頁、第27頁。

あったと言えるのである。

参考文献

「史料」

- 1 “NORTH-CHINA HERALD AND SUPREME COURT & CONSULAR GAZETTE THE WEEKLY EDITION OF THE NORTH-CHINA DAILY NEW”, VOL. LXVIII, NO. 1812, SHANGHAI, APRIL. 30. 1902, p. 856, ‘Government Notes in Shantung.’
- 2 『湖北錢幣博物館藏品選』、文物出版社、2013 年。
- 3 アジア歴史資料センター、国立公文書館。
- 4 アジア歴史資料センター、外務省外交史料館。
- 5 近代デジタルライブラリー、印刷局長年報書。
- 6 「幣制改革第一年に於ける支那の金融財政状態」、『官報』附録週報、昭和 12 年。
- 7 「南海先生四上書記」、『時務報』、1896 年。
- 8 中国近代史資料叢刊、『戊戌変法』 2
- 9 中華紙幣研究論壇、歴代紙幣与外国勢力在華発行紙幣、古代鈔票与清代鈔票。
- 10 『申報』、第 10506 号、1890 年;第 10909 号、1903 年。

「研究書」

- 1 『支那經濟全書』、東亜同文会編纂、1908 年。
- 2 張家驥、『中華幣制史』、鼎文書局、1925 年。
- 3 中国人民銀行、『中国近代貨幣史資料』、中華書局、1964 年。
- 4 沈祖憲、『養壽園奏議輯要』、台湾文海出版社、1967 年。
- 5 石毓符、『中国貨幣金融金略』、天津人民出版社、1984 年。
- 6 佐久間東山、『袁世凱伝』、現代思潮社、1985 年 7 月。
- 7 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、天津古籍出版社、1987 年。
- 8 『張文襄公全集』、河北人民出版社、1998 年 9 月。
- 9 朱信泉、『民国人物伝 第 7 卷』、中華書局、1993 年。
- 10 柏文、『百草集』、亜洲錢幣出版社、1999 年 9 月。

- 11 吳志輝、肖茂盛、《廣州貨幣三百年》、廣東人民出版社、1990 年
- 12 楊端六、《清代貨幣金融史稿》、武漢大學出版社、2007 年。
- 13 張宏彥、《中國近代金融業開放》、中國財政經濟出版社、2009 年。
- 14 汪敬虞、《外國資本在近代中國的金融活動》、人民出版社、1999 年。
- 15 劉志英、《近代上海華商證券市場研究》、學林出版社、2004 年。
- 16 陸世百、《百草集》、重慶錢幣學會出版社、1999 年。
- 17 葉世昌、《中國金融通史(第一卷)》、中國金融出版社、2002 年。
- 18 魏建猷、《中國近代貨幣史》、群聯出版社、1995 年。
- 19 陳度、《中國近代幣制問題匯編》、上海瑞華印務局、1932 年。
- 20 馬士著、張匯文等譯、《中華帝國對外關係史》新知三聯書店、1957 年。
- 21 汪輝祖、《病榻夢痕錄》、廣文出版社、1971 年。
- 22 耿愛德著、蔡百受譯、《中國貨幣論》、商務印書館、1929 年。
- 23 景復朗、《中國貨幣和金融政策》、ハーバード大學出版社、1965 年。
- 24 繆梓、《繆武烈公遺集》、成文出版社、1968 年。
- 25 袁遠福、《中國金融簡史》、中國金融出版社、2005 年。
- 26 王茂蔭、《論大錢利幣》、中國金融出版社、1964 年。
- 27 張宏彥、《中國近代金融業開放》、中國財政經濟出版社、2009 年。
- 28 孫健、《中國經濟史—近代部分(1840—1949)》、中國人民大學出版社、1989 年。
- 29 曾國荃、《湖南通志》、上海古籍出版社、1990 年。
- 30 《光緒實錄》、新文豐出版公司、1978 年。
- 31 《湖南歷史資料》、湖南人民出版社、1958 年。
- 32 蔣良騏、《東華錄》、中華書局、1980 年。
- 33 梁啟超、《飲冰室合集》、中華書局、1970 年。
- 34 許光、梁直、《清代舊紙幣圖錄》、黑龍江人民出版社、2005 年。
- 35 王志莘、《中國之儲蓄銀行史》、文海出版社有限公司、1988 年。
- 36 胡適、《湖南之金融》、湖南經濟調查所、1934 年。
- 37 汪叔子、張求會、《陳寶箴集》、中華書局、2005 年。
- 38 母井義雄、宮本常一、宮本又次、由井常彥、《製紙幣の 100 年》、本州製紙株式會社、1973 年。

「研究論文」

- 1 黒田明伸、「清末湖北省における幣制改革」、『東洋史研究』、1982年。
- 2 劉四平、李細珠「張之洞与晚清貨幣改革」、『歷史档案』、2002年。
- 3 吳籌中、「湖北銀元局與北洋銀元局發行的紙幣」、「中国錢幣」、1993年。
- 4 肖茂盛、「張之洞的幣制改革」、「四川師範大學學報(哲學社會科學版)」、1999年。
- 5 沈飛、「清末山東省鑄造的銅元」、『收藏』、2016年。
- 6 李守良、「袁世凱与直隸新政中的財政運作(1901—1907)」、「華中師範大學」、2013年。
- 7 沙偉、「晚清時期湖南官錢局紙幣」、『收藏』、2014年。
- 8 林麗月、「釐金與清末湖南省的財政」、「國立台灣師大歷史學報」。
- 9 叶世昌、「廣東、湖北龍洋的鑄造、流通及其歷史地位」、「中国錢幣」、2010年。
- 10 叶世昌、「廣東初鑄銀元史料钩沉」、「中国錢幣」、2009年。
- 11 陳春声、「清代廣東的銀元流通」、「中国錢幣」、2009年。
- 12 譚玉龍、「晚清時期廣西貨幣體系狀況概述」、「黑龍江史志」、2015年。
- 13 鄭家度、「論旧廣西銀行的產生、發展和消亡」、「廣西農村金融研究」、1985年。
- 14 鄭家度、「廣西近百年来貨幣演變史之一」、「學術論壇」、1979年。
- 15 鄭家度、「廣西近百年来貨幣演變史之二」、「學術論壇」、1979年。
- 16 陽福明、「烏龍票与清末廣西銀行」、『廣西金融研究』、2002年。
- 17 王允庭、「浅析上海信成銀行紙鈔版式」、『錢幣博覽』、2011年。
- 18 許斌、「信成銀行公牘章程規條」、『銀行博物』、上海銀行博物館、2004年。
- 19 巫雲仙、「論匯豐銀行与近代中国金融制度的變革」、『南開經濟券研究』、2005年。
- 20 吳旦敏、「華商上海信成銀行紙幣」、『錢幣博覽』、2009。
- 21 趙伊、「天津近代造幣業」、『中国金融』印刷版、2004年。
- 22 章宗元、「中国泉幣沿革」、北京、經濟學會、1915年。
- 23「南海先生四上書記」、『時務報』、1896年。
- 24 戴建兵、「山東近代私票小史」、『山東文獻』、1988年。
- 25 史思、「上海信成銀行和沈縵雲」、『上海金融』、1990年。
- 26 叶世昌、「清末上海的本國銀行」、『錢幣博覽』、2009年。

研究業績

1、学術雑誌等に発表した論文

[査読あり]

- (1)「清国湖広総督張之洞導入日本製造的紙幣」、松浦章編、『近代東亜海域交流:航運・海難・倭寇』、博揚文化出版社、第7輯、2014年9月、pp.239-258
- (2)「清国湖広総督張之洞の日本製紙幣の導入」、『「文化交渉」東アジア文化研究科院生論集』、関西大学大学院東アジア文化研究科、第3号、2014年9月、pp.289-300
- (3)「清末山東巡撫袁世凱導入日本製紙幣相関」、松浦章編、『近代東亜海域交流:航運・商業・人物』、博揚文化出版社、第8輯、2015年6月、pp.405-417
- (4)「袁世凱による日本製紙幣の原紙の導入」、『「文化交渉」東アジア文化研究科院生論集』、関西大学大学院東アジア文化研究科、第5号、2015年11月、pp.297-308
- (5)「清末広東省における日本製紙幣の導入」、大学研究所等紀要、『東アジア文化交渉研究』、関西大学大学院東アジア文化研究科、第9号、2016年3月、pp.505-520、
- (6)「晚清袁世凱引進日本製浮水印紙初探」、単行本、松浦章編『近代東亜海域交流:航運台湾・漁業』、博揚文化出版社、第9輯、2016年3月、pp.77-98
- (7)「清末の湖南省における日本製紙幣の導入」、『「文化交渉」東アジア文化研究科院生論集』、関西大学大学院東アジア文化研究科、第6号、2016年11月、pp.139-149
- (8)「清末兩廣總督岑春煊引進日本版紙幣」、単行本、松浦章編、『近代東亜海域交流:外交・貿易・物流』、博揚文化出版社、第10輯、2017年1月、pp.191-216
- (9)「清末広西省における日本製紙幣の導入」、大学研究所等紀要、『東アジア文化交渉研究』、関西大学大学院東アジア文化研究科、第10号、2017年3月、pp.741-762
- (10)「清末上海における日本製紙幣の導入」、大学研究所等紀要、『東アジア文化交渉研究』、第11号、関西大学大学院東アジア文化研究科、2018年3月、pp.521-533
- (11)「浅析清末上海信成銀行引进日本版纸币」、松浦章編、『海洋文化与東亜海域交流史』、第11輯、博揚文化出版社、2019年1月発行予定、pp.371-384

2、国際会議における発表

[査読あり、口頭発表]

- (1)「*Zhang Zhidong the Viceroy of Hubei introduced paper currency made in Japan during Late Qing Dynasty*」、第五回日中意研究生言語文化交流研究フォーラム、ローマ大学東方学院、(イタリア・ローマ)、2014年9月13日
- (2)「清末山東巡撫袁世凱導入日本製造的紙幣」、中日韓意研究生論壇2015、「全球化時代東亞知識的遷移」、北京外国語大学、(中国・北京)、2015年3月13日
- (3)「晚清袁世凱引進日本製水印紙初探」、東亞青年海洋文化国際論壇、国立台湾海洋大学、(中国台湾・基隆)、2015年10月16日
- (4)「清末兩広総督岑春煊引進日本製紙幣」、第三屆環東海与边疆論壇—東亞海洋共同体与边疆治理現代化研討会、浙江師範大学、(中国浙江・金華)、2015年12月19日
- (5)「清末中国引進日本製紙幣初探」、第2回東亞青年海洋文化国際論壇、関西大学、(日本・大阪)、2016年3月18日
- (6)「清末山東省における日本製紙幣の導入」、第11回東アジア大学院生国際学術大会、嶺南大学(韓国・大邱)、2016年8月17日
- (7)「清末湖南省引進日本版紙幣初探」、第2回関西大学・国立台湾大学院生共同研究発表会、関西大学、(日本・大阪)、2016年4月23日
- (8)「清末中国における日本製紙幣の導入の研究—総督張之洞、袁世凱、岑春煊を中心に—」東アジア文化交渉学会第8回国際シンポジウム、関西大学、(日本・大阪)、2016年5月8日
- (9)「清末中國引進日本版紙幣的研究—以張之洞、袁世凱、岑春煊為中心」、「近代中国与東亞—新史料与新視點」學術研討会浙江工商大学、(中国・杭州)2016年11月19日
- (10)「清末広西省における日本製紙幣導入の研究」、第三回台湾大学・関西大学院生合同発表会、国立台湾大学、(中国台湾・台北)、2017年4月22日
- (11)「关于清末上海引进日本版纸币的研究」、東アジア文化交渉学会第9回国際学術大会北京外国语大学、(中国・北京)、2017年5月14日
- (12)「关于清末中国引进日本版纸币研究的背景」、第七届中国近代社会史国際學術研討会、之江飯店、(中国・杭州)、2017年8月21日
- (13)「关于上海华商信成银行引进日本版纸币的浅析」、海洋文化—東亞海域交流史研究生

論壇、国立台湾海洋大学(中国台湾・基隆)、2018年3月30日

(14)「清末广东省引进日本版纸币」、東アジア文化交渉学会第10回国際學術大会、香港城市大学、(中国香港)、2018年5月12日

(15)「浅析清末引进日本版纸币的背景」“丝路和弦:全球化视野下的中国航海历史与文化”中国航海博物馆第七届国际学术研讨会、中国航海学会航海历史与文化研究专业委员会换届会议、(中国・上海)、2018年8月16日

(16)「*Introduction of the paper printed in Japan to China during the Late Qing dynasty*」、次世代グローバル教育学術交流プログラム“日中伊院生フォーラム”、ローマ大学(イタリア・ローマ)、2018年9月13日

(17)「浅析广西省引进日本版纸币的过程」、海上丝绸之路与近代以来区域社会经济发展暨第二届中国近代经济史研讨会、中国社会科学院近代史研究所经济史研究室、广西师范大学历史文化与旅游学院、(中国广西・桂林)、2018年11月3日

3、翻訳

(1)松浦章著、何娟娟、劉海萌訳「清代中国嘉慶年間之東亞的朝貢国與互市国」、『海交史研究』中国海外交通史研究会・泉州海外交通史博物館、2014年第2期、pp.89—98。